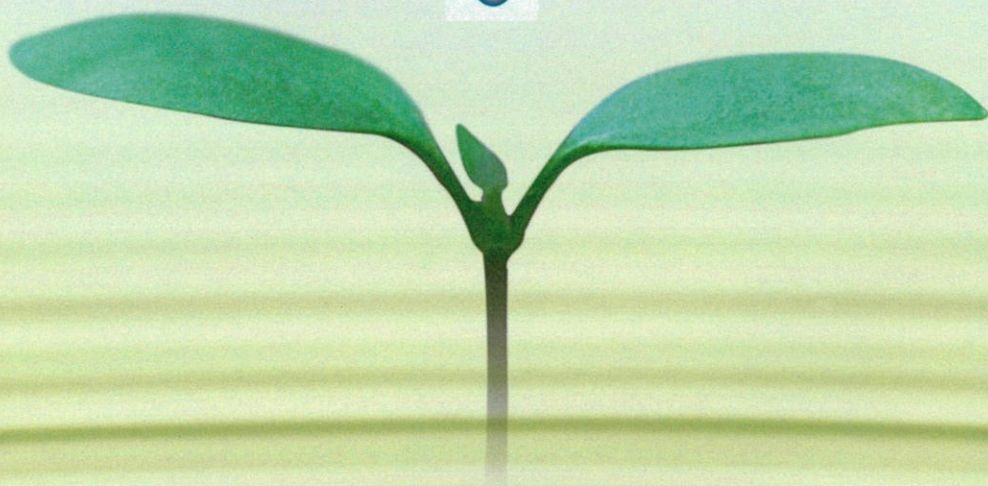




東御市 都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針

【改訂版】



平成 29 年 3 月

東 御 市

ご あ い さ つ



東御市は、第一次総合計画の基本理念のもと、北御牧地区までを含む全市に都市計画区域を拡大した中で、20年先の東御市の将来像を見据えて、市民の皆様の理解と参加のもとに計画的な都市づくりを進めるため、快適で暮らしやすい都市の形成に向けたまちづくりの指針である「東御市都市計画マスタープラン」を平成20年6月に策定し、計画に沿ったまちづくりの実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。

この間、昨今の厳しい経済情勢、少子高齢化の進行、地球規模で進む環境・エネルギー問題の深刻化や大規模災害の多発といった社会環境の変化、さらには、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律では「多極ネットワーク型コンパクトシティ」等、国の施策動向も著しく変化してきており、都市のあり方も大きな転換を求められております。

本市においても、社会情勢や国の施策動向の変化をしっかりと受け止めた上で、上位計画等との整合を図りつつ、これからの新たな都市将来像を見据えることが必要です。

そのため、市民の皆様の理解と参加のもとに、新たな都市づくりを進めていくため、目標年度である平成37年度（2025年）の中間年次にあたるこの時期に「東御市都市計画マスタープラン」の中間見直しを実施しました。

まちづくりにおいて最も重要なことは、心から「このまちに生まれてよかった」「このまちで暮らしていきたい」「出生から老後まで全部とうみで大丈夫！」そう思えるまちを築いていくことであります。

すべての市民が“ふるさと”を誇りに思い、活気とにぎわいにあふれ、快適で安心して暮らし続けていける都市を目指してまいります。

今後も、適切な土地利用の規制や誘導による合理的土地利用を図っていきつつ、10年先、20年先の東御市の将来像を見据えた「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」のために市民の皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、都市計画審議委員の方々、また、アンケートやワークショップなど貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

東御市長 花岡 利夫

東御市都市計画マスタープラン【目次】

序章 策定にあたって

1 都市計画マスタープランとは	1
2 都市計画マスタープランの目的と役割	1
(1) 都市計画マスタープランの目的	1
(2) 都市計画マスタープランの役割	1
3 都市計画マスタープランの位置づけ	2
4 目標年次	2
5 都市計画マスタープランの構成	3
6 計画の策定体制	4

第1章 まちづくりの現状と課題

1 まちづくりの視点	5
2 現状とまちづくりの主要課題	7
(1) 広域的な位置付け	7
(2) 東御市発展の経過	8
(3) 上小地域の位置付け	9
(4) まちづくりの主要課題	11

第2章 全体構想

1 まちづくりの目標	19
(1) 基本理念	19
(2) 将来都市像とまちづくりの目標	20
(3) 将来フレーム	22
2 将来の都市構造	23
(1) 将来の都市構造の基本的な考え方	23
(2) 将来の都市構造	23
3 分野別の整備方針	29
(1) 土地利用の方針	29
(2) 交通体系の整備方針	35
(3) 水とみどりの整備方針	41
(4) 景観形成の整備方針	47
(5) 都市施設の整備方針	53
(6) 福祉のまちづくりの方針	55
(7) 都市防災の方針	57

第3章 地域別構想

1 地域区分の設定	59
(1) 地域区分の考え方	59
(2) 地域区分の設定	59
2 地域別まちづくりの方針	60
(1) 田中地域のまちづくりの方針	60
(2) 滋野地域のまちづくりの方針	65
(3) 祢津地域のまちづくりの方針	70
(4) 和地域のまちづくりの方針	75
(5) 北御牧地域のまちづくりの方針	80
(6) 北部山林地域のまちづくりの方針	85

第4章 実現化の方策

1 実現化方策の基本的な考え方	87
2 都市計画マスタープランの運用と活用	88
(1) 市役所各関係部局等との都市計画マスタープランの共有化	88
(2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	88
3 まちづくりの推進	89
(1) 都市計画の決定・変更	89
(2) 事業の優先順位の検討	90
(3) 財政運営の効率化	90
4 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制	91
(1) 市民参加によるまちづくりの推進	92
(2) 企業の協力・参加によるまちづくり	92
(3) 市役所内部組織の充実	93
5 まちづくりの計画的な事業推進	94

資料：用語の解説	97
----------	----

東御市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針

計画基準年次	平成 17 年（2005 年）
中 間 年 次	平成 27 年（2015 年）
計画基準年次	平成 37 年（2025 年）



序 章 策定にあたって

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法で定められている制度で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法 18 条の 2）のことです。

都市計画マスタープランは長期的展望に立って東御市の将来像を描き、その実現を目指した取り組みの方策を示したもので、まちづくりの思いをまとめ、形にしたまちの将来のイメージです。

都市計画マスタープランは具体的な事業を直接実現するための計画ではなく、土地利用の誘導・規制や道路・公園などの都市施設の整備等を行う上での基本的な指針となるものです。

また、全体の構成は、市全体の総合的なまちづくり方針を定める「全体構想」と、地域別のまちづくり方針を定める「地域別構想」、基本方針を実現する方策を定める「実現化の方策」からなります。

※東御市都市計画マスタープランは、中間年次の平成 27～28 年度に見直しを行っています。

2 都市計画マスタープランの目的と役割

（1）都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、東御市総合計画の基本構想を実現させるために、市民の意見を反映させながら地域の実情に即した将来ビジョン（概ね 20 年後）を明らかにし、市民の理解と参加のもとに計画的に都市づくりを進め、快適で住み良い都市の形成に向けたまちづくりの指針として策定することを目的とします。

（2）都市計画マスタープランの役割

① 実現すべき東御市の将来像を示します

将来像を示すことによって、まちづくりの指針とすることができます。同時に市民と行政が将来都市像を共有することができます。

② 個別のまちづくり計画相互の調整を図ります

都市の将来像に基づき、土地利用、都市施設、都市環境等の個別のまちづくり計画について、相互に整合性のある計画を推進することができます。

③ 個別の都市計画に関し、地域住民の理解を得る根拠となります

まちづくりの目指すべき方向性（方針）を示すことにより、市民が都市計画に関する理解を深め、各種計画事業や規制・誘導への協力参加を容易にしていきます。

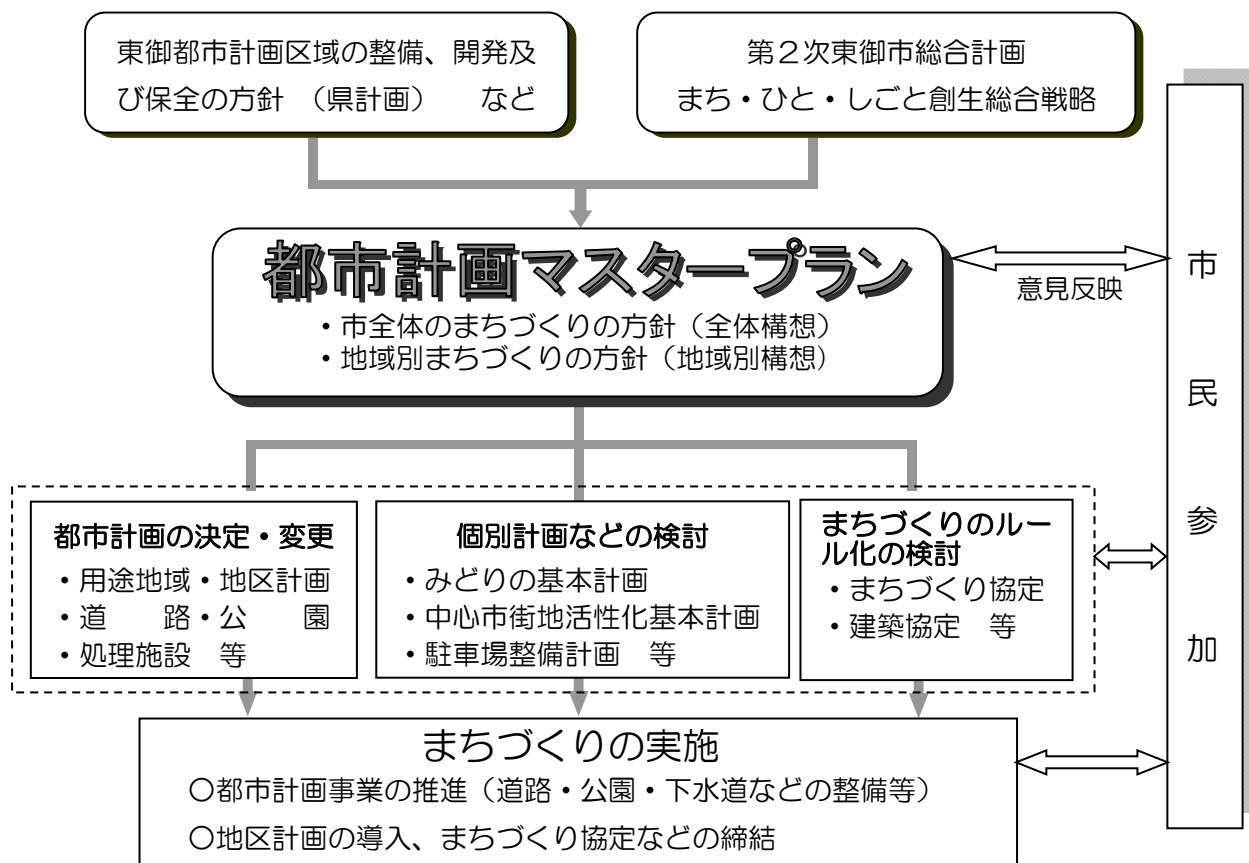
④ 具体的な都市計画の決定・変更の指針となります

都市計画マスタープラン自体には拘束力はありませんが、拘束力のある個別（用途地域の指定や都市計画道路など）の都市計画を決定・変更する際の方向を示す役割を持ち、その根拠とすることができます。

3 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、国・県の計画や「第2次東御市総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等上位計画に即し、本市の特性や市民の意見を反映させながら、今後のまちづくりを進めていくための指針を与えるものとして位置付けられます。（総合計画の下に位置付けられます。）

また、都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方針（全体構想）と地域別まちづくりの方針（地域別構想）により長期的な視点に立ってまちづくりを進めていきます。



4 目標年次

都市計画マスタープランは、都市計画を長期的・継続的に先導する役割を持つことから、策定から概ね20年後の長期的展望を見据えた計画としています。

また、中間見直し年次（平成27～28年度）では、上位計画との整合等を図り、新たな都市将来像を見据えたうえで、目標年次を平成37年（2025年）としています。

なお、この計画は、「東御都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定、本市の基本構想の改定、さらには社会情勢の重大な変動があった場合においては、必要に応じて見直しを行います。

計画の基準年	平成17年（2005年）
中間年次	平成27年（2015年）
目標年次	平成37年（2025年）

5 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、大きく「まちづくりの現状と課題」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化の方策」で構成します。

- 「まちづくりの現状と課題」は、市の現状や課題の整理を行い、まちづくりの主要課題を示します。
- 「全体構想」は、広い視点からみた市全域の都市づくりの目標及び将来像を設定し、それを実現するための分野別整備方針を示します。
- 「地域別構想」は、身近な視点からみた地域毎のまちづくりの目標及び整備方針等を示します。なお、地域区分は自然的・社会的・文化的条件を踏まえつつ、大きな地域のコミュニティ単位として6地域に区分することとし、田中地域・滋野地域・祢津地域・和地域・北御牧地域・北部山林地域とします。
- 「実現化の方策」は、都市計画マスタープランを実現する上での基本的な取り組みの方策を示します。

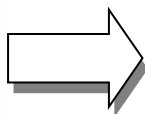
まちづくりの現状と課題

- まちづくりの視点
- 現状とまちづくりの主要課題（方向性）

まちづくりの基本構想・整備方針

全体構想

- まちづくりの目標
- 将来の都市構造
- 分野別の整備方針



地域別構想

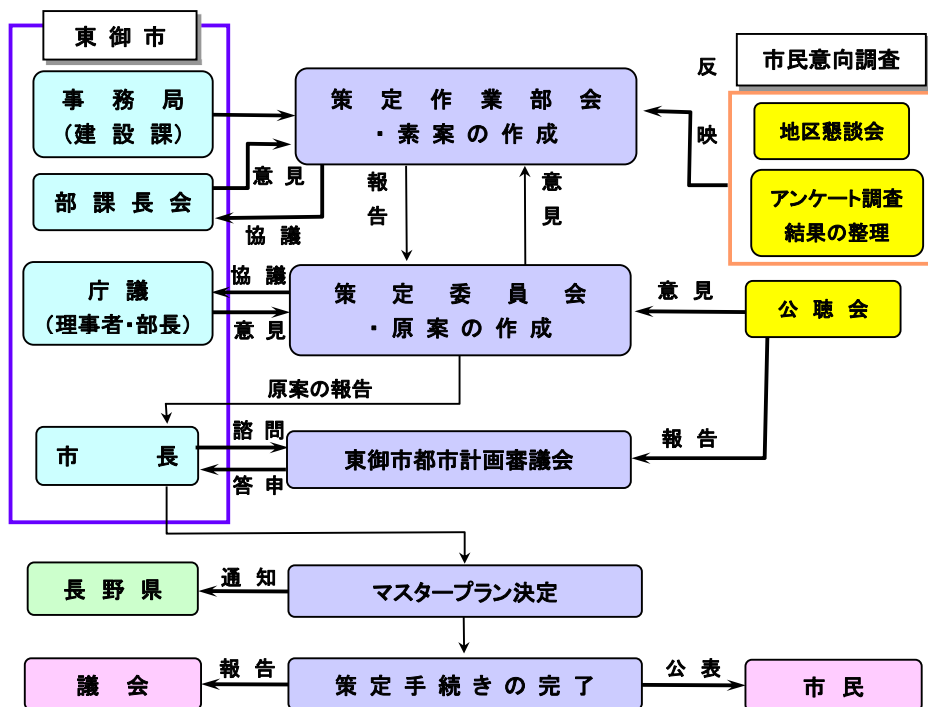
- 地域区分の設定
- 地域別まちづくりの方針

実現化の方策

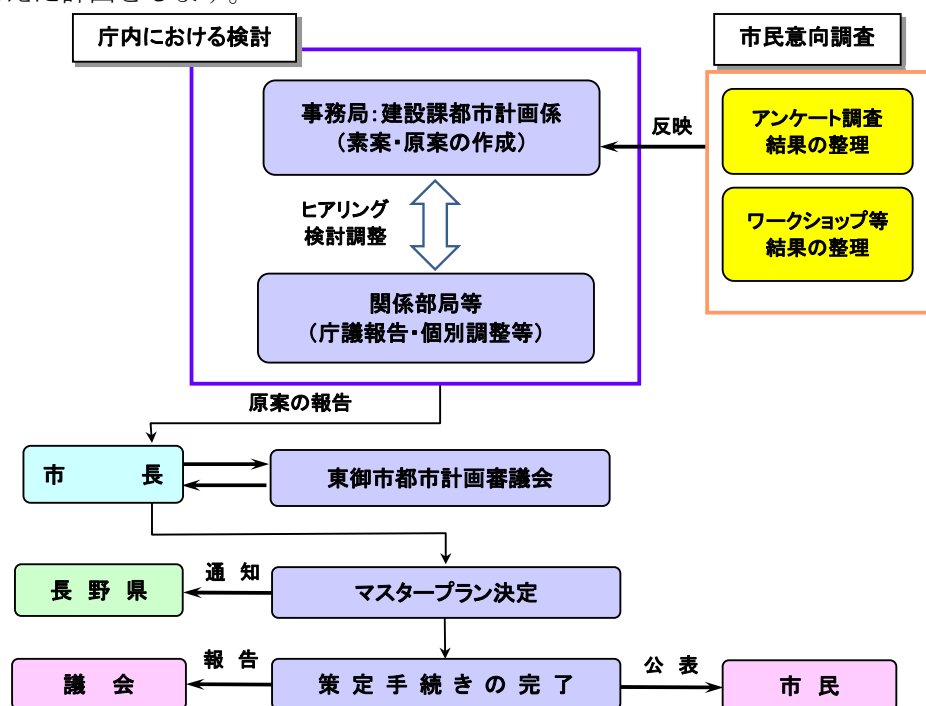
- 実現化方策の基本的な考え方
- 都市計画マスタープランの運用と活用
- まちづくりの推進
- 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制
- まちづくりの計画的な事業推進

6 計画の策定体制

都市計画マスタープランは、都市計画に関する総合的な施策の基本的な指針となることから、庁内の関係部局等との調整や庁内組織（策定作業部会）及び、市民代表組織（策定委員会）によって計画内容を検討しながら策定するとともに、地区懇談会の開催により市民の意見等を踏まえた計画とします。



都市計画マスタープランの中間見直しについては、庁内の関係部局等との調整や東御市都市計画審議会によって計画内容を検討するとともに、アンケート調査やワークショップ等の開催により市民の意見等を踏まえた計画とします。





第1章 まちづくりの現状と課題

1 まちづくりの視点

本市を取りまく社会・経済情勢は、都市化の進展、急速に進行する少子・高齢化、飛躍的に進展する高度情報通信技術、国際化、環境問題等変容の度合いを深めています。また、地方分権が進む中、地方の自立が求められており、本市においては個性的で活力に満ちた地域社会を構築していくことが重要となっています。

このため、まちづくりにおいては社会潮流の変化を踏まえ市民の創意のもと、このまちに暮らしたい、住み続けたいと思うまちを築いていくことが重要であり、豊かな自然・歴史と文化を大切にしまちづくりを今後も進めていくとともに、社会経済情勢や市民の意識、生活様式の変化等の「社会的背景」を的確に捉え、それに対応したまちづくりを進めていくことが求められます。

(1) 人口減少時代への対応

急速に進む少子・高齢化や核家族化は人口構造に変化をもたらし、右肩上がりの人口増加は21世紀初めにピークを迎えた後、本格的な人口減少の局面に入り、高齢化がより一層進行しています。少子・高齢化の進展は、経済力の低下、労働供給の制約、そして社会保障負担の一層の増加をもたらしています。

こうした動きの中で、経済の効率化や技術革新の促進、基盤投資の重点化、効率化等が求められ、地域がその活力維持に必要な人口を確保し、自立した地域経営を行っていくためには、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施とともに、土地利用を含む各方面において、限られた資源を目的に照らしながら効果的に活用していく努力がなされる必要があります。

また、安心して生み育てることのできる環境や高齢者の住みやすい環境を整え、社会参加を通じて生きがいを感じることでできる福祉社会づくりを更に進める必要があります。

(2) 高度情報化社会の到来と国際化の進展

《高度情報化社会の到来》

高速交通網の発展は地域間の時間・距離の制約を大幅に縮小し、人・もの・情報などの交流を活発化させました。さらに、衛星通信やインターネット等の情報通信技術の飛躍的な進展に伴う高度情報化社会の到来は、産業分野のみならず、医療・教育・家庭生活の分野まで影響を及ぼし、その果たす役割は社会の様々な側面で大いに高まっています。

発達した情報通信技術は企業立地や就労形態の可能性を広げるとともに、多様な情報をいつでもどこでも容易に入手することを可能とするため、市民生活や地域社会の発展に多大な貢献が期待されます。今後の生活基盤の整備においては、こうした高度情報化に対応した情報基盤整備も重要な要素として考える必要があります。

また、情報基盤整備だけでなく、高齢者や障がい者を含むすべての人々が、情報化による利便性を享受でき、市民同士の情報交流、地域活動の促進など、情報基盤整備がもたらす、地域や人々の新たな交流のあり方についても、重要な要素として捉える必要があります。

**《国際化の進展》**

情報化の進展や交通・輸送の高度化などにより人・もの・情報などの多様な交流が国内だけにとどまらず、国境を越えて国際的に活発化し、行動する時代を迎えています。

外資系企業の立地、外国人労働者の流入等により地域における国際化もますます進展し、国際化時代に対応できる社会環境の整備や国際的な視野をもった人材の育成等が求められています。

(3) 豊かな環境と共生した生活づくり**《環境との共生》**

地球規模での環境問題が顕在化する中で、地球環境の保全と循環型社会の構築を進めるための国際的枠組みは強化されつつあり、事業活動や日常生活においても環境負荷の低減が強く求められています。

美しい自然環境は、市民がゆとりある暮らしを営む上で不可欠な精神的、物質的恵みをもたらす存在であり、その有限性に留意しつつ、これを美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくことが必要であることから、まちづくりにおいても環境負荷の小さな循環型社会への転換、自然環境の保全、人と自然が共生する社会の構築などが重要な要素として求められています。

《新しい価値観の形成》

社会の成熟とともに、市民の生活も豊かな情報にあふれ、自由時間の増大や価値観の高度化、多様化などによってライフスタイルも様々に変化し、自然環境・景観への配慮や自然とのふれあいに対する志向など心の豊かさをより重視する傾向が高まっています。

このような状況を背景として今後は、安全性、快適性、健康性等のほか、個性の尊重、多様性の重視という観点に立って、効率性の向上と併せて人の活動と自然とが調和できる豊かな生活づくりが求められます。

(4) 自主的、自立的な地域づくり**《地方分権時代》**

地方分権推進改革法の制定に伴い、中央に集中した権限等が地方に移譲されつつある中で、地域づくりにおいても市民・行政・民間などの多様な主体が連携して、地域の振興や活性化を図るための知恵を結集し、自主的、自立的な地域経営のあり方を問い直す必要があります。

そのため、これまでの経済成長と都市化の進展の中で、失われつつある自然・歴史・文化・風土等に根ざした資源を掘り起こし、美しさとゆとりのある生活空間の形成を進め、地域の誇りと生活の充実感を感じられる地域づくりを進めることが重要となっています。

《協働・参画》

地域づくりの将来像や方向性を示し、地域住民みんなで共有していくための「地域ビジョン」が各地区で作成されるなど、まちづくりに対する市民の主体的な参画気運が高まっています。公共サービスにおいても民間企業が参入する分野が広がりつつあるなど、これまでの行政主導によるまちづくりの考えから、市民や企業、NPO等、多様な主体の参画と協働によるまちづくりへの取り組みが求められています。

2 現状とまちづくりの主要課題

(1) 広域的な位置付け

本市は、長野県の東部に位置し市域の北は群馬県嬭恋村、西は上田市、南は立科町・佐久市、東は小諸市に接し、浅間山をはじめ蓼科山・八ヶ岳など信州を代表する山々を眼前に見ることができ、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積は 112.37k m²を有しています。

気候は準高原的な内陸型の気候風土で、気温は年間を通じて冷涼で日較差・年較差が大きく、年間降水量は 900mm 前後であり、全国でもまれな寡雨地帯となっています。

交通網は、千曲川右岸をしの鉄道が通過するとともに、上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジがほぼ中央にあり、国道 18 号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路として横断し、これに通じる道路として主要地方道諏訪白樺湖小諸線、県道東部望月線、千曲川左岸広域農道（千曲ビューライン）等が近隣市町村に連絡しています。また、千曲川左岸広域農道（千曲ビューライン）が開通したことにより、近隣都市との交流が活発化しています。主要都市との距離は、県都長野市までは 45km の距離にあります。また、首都東京から 200km 圏内にあり、長野自動車道などの交通網の整備により、首都圏さらには近畿・中京圏との交流も容易となっています。

■ 広さ

東西 14.7 km

南北 16.5 km

■ 標高

最高地 2,227m（東麓ノ登山 山頂）

最低地 470m（千曲川西海野地籍）

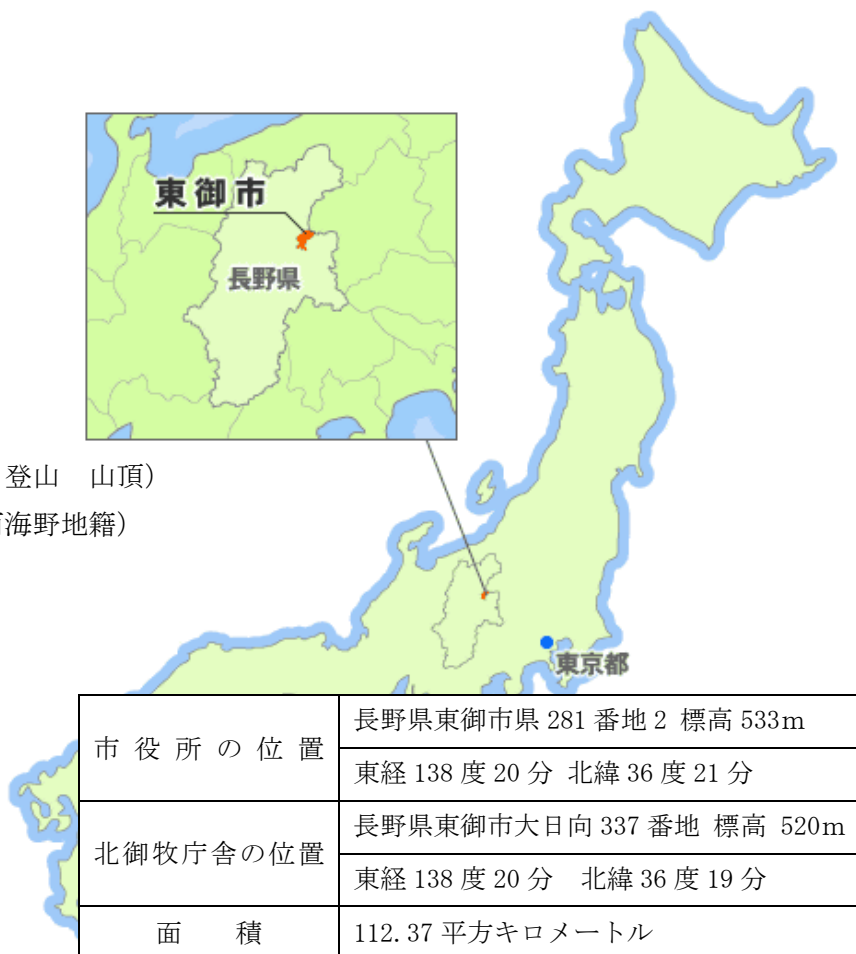


図 位置図

(2) 東御市発展の経過

東御市は、明治4年の廃藩置県が布告された当時、2町36村に分かれていたが、明治の大合併により、滋野村・祢津村・県村・和村・北御牧村となり、その後の昭和の大合併により、滋野村・祢津村・田中町（県村）・和村が東部町となりました。

平成11年に合併特例法が改正されたことを契機に合併への機運が高まり、平成16年4月に小県郡東部町と北佐久郡北御牧村の2町村が合併して東御市となり市政が施行されました。

歴史的には、平安期に御牧原一帯は、朝廷への御献馬が飼育され600～700頭の馬が集積され、鎌倉時代までの400年にわたり賑わっていたことから、本地域が京の朝廷文化について東信地域一帯への伝承の役割を担っていたことがうかがえます。

近世においては、街道交通の発達につれ、田中・海野が北国街道の宿場となり、明治期には養蚕業の町として栄え、さらに鉄道交通網の整備に伴い田中駅が開業され、商工業も飛躍的に発展向上しました。

近年は、東京と長野を結ぶ上信越自動車道や北陸新幹線などの幹線動脈上にあり、東信地域の拠点である上田市、佐久市及び小諸市の中に位置する恵まれた立地であることから、幹線道路沿い及び東部湯の丸インターチェンジを中心に大型店等が出店されています。



一方、大型店等の出店に伴い、市の中心市街地商店街の活性化に向けたハード、ソフトの両面からの整備も進められています。

また、恵まれた立地、自然条件を生かした、湯の丸高原や池の平湿原、歴史をテーマとした海野宿や雷電生家、歴史に加え芸術も味わえる芸術むら公園、身体をいやす温泉施設などへの観光客が増加しています。

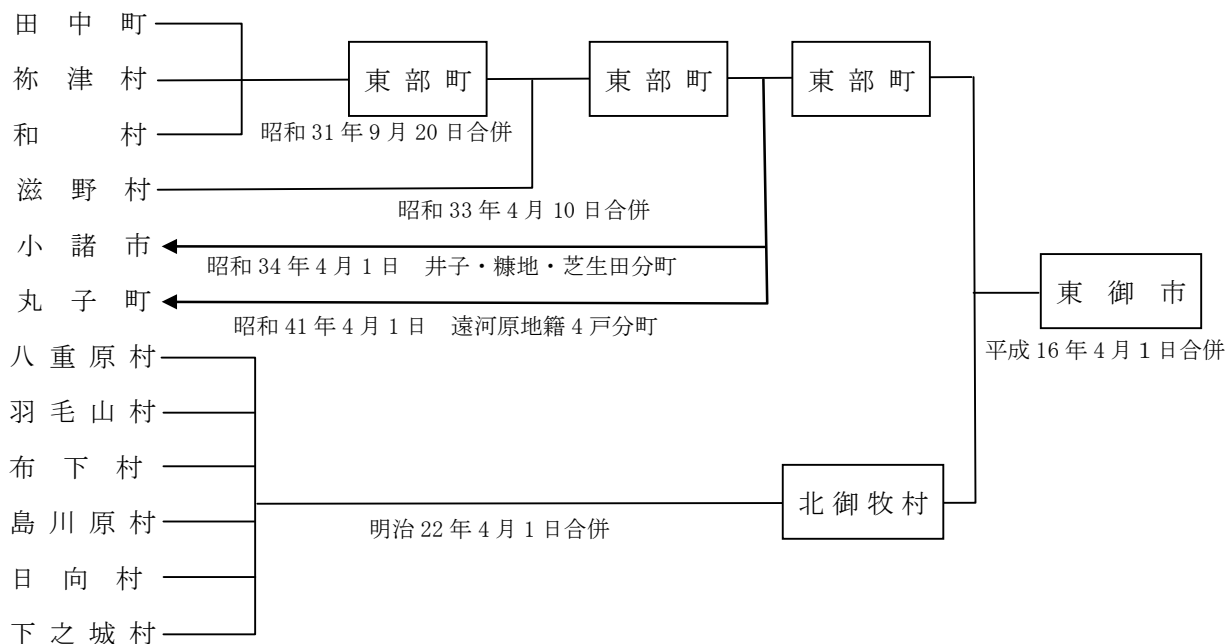


図 東御市の変遷

(3) 上小地域の位置付け（長野県総合5か年計画[2013]：平成25年度～29年度）

長野県総合5か年計画では、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を基本目標とした計画が進められている中で、上小地域については、次のような発展方向、施策展開の方向が示され地域の一層の発展を図るとしています。

○上小地域〔上田市、東御市、長和町、青木村〕

●地域特性

上小地域は、少雨多照の気候で、標高差のある豊かな自然に恵まれており、高原、ため池、棚田などの美しい景観をはじめ、歴史的建造物、史跡等の地域資源に恵まれた地域です。また、高速交通網の整備により首都圏からのアクセスが容易になり、長野・松本・諏訪・佐久地域に隣接した文化・経済の要衝の地域でもあるため、地域内外の一層の連携と交流により、さらなる発展が期待できます。

●地域プロジェクト

(1) 豊かな自然環境の保全と活用プロジェクト

- 太陽光発電などの自然エネルギーについて、公共施設へ活用するほか、自然エネルギーを活用した地域づくり等の事業化を支援するとともに、自然エネルギーの普及拡大のためのネットワークづくりや情報発信を行います。
- カラマツをはじめとする森林の間伐等を計画的に実施するとともに、施業の機械化や路網整備を促進し、積極的な間伐材の搬出と様々な用途への県産材利用を進めます。また、被害の大きい松くい虫に対しては、特に重要な松林を対象として、集中的に駆除や防除を実施します。
- 健全な森林育成の脅威となっているニホンジカについて、集中的、効率的に捕獲を実施するなど、農林業に被害を与える野生鳥獣については、被害集落等において、住民をはじめ関係者が連携して行う総合的な被害防止対策を支援します。

(2) 特色ある産業の発展と連携プロジェクト

- 地域が培ってきた技術や産業集積を活かし、今後成長が期待される分野（健康・医療、環境・エネルギー、次世代交通）や、有望な市場（アジア新興国市場、需要が拡大する先進国市場）への展開を産学官の連携により進めるとともに、重点的に支援します。
創業にかかる融資制度や相談などにより創業を支援するとともに、中心市街地を活性化するため、市町村をはじめ、商工関係団体や地域住民等と連携し、賑わいのあるまちづくりを推進します。
- 新規就農者・定年帰農者などの多様な担い手の確保や、農地の集積による効率的な経営体の育成を支援するとともに、耕作放棄地の解消に対する取組を支援します。
新品目、オリジナル品種等の導入により食品事業者から信頼される特色ある産地づくりを推進するとともに、農産物直売組織への支援等により地産地消を推進します。
また、営農に必要な農業用水を安定的に確保するため、農業水利施設の補修・更新による長寿命化対策を推進するとともに、農村地域での農地・農業用水等の保管理を支援します。
- 地域の農産物、特産品などの強みを持つ素材や多彩な観光資源を更なる活用のために磨き上げるとともに、農産加工品の開発などの農業の6次産業化を促進します。また、「食」や「農」を観光資源として活かすための情報発信や農村体験などによる都市と農村の交流を促進します。

- 磨き上げた資源を活かし、地域全体でおもてなしの向上を進めるなど、観光地としてのイメージアップ、魅力向上に取り組むとともに、自然志向、健康志向、本物志向の観光旅行者のニーズに的確に応える商品開発を進め、合わせてターゲットを明確にした情報発信により、誘客宣伝活動の効果を向上させます。

北陸新幹線の金沢延伸を見据えた誘客や隣接地域と連携した周遊型観光を促進するとともに、成長著しいアジア圏へのプロモーション等により外国からの誘客を促進します。

(3) 医療・福祉・子育てプロジェクト

- 地域の住民が安心して必要な医療を受けられるよう、救急医療と周産期医療の再構築を核とした上小地域医療再生計画に基づき進めている取組を継承し、産婦人科医・麻酔科医等の医師の安定的な確保、がん診療体制や周産期医療体制の整備等を進め、地域医療体制を強化します。
- 高齢者や障害者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、県下で初めてのサテライト型特別養護老人ホームの開設や児童発達支援センターの複数設置といった先駆的な取組を発展させるなど、高齢者の介護予防やケア体制、障害者の自立支援サービスの提供体制を整備し、高齢者・障害者福祉サービスを充実させます。
- 安心して子どもを育てることができるよう、子育て支援や発達相談の拠点化などの先進的な事例を活かしながら育児不安を軽減する取組を進めるとともに、子どもに対する医療費の給付、多様化する保育ニーズへの対応を通じ、子育て支援を充実させます。また、仕事と子育ての両立を支援する取組を進めるなど、社会全体で子どもを育てることができる環境づくりを推進します。

(4) 安全・安心な地域社会づくりプロジェクト

- 東日本大震災のような大規模な災害に対応できるよう、防災体制を充実するとともに、消防力の維持向上のため、消防団員確保への支援を行います。

治山・治水・砂防・道路防災事業や建築物の耐震化、土砂災害警戒区域等の指定などにより防災・減災対策を推進します。また、大規模災害時の緊急輸送道路網の整備や、住民の防災・減災に向けた意識の高揚など、災害に強い地域づくりを推進します。

- 「上田地域 30 分（サンマル）交通圏」の実現に向け、国道 18 号、国道 144 号などの幹線道路網の整備や、既存ストックを有効活用した渋滞対策として、交差点改良などの整備を推進します。また、三才山トンネル有料道路などの料金徴収期間終了後の有料道路無料化による交通環境の変化等を見据え、隣接する圏域との連携・交流を促進するため、国道 254 号などの幹線道路網の整備を推進します。

安心・安全で賑わいのある歩行空間を創出する都市計画道路北天神町古吉町線・中常田新町線などの街路事業や、地域の安全・円滑な交通を確保する道路整備を推進し、魅力的な都市形成と地域資源を有機的に結ぶネットワーク形成を通じて地域内外連携と交流を促進します。



(4) まちづくりの主要課題

本市における現況の問題点・課題をはじめ、まちづくりの視点や広域的に要請される課題、位置付けなどの状況を抽出し、「東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート調査」による市民の要望を踏まえて、まちづくりの主要課題(まちづくりの方向性)として次のよう整理します。

1) まちづくりの主要課題の抽出

課 題

人 口

- ・人口減少
- ・少子・高齢化への対応
- ・若年層の定住対策
- ・就業の場の確保

産 業

- 農業：・農業・農村の活性化
・魅力ある農業の展開
・農業の担い手の育成
・無秩序な農地転用の抑制
・優良農地の確保・耕作放棄地の再生
- 工業：・産業構造の変化に対応し、研究開発型企业等の誘致や新たな産業機能（先端技術産業）の誘導
・高付化価値産業等新たな産業の育成
- 商業：・多様なニーズに対応した商業強化
・既存商店街の活性化
- 観光：・観光地や施設の利便性を高める整備
・観光資源の点検とイメージアップ
・観光拠点の整備と、情報発信を強化

土地利用

- ・地域の特性にあった土地利用（資源の保全・活用）
- ・住宅、工業、商業の適正な配置
- ・無秩序な宅地開発の抑制 ・未利用地の有効活用
- ・土地利用の適正な規制・誘導
- ・コンパクトな市街地を形成
- ・合併に伴い一体となった土地利用計画の推進
- ・国道18号上田バイパス沿道の土地利用の検討

自然環境と景観

- ・恵まれた自然環境の保全及び自然資源の活用
- ・豊かな自然と調和した美しい風景づくり
- ・地域の特色ある歴史的、文化的資源の保全、活用
- ・優れた景観を維持・保全、活用
- ・地球温暖化など地球規模での環境問題

都市施設

- ・増加する交通量に対応した外郭道路、幹線道路の整備
- ・都市計画道路の整備推進 ・交通安全対策
- ・住宅地、集落内の道路改良
- ・公共交通機関の利用
- ・まちなみ景観の創出
- ・住区基幹公園の整備水準の向上
- ・防災機能の強化
- ・各種公共施設の整備(長寿命化)

都市に内在する問題点と課題

東御市は豊かな自然と歴史、文化を大切にしながらまちづくりを進めてきているが、近年広域的な交通網の整備等により、市民の日常生活は市内だけではなく近隣市町村とのかかわりをもつようになり、広域的な都市間交流が増加しています。

このため、高速交通網に対応できる主要幹線道路の整備や住宅基盤の整備、産業基盤の整備、上下水道の整備等といった既存都市基盤の改善を図るとともに、広域的な役割や機能を踏まえて新たなまちづくりを展開していく必要があります。

また、合併に伴い、旧町村の均衡ある発展と新市の一体的かつ総合的な発展を実現するため、計画的な居住環境の保全・誘導、農業との調和、景観の保全を図りながら、良好な生活環境・生産環境を確保するため、適正な土地利用の規制・誘導を行い、道路、公園等の都市施設や面的な開発事業を有機的に組み合わせ、旧町村の均衡のとれた秩序ある土地利用の確保を図る必要があります。

さらに、今までに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれることから、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行う必要があります。

主要課題

●自然環境と調和した快適な生活環境の実現

●快適で安全な道路・交通体系の形成

●自然、歴史、文化と調和した都市空間の形成

●地域資源を活かした産業の育成

●定住環境の確保と少子・高齢化社会への対応

●広域的な連携のもと一体となったまちづくり

住民アンケートによる要望

東御市の特徴として「自然景観の美しさ」や「住宅地のまちなみや環境の良さ」は評価されており、東御市の良さとしてみられています。買物の利便性や公共交通機関、身近な道路の安全性の評価が低く、改善の要望が多くなっています。一方、「娯楽・レジャー施設の充実」「駅周辺の中心商店街の利用しやすさ」の評価は低いものの、改善の要望は少ないです。

これからのまちづくりについては、「現在の市街地を有効に利用することで、むやみな市街地の拡大を抑制する」事を望んでおり、「空地の有効活用」や「生活道路の整備及び改善」、「身近にある小規模な公園の整備」といった既存施設の整備や改善が求められています。その一方で、「防災機能を備えた公園の整備」や「避難場所や防災施設の確保・整備」と防災機能の拡充が求められている他、高齢者向け住まいや子育て関連施設を充実させてほしいという意見が多くなっています。

また、地域の今後のまちづくりの方向性については、「道路や公園などを必要に応じて段階的に整備をしていく」事が望まれており、現況で評価の高い自然環境はそのままに、病院や福祉施設の充実が特に求められています。

2) まちづくりの主要課題

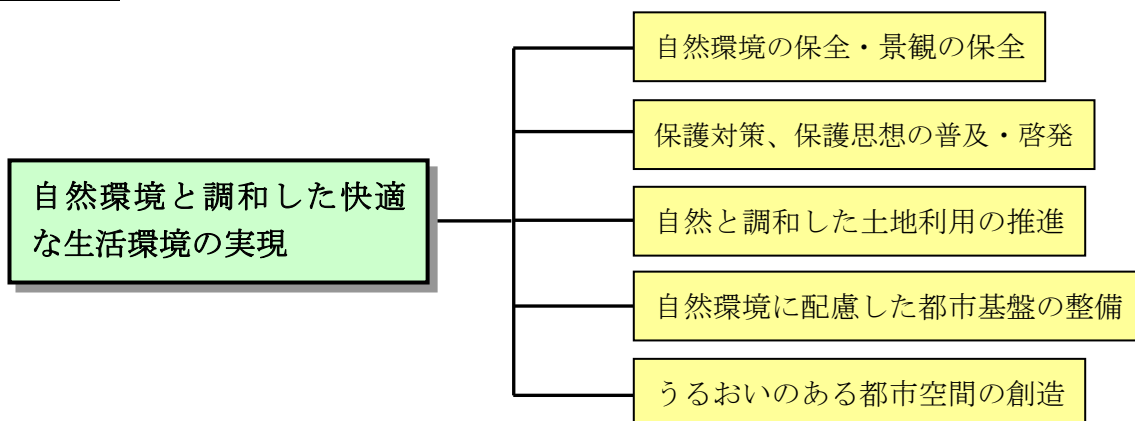
①自然環境と調和した快適な生活環境の実現

現状特性

本市は、北部にみどり豊かな森林が広がり、市の中央を千曲川が流れ、広大な農用地を形成しており、これらの森林や農用地は、景観としても重要な要素となっています。

各種市民意向調査からも、自然環境に対する市民の関心度は高いものがあり、自然環境と共生するまちづくりの取り組みの重要性が指摘されています。

課 題



- 貴重な自然環境・景観の保全と自然の保護対策の推進、保護思想の普及・啓発に努める必要があります。
- 自然と調和した土地利用の推進、自然環境に配慮した都市基盤の整備を図る必要があります。
- うるおいのある都市空間の創造等、人と自然がふれあえるような個性的なまちづくりに努める必要があります。
- 快適な生活環境の創造に努める必要があります。

②快適で安全な道路・交通体系の形成

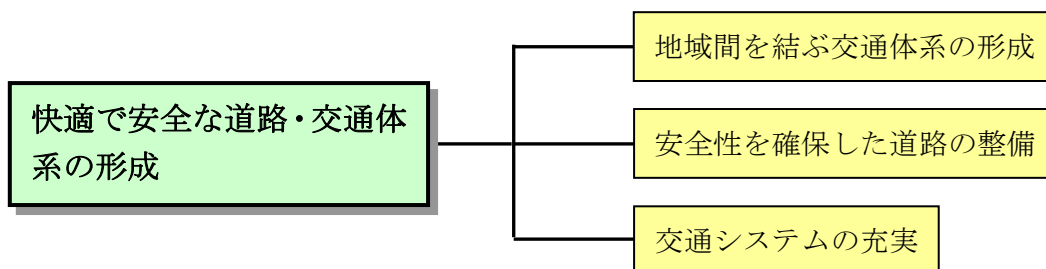
現状特性

本市の発展経緯は上信越自動車道、国道18号、浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）、千曲ビューライン（千曲川左岸広域農道）などの交通網の発展が大きな要因となっています。さらに、将来構想として上信自動車道をはじめ、上小・諏訪連絡道路等、周辺の圏域と連絡する道路網も計画されており、交通ネットワークはますます拡大されようとしています。主要生活道路（県道等）はこれらの主要幹線道路から各地域間を結ぶ形で形成されています。

一方、集落内の生活道路は幅員の狭い道路が多く、ほとんどの道路は車道と歩道が分離されていない状況であり、通学路にも指定してあるなど危険性が伴っています。

また、今後は更に高齢化が進むにつれて公共交通利用者の需要度はより高くなると予想されます。

課題



- 主要幹線道路と地域間を結ぶ主要生活道路（県道等）との連携のとれた安全で快適な交通体系の形成を図る必要があります。
- 安全性を確保した生活道路の整備を推進する必要があります。
- しなの鉄道の各駅や生活環境施設、福祉施設等への利用を考えた交通システム（デマンド交通）の充実を図る必要があります。必要に応じて広域的な観点から検討していく必要もあります。

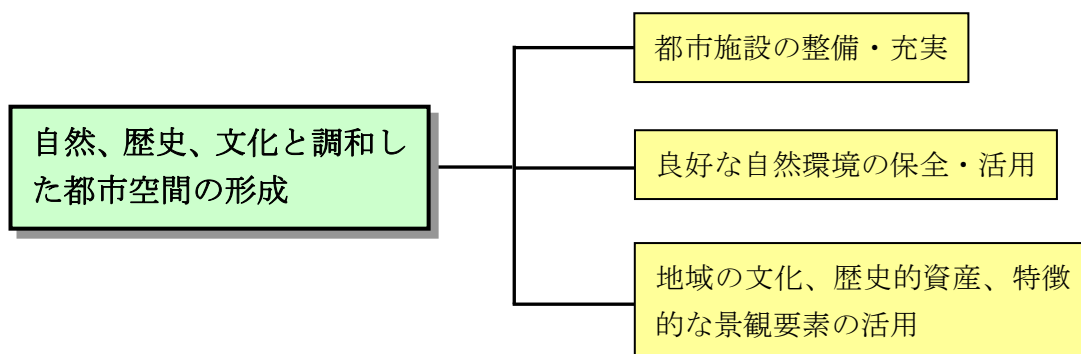
③自然、歴史、文化と調和した都市空間の形成

現状特性

都市化が進むなか市民の生活意識には、物質的な豊かさや都市の利便性の追求に加え、心の豊かさや快適性を求めるなど複雑多様化が見られ、市街地においても緑地・水辺空間の保全と創出、歴史的風土の保存、景観形成など生活の場としてのうるおいとやすらぎが求められています。

本市は豊かな自然環境や歴史的資産などの環境資源に恵まれています。都市化が進むにつれ自然環境、田園景観、古くからのまちなみなどが損なわれつつあります。快適な生活を送れるまちを築くにはいかに良好な環境をつくるかにあり、恵まれた環境資源を保全・活用し、歴史的まちなみを活かした市街地の形成など、生活基盤の質の向上を図ることが重要となっています。

課題



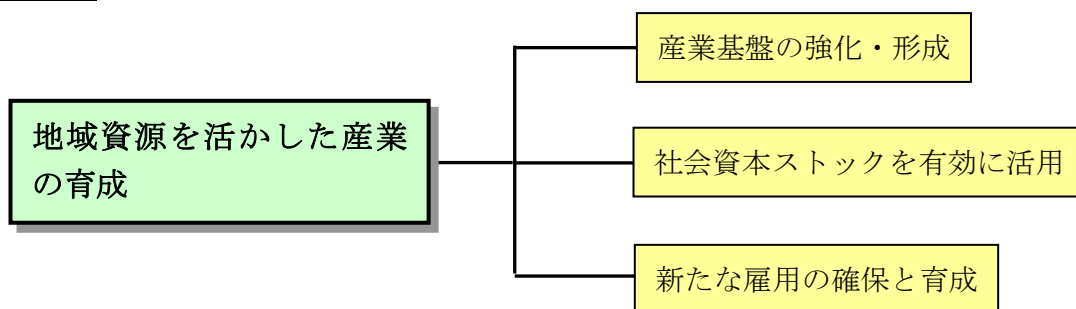
- 快適な都市生活を支えていくために住宅、公園、上下水道などの都市施設の整備や適正な維持を図る必要があります。
- 良好な自然環境、地域の特色ある文化や歴史的資産、特徴的な景観要素を活かし自然、歴史、文化と調和した都市空間の形成を図る必要があります。

④地域資源を活かした産業の育成

現状特性

本市の産業は、豊かな自然環境や恵まれた交通要件等から順調に発展してきました。しかし高度情報化や国際化の進展による産業構造の変化、高齢化や後継者不足などによる農業・商業等の産業を取りまく環境は新たな転換期を迎えていることから、社会の要請やニーズに対応して、豊かな自然資源や歴史的遺産・観光資源に恵まれた立地条件を活かし、他の産業との有機的な連携をとりながら地域の特性に応じた産業の振興を図ることが重要となっています。

課題



- 情報通信技術の進展や交通網の発展に伴って進行する産業の受け皿として、産業基盤の強化・形成を図る必要があります。
- 地域の資源や今まで築き上げてきた社会資本のストックを有効に活用する必要があります。
- 高速交通網等の優位性を最大限に活かし、産業構造に対応した新たな雇用の確保と育成を図る必要があります。

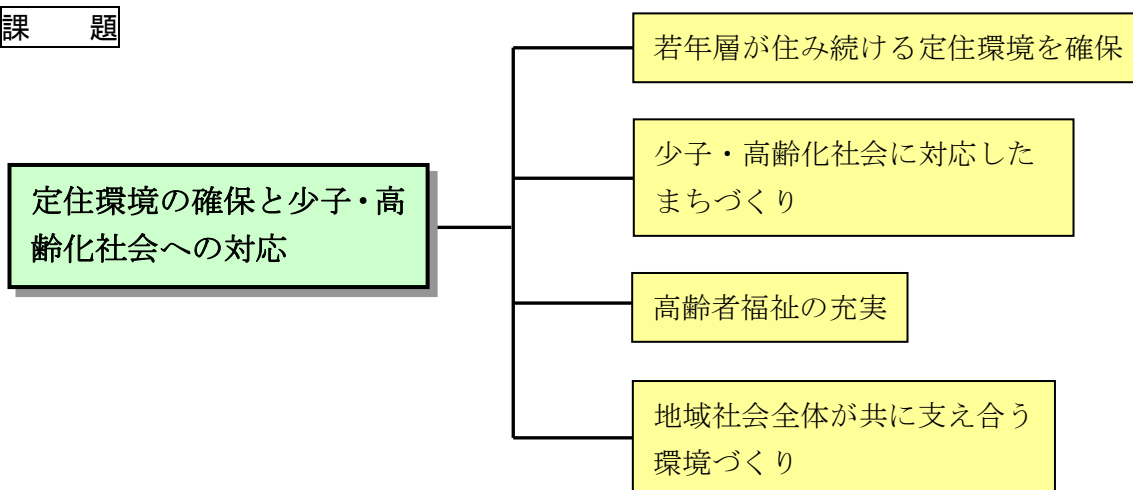
⑤定住環境の確保と少子・高齢化社会への対応

現状特性

本市の人口は、国勢調査では、平成17年の31,271人をピークに平成27年では、30,107人と10年間で1,164人減少し、今後も減少傾向は顕在化していくことが予想されます。

また、人口構成の推移は年少人口が減少し、生産年齢人口は横這いから減少に転じ、高齢人口は生産年齢人口が順次老年期に入っていくことなどから増加し、少子・高齢化が進んでおり、高齢者、地域社会を支える若年層の定住やそれぞれの世代が生きがいをもって、安心して暮らすことの出来る社会を形成していくことが重要となっています。

課題



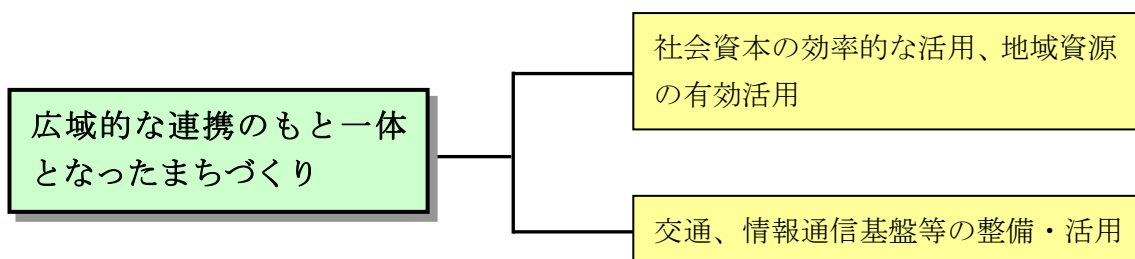
- 若年層の流出が多くなると市の活力が低下していく恐れがあることから、若年層が住み続ける定住環境を確保する必要があります。
- 活力ある地域コミュニティを形成するなど、少子・高齢化社会に対応したまちづくりを進める必要があります。
- 生きがいをもって、安心して暮らす環境づくりの観点から、総合福祉センターを拠点とした市民の生活を総合的に支援する福祉・保健・医療の連携による高齢者福祉の充実を図る必要があります。
- 介護保険制度の推進、きめ細かな子育ての支援や児童福祉の充実、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者が安心して生活できる地域社会の実現等、一人ひとりの個性を尊重し、地域社会全体が共に支え合う安心とやすらぎのあるまちの環境づくりに努める必要があります。

⑥広域的な連携のもと一体となったまちづくり

現状特性

上田地域広域連合広域計画*（平成25年度～29年度）では、構成市町村それぞれの自主性を尊重しつつ、連携と調和による一体的発展をめざすため、「恵まれた自然環境や歴史文化を育みながら、人と人のふれあいを大切にだれもが心豊かに暮せるふるさと」を基本理念として、21世紀初頭における将来像を「自然・文化・人のハーモニー「参加と連携」の活力ある圏域をめざし」と定め、その実現に向けた圏域づくりが進められています。

課題



- 地域の自立を促進し、活力ある地域社会を形成するため、広域圏域における地域の持つ資源や魅力を広域的に共有し、相互の機能分担・連携を図りながら、限られた社会資本の効率的な活用、地域資源の有効活用を図る必要があります。
- 人・もの・情報の活発な交流による選択可能性の高い暮らしを実現するため、交通、情報通信基盤等の整備・活用を図る必要があります。

*上田地域広域連合広域計画：平成元年6月に国の新しい施策である、ふるさと市町村圏のモデル圏域第一次の選定を受け、「上小地域ふるさと市町村圏計画」が平成2年に策定、平成25年に第四次上田地域広域連合広域計画を改定し現在に至っています。
「上小地域ふるさと市町村圏計画」は、圏域（上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町）の計画的、一体的な振興整備を推進するため、上田広域連合で策定される計画であり、上小地域の今後のすすむべき道筋を示すものです。

建設中の県・東深井線



建設中の県・東深井線



第2章 全体構想

1 まちづくりの目標

(1) 基本理念

第2次東御市総合計画では、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、市民だれもが親しみ、市民の心のよりどころとなる「東御市民憲章」をまちづくりの基本理念として掲げ、市民が共通して目指すことのできる将来都市像を「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」とし、その実現に向けて、市と市民が互いに役割を明らかにして共に歩みを進めるものとします。本計画においても、この基本理念のもとでまちづくりを進めていきます。

■ 基本理念

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることの歓びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

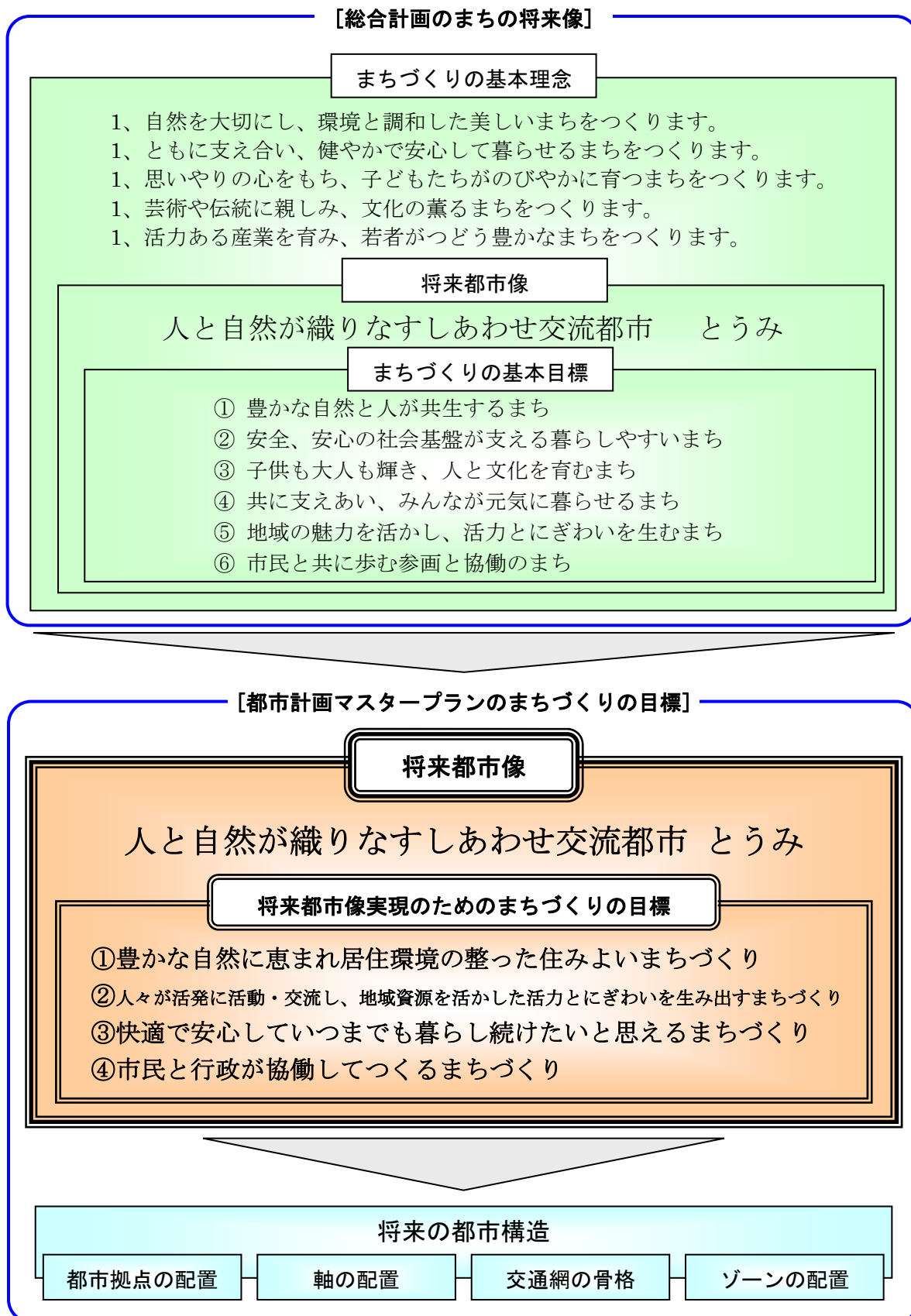
● 将来都市像

人と自然が織りなす
しあわせ交流都市 とうみ

自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りを持ち、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって人と人を結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる“幸せ”が実感できる都市を目指します。

(2) 将来都市像とまちづくりの目標

● 将来都市像とまちづくりの目標の体系





Tomi city

1) 将来都市像

将来都市像は、第2次東御市総合計画における施策の大綱（将来像）や、まちづくりの基本目標「①豊かな自然と人が共生するまち」「②安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」「③子供も大人も輝き、人と文化を育むまち」「④共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」「⑤地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち」「⑥市民と共に歩む参画と協働のまち」を基本とし、東御市都市計画マスタープランの目指す将来都市像を次のように設定します。

●将来都市像

人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ

2) まちづくりの目標

将来都市像の実現を目指し、まちづくりの目標を次のように設定します。

① 豊かな自然に恵まれ居住環境の整った住みよいまちづくり

本市の恵まれた自然環境のなかで暮らし続けていきたいと思うことは、市民共通の願いです。

そのため、暮らしの安全性、利便性や就業する場などの基盤づくりのほか、緑豊かな自然環境の保全に配慮した適切な土地の利用により、暮らしと自然が調和され、共生したまちづくりを目指します。また、快適な都市環境を創造し、豊かな生活を実感できるような環境づくりを進め、美しい環境を大切に未来につなぐまちづくりを目指します。

また、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動を進め、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

② 人々が活発に活動・交流し、地域資源を活かした活力とにぎわいを生み出すまちづくり

本市の発展は、市民が活発に行動し、人と人とのふれあいの中で生まれてきます。

そのため、市民の生活やまちの魅力を向上させる拠点機能の強化や、市街地におけるにぎわいのある都市空間を創出するとともに、人・もの・情報などの多様な交流を大切にし、交流を育んでいく中で新たな情報や産業、文化などを生み出し、地域資源を活かした活力のあるまちを目指します。

③ 快適で安心していつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくり

子供や高齢者、障がい者など様々な人たちが安全で快適な生活を送るためには、災害に強いまちづくりや快適な住環境の整備が必要です。

そのため、防災機能の強化、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるなど、居住環境が総合的に整備され、子供も老人も、障がいをもつ人ももたない人も誰もが平等に、いつまでも健康で、安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指します。

④ 市民と行政が協働してつくるまちづくり

理想のまちを実現させるためには、行政が取り組む施策だけでは不可能です。市民の参加と協力があってこそまちづくりの実現が可能となります。

そのためには、計画段階から市民の意見を広く求め、市民が自らの選択と責任で積極的にまちづくりを行うことのできる体制を整えるとともに、市民に情報提供することのできる仕組みづくりを構築していきます。



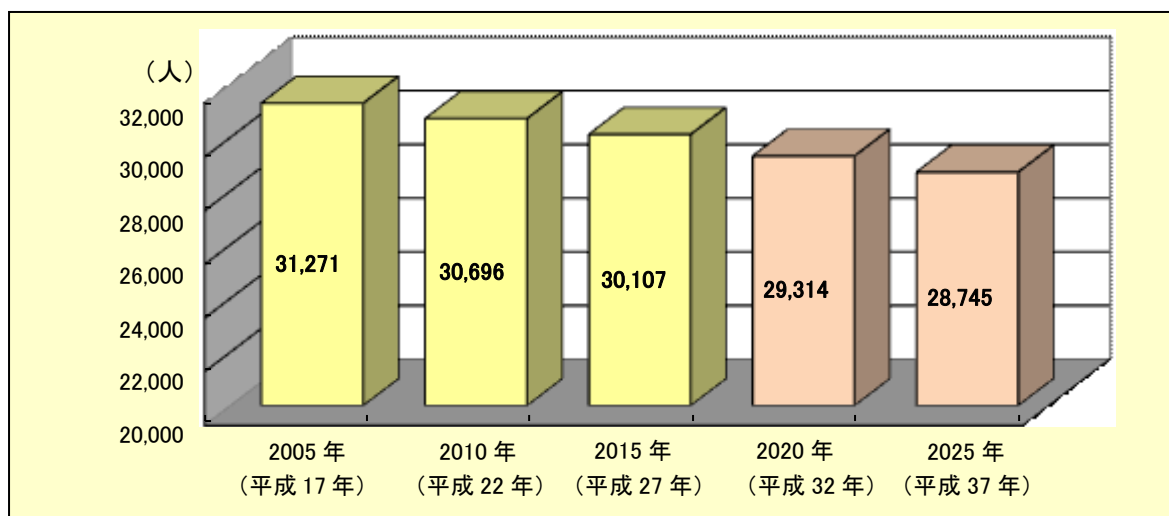
(3) 将来フレーム

1) 人口フレーム

「東御市人口ビジョン」の将来展望人口(市独自推計)では、平成 72 年の総人口について 28,000 人程度(平成 37 年 28,745 人)を目指すべき将来人口の目標水準に定めています。このため、本計画では将来展望人口との整合性を図るため、目標年次の 2025 年(平成 37 年)の将来人口を概ね 28,700 人と設定します。

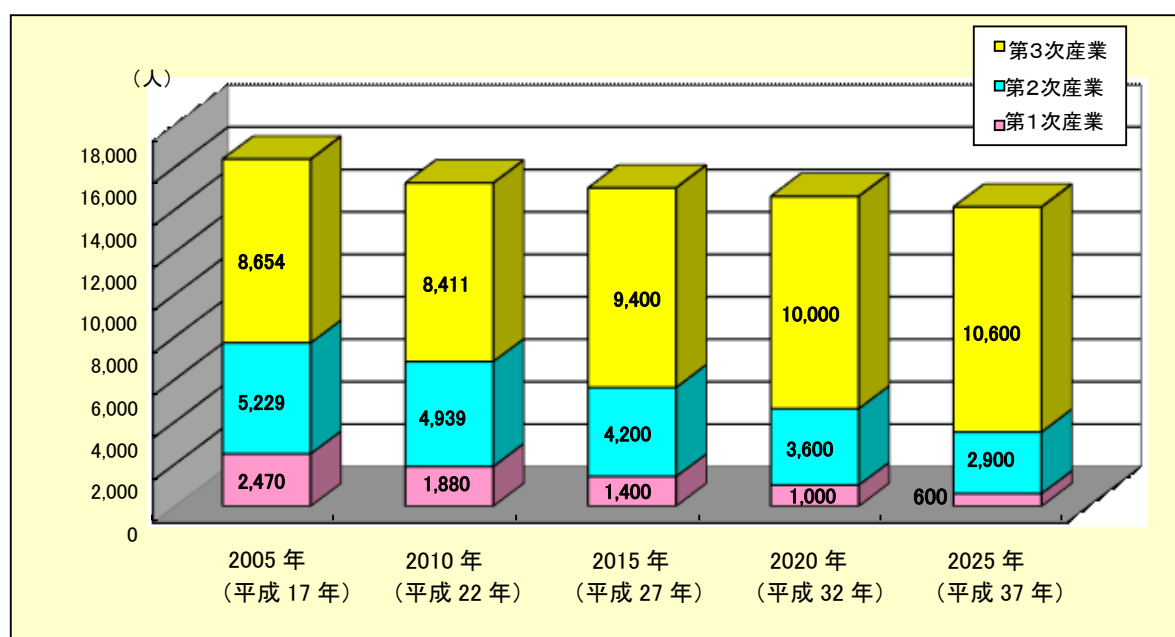
●将来目標人口

目標年次 2025 年(平成 37 年) 28,745 人



●就業人口

目標年次 2025 年(平成 37 年) 概ね 14,100 人



※平成 7 年～22 年の国勢調査データを基に回帰分析により推計

2 将来の都市構造

(1) 将来の都市構造の基本的な考え方

将来の都市構造は、特色ある現在の空間構造を継承するとともに、森林、河川等の恵まれた自然環境との調和を重視し、自然と市街地との連続性に配慮した都市づくりを図るため以下の観点から設定します。

- 1) 豊かな自然環境の中に、行政サービス、福祉施設、住・商・工業地、観光レクリエーション地など、多様な都市機能が集積していることから、これらの都市機能の質を高め、相互の機能が密に連携し、都市活力の増進を図るとともに、様々な交流を育むための生活の拠点を形成する必要があります。
- 2) 高速道路等の広域的な交通網を活かした都市構造を目指すことは重要です。これら交通網の整備進展により交通の結節機能としての役割を高め、広域圏における都市との交流・連携を積極的に図るとともに、市街地の求心性と各拠点との連携を強化する必要があります。
- 3) 市街地が徐々に外周部に拡大する傾向にあり、市街地の拡大に際しては、地域特性を活かした適正な土地利用の規制や誘導をすることにより、都市環境の創造、景観や生産環境の保全等に配慮しながら、無秩序な市街地の拡大を抑制し、良好な市街地の形成や自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図る必要があります。

(2) 将来の都市構造

基本的な考え方を踏まえ将来の都市構造は、都市を構成する主要な要素として「拠点」、「軸」、「交通網」、「ゾーン」を基本とした構成とし、中心市街地の求心性の強化や各拠点の連携強化を図ることで魅力ある都市空間を創出します。

【拠 点】

生活や交流の足場となる主要な地点を都市拠点と位置付け、都市機能の集積・充実を図り、まちの魅力を向上させます。

【軸】【交通網】

主要な道路、鉄道、河川の導線を軸と位置付け、広域都市圏を視野に入れた地域間の連携や都市内の緑をつなげる環境整備を図り、快適な都市活動を支えます。

【ゾーン】

市域を市街地及び周辺ゾーン（都市部）、田園集落ゾーン（農村部）、森林ゾーン（自然環境保全部）に類型区分し、自然的・都市的土地利用を明確にし、それぞれの区分別に計画的な土地利用を図ります。

● 将来の都市構造の体系

基本的な考え方

自然と市街地との
連続性に配慮した
まちづくり

①多様な都市機能の質を高め、相互の機能が密に連携し、都市活力を増進させるとともに、様々な交流を育むための生活の拠点を形成します。

②広域的な交通網を活かし、他都市との交流・連携や、市街地の求心性と各拠点との連携を強化します。

③無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然的土地利用と都市的土地利用が調和した、良好な市街地の形成を図ります。

【基本方針】

都市拠点の配置

- 中 心 拠 点…田中商店街・市役所周辺エリア
- 市街地連携拠点…北御牧庁舎周辺
- 交 流 拠 点…東部湯の丸インターチェンジ周辺
- 準 交 流 拠 点…国道18号上田バイパス結節点周辺
- 地 域 の 拠 点…交通の結節点付近で中心集落地を形成し生活環境施設が設置されているエリア

軸の配置

- 都 市 中 心 軸…主要地方道丸子東部インター線周辺
- 水とみどりの軸…千曲川、求女川、鹿曲川

交通網の骨格

- 広 域 幹 線 道 路…上信越自動車道、上信自動車道、上小・諏訪連絡道路、国道
- 都 市 幹 線 道 路…主要地方道、県道、広域農道、都市計画道路等
- 鉄 道…しなの鉄道

ゾーンの配置

- 市街地及び周辺ゾーン…鉄道及び国道周辺の市街地を中心とした地域
- 田園集落ゾーン…浅間サンライン北側、千曲川左岸の農業振興地域を中心とした地域
- 森 林 ゾ ー ン…北部の森林地帯、千曲川左岸段丘崖の森林



1) 都市拠点の配置

中心拠点 ○田中商店街・市役所 周辺エリア	市の顔として、人が集まる「にぎわいの界限」としての魅力ある空間の形成を図るとともに、行政サービス、商業・業務機能など多様な都市機能が集積し、市の中心的役割を担う生活拠点として、都市基盤整備と都市機能の充実を図ります。
市街地連携拠点 ○北御牧庁舎周辺	中心拠点との連携を強化し、その機能を一部分担する拠点として、地域の活性化、都市機能の充実、特色ある地域資源を活かした、まちなみや路地の再生などの整備を進め、魅力的な都市空間の形成を図ります。
交流拠点 ○東部湯の丸インターチェンジ周辺	交通の玄関口として、人・もの・情報などの多様な交流を育んでいくとともに、交通の結節点機能を活かした、新たな産業や文化、情報など交流の拡大を担う拠点の形成を図ります。
準交流拠点 ○国道18号上田バイパス 結節点周辺	交通の結節点機能を活かした周辺環境整備、都市機能の集積・充実、交通安全対策など、交流の一翼を担う拠点の形成を図ります。
地域の拠点 ○交通の結節点付近で市街地・農村部における中心集落地を形成し生活環境施設が設置されているエリア	住宅地と密着した日常生活のサービス機能等を備えた地域の中核機能としての役割を担う拠点の形成を図ります。

2) 軸の配置

都市中心軸 ○中心拠点と交流拠点を結ぶ主要地方道丸子東部インター線周辺	中心拠点と交流拠点が連携する、複合型都市機能の形成を図ることにより、都市活動を支える中心的役割を強化し、市の魅力と活力の向上を図ります。
水とみどりの軸 ○千曲川、求女川、鹿曲川	千曲川・求女川・鹿曲川は、周辺の田園風景やみどりと一体となっており、おいのある水辺景観を形成していることから、自然とふれあえる場として水辺環境を活かした水辺空間、緑地空間の形成を図ります。



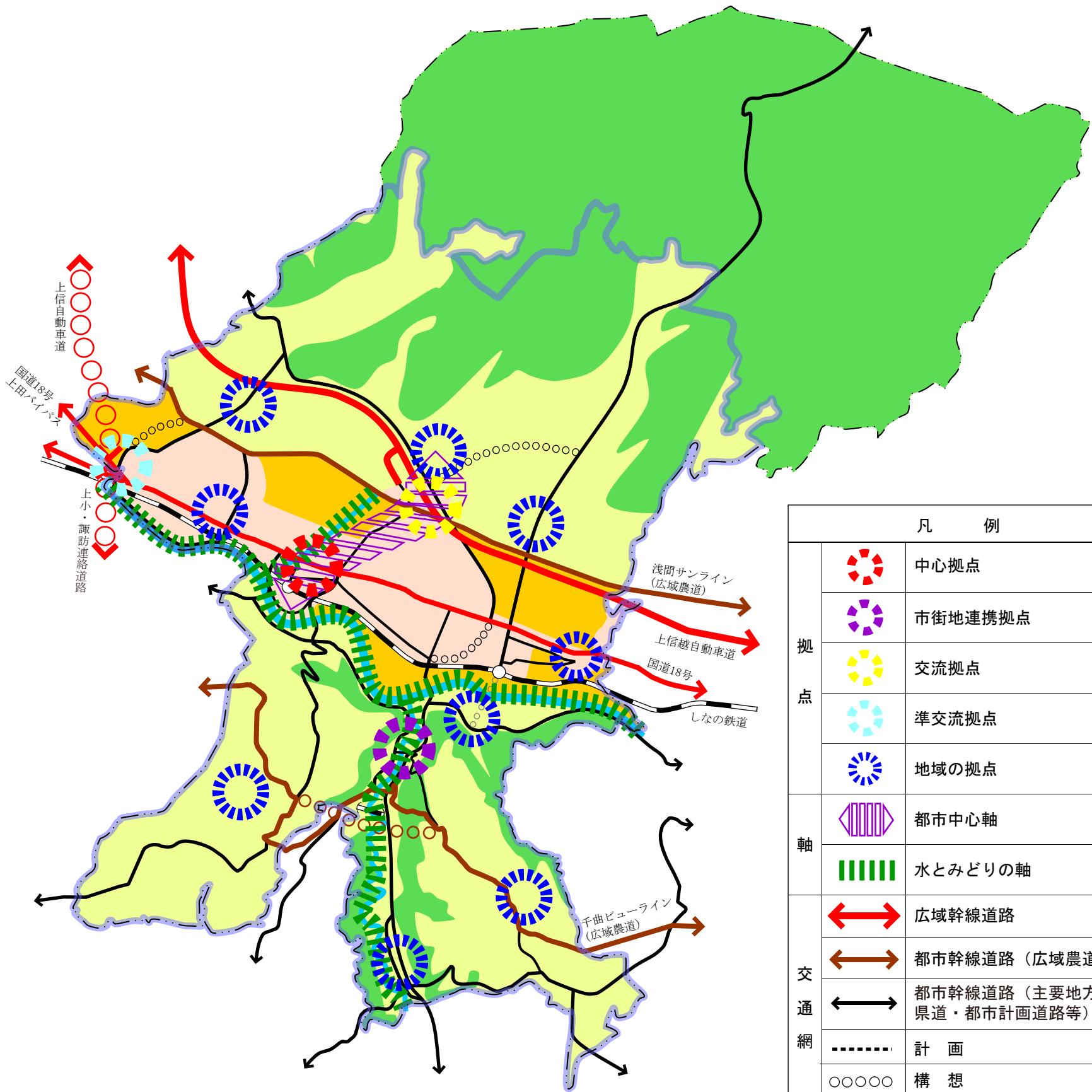
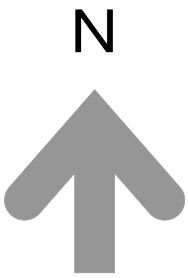
3) 交通網の骨格

広域幹線道路 ○上信越自動車道、上信自動車道、上小・諏訪連絡道路、国道	広域的な都市間の連携を支え、人・もの・情報などの多様な交流の拡大を担う中心的な交通機能として、その活用を図ります。
都市幹線道路 ○主要地方道、県道、広域農道、都市計画道路等	広域幹線道路を補完し、近隣都市及び各拠点を結び、都市機能の円滑な連携を支える交通機能の役割を果たします。
鉄 道 ○しなの鉄道	広域な都市間の連携を支え、人の交流を担う交通機能の役割を果たします。

4) ゾーンの配置

市街地及び周辺ゾーン ○鉄道及び国道周辺の市街地を中心とした地域	既存の市街地や交通網の整備進展に伴う都市化の動向を踏まえて、計画的な市街地の形成を図るとともに、適正な土地利用を誘導し、多様な都市機能をバランスよく配置した、快適な生活環境を創造する地域とします。また、市街地に接する区域は農業的土地利用と都市的土地利用の調和のとれた土地利用の推進に努めます。
田園集落ゾーン ○浅間サンライン北側、千曲川左岸の農業振興地域を中心とした地域	市街地を取り巻くようにして千曲川の北と南に分かれた田園と集落群で構成された地域を田園集落ゾーンとして位置付け、農業の振興を図る地域とします。また、営農環境や自然環境の保全に配慮しながら、良好な生活環境を図る地域とします。
森 林 ゾ ー ン ○北部の森林地帯並びに千曲川左岸段丘崖の森林	広大な森林は、災害防止等公益的機能を有するとともに、市民の生活にやすらぎを与えてくれる市民共有の財産であり、景観としても優れた要素を持っていることから、森林ゾーンとして位置付け、自然環境の保全・活用を図る地域とします。

都市構造図



凡 例		
拠 点		中心拠点
		市街地連携拠点
		交流拠点
		準交流拠点
		地域の拠点
軸		都市中心軸
		水とみどりの軸
交 通 網		広域幹線道路
		都市幹線道路（広域農道）
		都市幹線道路（主要地方道・ 県道・都市計画道路等）
		計 画
		構 想
		鉄 道
ゾ ー ン	市街地及び周辺ゾーン	
		市街地ゾーン
		市街地周辺ゾーン
		田園集落ゾーン
		森林ゾーン
		河川
		都市計画区域界
		行政区域界

3 分野別の整備方針

将来都市像の実現を目指して、都市づくりに関する部門別の方針を定めます。

(1) 土地利用の方針

基本的な考え方

将来の都市構造に基づき、自然的土地利用と都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に行います。

【方針体系】

【基本方針】

- ①自然環境と調和した土地利用の推進
- ②交通網と連動した適正な市街地の形成
- ③地域の特性に応じた土地利用の推進
- ④適正な土地利用の規制・誘導



【土地利用区分】

市街地及び周辺ゾーン

【市街地の整備方針】

- ①都市計画の推進
- ②中心市街地の再生
- ③健全な市街地の形成
- ④快適な環境を整えた市街地の形成

田園集落ゾーン (北部・南部)

森林ゾーン

- 居住環境エリア…住宅地では良好な住居水準・環境の確保、市街地周辺における良好な住宅地の形成(低密度住宅地・中高密度住宅地)
- 複合土地利用エリア…交通機能を活かした複合型の土地利用
- 流通複合土地利用エリア…多様な都市機能の集積・充実、新たな流通業務の立地誘導
- 商業地エリア…にぎわいがあり交流の場となる都市空間の形成
- 工業地エリア…産業活動を向上させる土地利用、環境保全・公害防止に配慮した職住近接による地域活性化
- コミュニティエリア…行政サービス機能の充実、地域資源・学校施設と一体的な土地利用
- 福祉エリア…福祉の中心的役割、隣接施設等と一体的な土地利用
- 大規模公園緑地エリア…東御中央公園の憩いの場としての整備
- 沿道土地利用エリア…広域幹線道路沿道は交通の利便性の高い土地利用、都市幹線道路沿道は、田園環境と調和
- 農用地…農業振興地域を中心に、生産性の向上に努め営農環境・田園景観の保全
- 田園集落エリア…自然と共生した生活空間の形成、田園景観と調和したうるおいある快適な居住環境の形成
- 多自然型居住地エリア…田園風景と調和したうるおいのある快適な居住環境の形成
- 工業集積エリア…優良企業の誘致
- 公園緑地エリア…交流を育む新たな土地利用の展開
- 森林エリア…良好な都市環境の維持・保全、森林管理の仕組みの再構築、人と自然が触れあい共生する観光・スポーツ・レクリエーション地の整備
- 自然公園

1) 基本方針

① 自然環境と調和した土地利用の推進
農地や森林等、恵まれた自然環境を積極的に保全し、無秩序な開発を抑制し自然環境と調和した土地利用を図ります。
② 交通網と連動した適正な市街地の形成
新たな広域幹線道路の整備や、都市の道路網整備と連動した良好な市街地の形成を図るとともに、公共交通施設整備に合わせた計画的な周辺地域の整備を進め、新たな都市拠点の形成を図ります。
③ 地域の特性に応じた土地利用の推進
豊かな自然環境に恵まれた立地条件を活かし、農業、商業、工業、観光等の産業との有機的な連携を図りながら、歴史・文化遺産を積極的に維持・保全・活用し、地域特性を重視した土地利用を進めます。
④ 適正な土地利用の規制・誘導
自然環境の保全や景観の保全等に配慮しながら、自然的土地利用と都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を図るため、適正な土地利用の規制・誘導を進めます。

2) 土地利用区分と配置方針

土 地 利 用 区 分		配 置 方 針
市 街 地 及 び 周 辺 ゾ ー ン	居住環境 エ リ ア	戸建て住宅及び集合住宅等の住宅地では、緑化の推進などにより、うるおいのある住宅地の形成を誘導するとともに、生活基盤の整備や緑地の整備などを通じて、良好な居住水準及び居住環境の確保を図ります。また、将来の住宅需要に対応した新市街地は、限りある可住地区域を有効に活用し、景観に配慮した適正な開発指導や計画的な開発・供給により、良好な住宅地の形成を図ります。 ・低密度住宅地 戸建て住宅を中心とした低密度住宅地とし、ゆとりのある居住環境の形成を図ります。 ・中高密度住宅地 戸建て住宅と集合住宅等が集積する密度の高い居住環境の形成を図ります。
	複合土地 利 用 エ リ ア	田中駅南側から千曲川にかけてのエリアは、地区計画や用途地域を見直し、居住環境に配慮しながら商業・業務施設や工業施設等を計画的に誘導し、道路や鉄道等の交通機能を活かした複合型の土地利用を図ります。 国道 18 号上田バイパス結節点付近では、広域幹線道路の結節点機能を活かした複合型の土地利用を図ります。
	流通複合 土地利用 エ リ ア	東部湯の丸インターチェンジ周辺は、多様な交流の玄関口として、流通業務施設や商業・サービス施設等の立地が進んだことから、広域的な流通業務の拠点等として機能の充実を図ります。
	商 業 地 エ リ ア	田中駅前通り商店街周辺を中心商業地と位置付け、より一層の土地の高度利用と商業・業務機能等の集積とともに、空地・空家の有効利用やイベントの開催などにより、利便性が高くにぎわいがあり、交流の場となる商業地の形成を図ります。



土 地 利 用 区 分		配 置 方 針
市 街 地 及 び 周 辺 ゾ ー ン	工 業 地 エ リ ア	工業施設については、既存の工業系区域及び工業団地内に集積することを基本とし、工業の集団化、土地利用の高度化に努め、産業活動を向上させるような土地利用を図ります。また、新たに進出する産業については、工業用地周辺の土地利用状況も視野に入れながら、環境保全や公害防止に配慮しつつ、職住近接による地域の活性化をめざした土地の有効活用を図ります。
	コミュニティ エ リ ア	千曲川を挟んで北側と南側の幹線道路沿いに位置する市役所本庁周辺及び北御牧庁舎周辺区域は、公共機関が集積していることから、行政の情報発信地として、行政サービス機能の充実を図るとともに、隣接した御膳水等の地域資源や学校施設と一体的な土地利用を進めます。
	福 祉 エ リ ア	福祉の森、ケアポートみまき周辺は、高齢社会に対応した医療・福祉施設等、福祉の中心的役割を担う地域としての土地利用を図ります。整備にあたっては、隣接している施設や河川等と一体的になるような土地利用の形成を図ります。
	大 規 模 公園緑地 エ リ ア	東御中央公園は、防災機能に配慮しながら、広域的な交流を育む都市公園として位置付け、人々のやすらぎと憩いの場としての整備を推進します。
	沿道土地 利 用 エ リ ア	広域幹線道路沿道は、商業・業務、サービス機能及び自動車関連施設等の集積を図るとともに、交通の利便性の高い土地利用を図ります。 都市幹線道路沿道は、住宅や田園風景等の周辺環境と調和した沿道景観の形成を図りつつ、一定の都市的土地利用を進めます。
田 園 集 落 ゾ ー ン	田園集落 エ リ ア	・農 用 地 農用地は食料生産を支える基盤であることから、生鮮農産物及び主要穀物の安定した供給を果たすため、農地の流動化、集団化等の推進を図り、生産性の向上に努めるとともに、優れた営農環境や田園景観の積極的な保全を図ります。 また、農地のもつ多面的な機能を十分に発揮し、遊休荒廃地の有効活用や都市部との交流による農業地域の活性化を促します。 なお、人口減少により、地域の活力が低下している集落地では、農林業との調整を図りながら、集落の活性化、地域コミュニティの維持、再生に向けた取り組みを進めます。 ・田園集落地 自然環境と歴史的環境が調和した、利便性の高い生活基盤の整備を推進し、戸建て住宅を中心とする、自然と共生した生活空間の形成を図ります。 また、人口増や若者の定着化を目指した居住地域が計画される区域は、自然環境及び農地の保全、歴史・風土の保護に配慮した宅地造成により、田園風景と調和した居住環境の形成を図ります。



Tomi city

土 地 利 用 区 分		配 置 方 針
田 園 集 落 ゾ ー ン	多自然居 住 地 エ リ ア	人口増や若者の定着化を目指し田園集落地域内に住宅団地等として計画的に造成されてきた区域は、周辺の自然環境及び農地の保全、歴史・風土の保護に配慮しながら、田園風景と調和した快適な居住環境の形成を図ります。
	工業集積 エ リ ア	エリア内の工業団地には、優良企業の誘致を図るとともに、工場の立地にあたっては、環境保護や周辺地域との調和に配慮しつつ、計画的な整備を進めます。
	公園緑地 エ リ ア	広域的な防災機能に配慮しながら、観光・芸術文化・余暇活動や自然とのふれあいの場としての機能を高めていくとともに、「農と交流する」をテーマとした体験滞在・スロートゥリズムエリアを創出するなど、交流を育む新たな土地利用の展開を図ります。
森 林 ゾ ー ン	森林エリア 自然公園	北部に位置する、上信越高原国立公園を含むまとまりのある森林及び南部の段丘崖の森林部は、森林の持つ市土保全、水源かん養等公益的機能と観光資源や憩いの場としての多面的機能を考慮しながら、良好な都市環境となる緑地として維持・保全を図るとともに、広域的な連携や交流を推進し、森林管理の仕組みの再構築を図ります。また、北部の広大な山林は、貴重な自然資源として積極的に保全を図るとともに、自然環境を活用して人と自然がふれあい、共生するようなエコ・スポーツツーリズムの拠点としての土地利用を図ります。

3) 市街地の整備方針

新たな社会的要請に応じ、コンパクトな市街地を形成し、環境負荷の低減に寄与する低炭素都市を実現するため、都市機能の再編・再配置、まちなか居住を推進するとともに、既存施設の有効活用など効率的な都市運営を行い、持続可能な都市の実現を図ります。

① 中心市街地の再生

都市機能を充実させ、都市景観に配慮した都市基盤の整備を図るとともに、商業活性化のための商業基盤施設の整備を推進し、人々が集い、にぎわい、活力ある商店街の形成を図ります。

また、中心商業・業務地や、点在する歴史・文化資源への集客力を高めるため、回遊ネットワーク機能の強化を図るとともに、空地及び空店舗の活用策の検討を進めます。さらに、中心市街地への人の流れをつくるため、公共交通機能の充実を推進します。

② 健全な市街地の形成

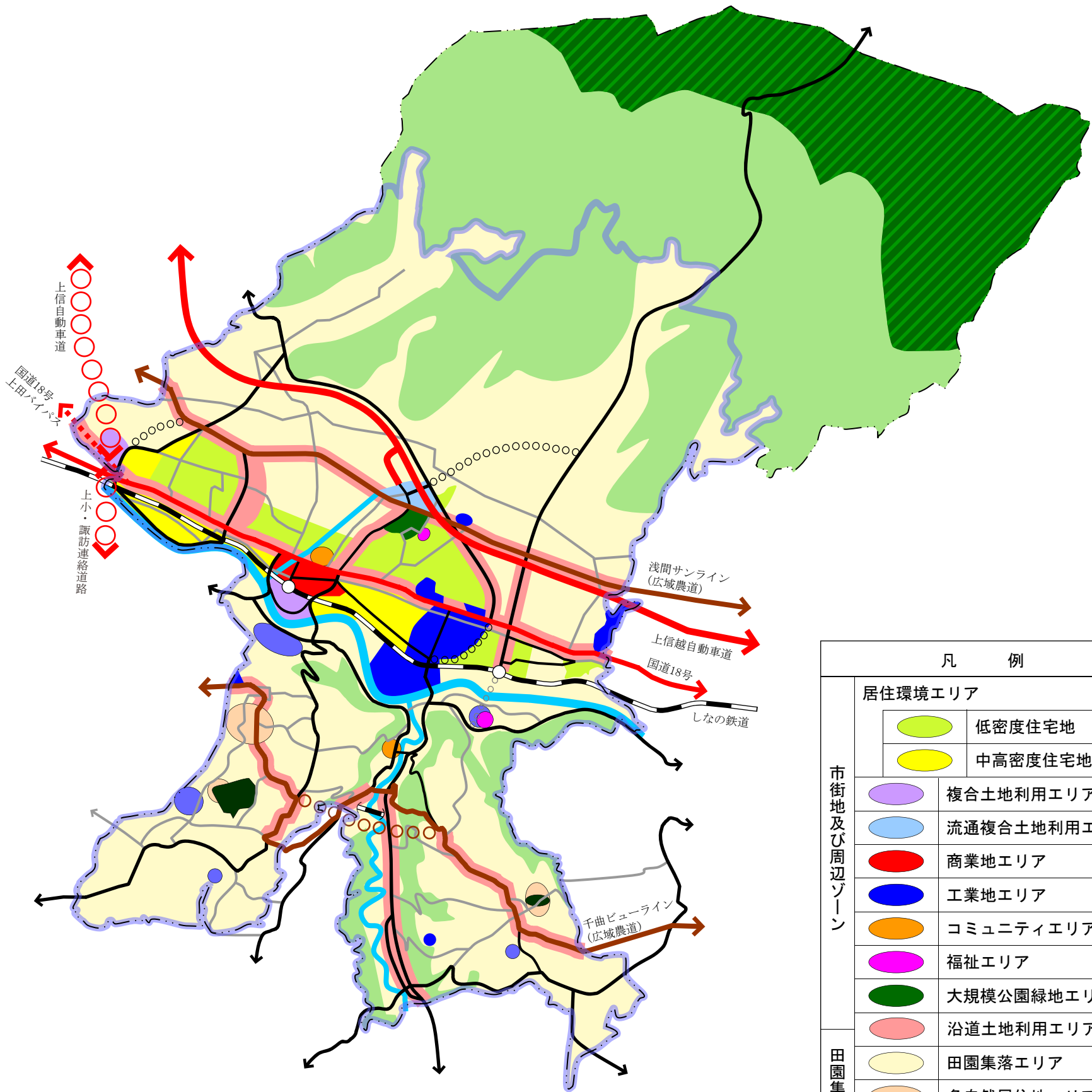
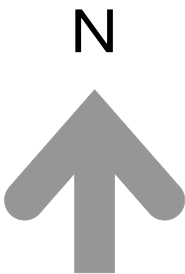
住工混在の解消を図るとともに、現況及び今後の土地利用を考慮し、用途地域の見直しや必要に応じて地区計画の導入を検討します。

また、人口減少・少子高齢化社会に対応し、持続可能な地域社会の実現を目指すため、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向けた取り組みを検討します。

③ 快適な環境を整えた市街地の形成

緑地としての機能を有する農用地や身近な緑は今後も維持・保全し、ゆとりのある緑豊かな都市空間を確保するとともに、居住ニーズや地域の特性に対応した良質な住宅の供給や、公共施設のバリアフリー化等を進め、高齢者や障がい者に優しい快適な生活環境の形成を図ります。

土地利用方針図



凡 例	
交通網	広域幹線道路
	都市幹線道路（広域農道）
	都市幹線道路（主要地方道・県道・都市計画道路等）
	計 画
	構 想
	補助幹線道路（主要市道）
	鉄 道

凡 例	
市街地及び周辺ゾーン	居住環境エリア
	低密度住宅地
	中高密度住宅地
	複合土地利用エリア
	流通複合土地利用エリア
	商業地エリア
	工業地エリア
	コミュニティエリア
	福祉エリア
	大規模公園緑地エリア
田園集落ゾーン	沿道土地利用エリア
	田園集落エリア
	多自然居住地エリア
	工業集積エリア
	公園緑地エリア
森林ゾーン	森林エリア
	自然公園
	河川
	都市計画区域界
	行政区域界

(2) 交通体系の整備方針

基本的な考え方

総合的、計画的に上信越自動車道を骨格とした道路網の体系的整備を進めるとともに、市街地間の連絡を円滑化する幹線道路の整備を推進します。道路整備にあたっては安全性や歩行者空間に配慮した整備を進め、身近な緑や地域の特徴ある環境を保全・活用し、沿道環境との調和や景観面にも配慮した整備を積極的に推進します。

鉄道、バス等の公共交通については、多様な交通手段や施設の整備を促進し、広域圏との交流の拡大や市民生活、高齢化社会等への対応に配慮しながら、公共交通の利便性の向上を目指します。

また、地球温暖化防止に寄与する低炭素社会の実現に向けて、環境負荷が小さく、人や環境にやさしい交通体系の構築を促進します。

【方針体系】

【基本方針】

- ①広域ネットワークに対応した道路網の形成
- ②都市活動を円滑に行える道路網の整備
- ③安全・快適で景観に配慮した道路整備
- ④公共交通の利便性の向上
- ⑤都市計画道路の見直し



【道路・公共交通の整備方針】

道路網の整備

- 広域幹線道路…上信越自動車道・上信自動車道上小・諏訪連絡道路
国道18号
- 都市幹線道路…主要地方道、県道、広域農道
都市計画道路等
- 補助幹線道路…主な市道
- 生活道路…幅員4m以上
- 道路環境…沿道景観整備、安全性確保

公共交通機関の利便性の向上

- しなの鉄道…駅前広場整備、駅ターミナル機能向上
- 交通システム…デマンド交通の充実

その他の交通施設の整備

- 駐車場…駐車場の確保
- 道の駅…道路利用者の休憩所として機能向上
交流する場としての環境整備



Tomi city

1) 基本方針

①広域ネットワークに対応した道路網の形成

広域道路網構想に対応した道路網の形成を図ります。

②都市活動を円滑に行える道路網の整備

近隣都市や地域間を連絡し、安全で円滑な都市活動を支える道路網として整備を促進します。

③安全・快適で景観に配慮した道路整備

身近にあるみどりを活用した歩行空間の整備等、景観に配慮した快適な道路の整備を推進します。

④公共交通の利便性の向上

しなの鉄道利用者の増進と日常生活の利便性を高めるために、交通網の充実を図ります。

⑤都市計画道路の見直し

都市計画道路見直し方針は平成24年度に決定していますが、今後、土地利用等の状況に応じ随時見直しを行います。

2) 道路・公共交通の整備方針

①道路網の整備

広域幹線道路の整備

- i 上信越自動車道、国道18号、国道18号上田バイパスを広域的な交流の拡大を図る広域幹線道路と位置付け、広域幹線道路及び主要幹線道路との一体的な整備を行い、都市圏域間の交流の円滑化を図ります。
- ii 新たな広域幹線道路として、群馬県、松本広域圏及び諏訪広域圏などとの交流の拡大を担うとともに、広域ネットワークの形成を図るため、上信自動車道及び上小・諏訪連絡道路の整備を促進します。

都市幹線道路の整備

- i 広域幹線道路を支え、都市の骨格を形成する主要地方道、県道、広域農道は都市幹線道路と位置付け、都市活動を円滑に行うとともに、市民生活の利便性の向上のため、近隣市町村との連携を図りながら整備を促進します。
- ii 都市計画道路については、今後の都市構造の形成に資する道路ネットワークのあり方や路線が有すべき機能、また整備の実現性や必要性などを踏まえ、都市計画道路の見直し方針に基づき、変更や廃止手続きを行い、都市幹線道路と結ぶ都市計画道路の整備を図るとともに、引続き社会情勢の変化等に応じた見直しを行い、機能的な都市活動の確保を図ります。
- iii 新たな交通軸として、国道18号上田バイパスから浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）へ、主要地方道丸子東部インター線から主要地方道東御婦恋線（新張）へ、主要地方道真田東部線から県道東部望月線への道路の整備、県道東部望月線の拡幅・バイパス整備を促進し、市内の交通ネットワークの確立を図ります。

補助幹線道路の整備

各地域を結ぶ主な市道を補助幹線道路と位置付け、地域間の連絡性の機能強化を図るとともに、主要生活道路として、道路ストック総点検結果に基づき、安全を確保した道路の整備を推進します。

また、交通安全を確保するための安全施設の整備、橋りょうの計画的な点検及び修繕を進めます。

生活道路の整備

集落内の道路や歩行系道路などの生活道路は、快適で安全な生活を確保するため、狭い道路の拡幅や交差点の改良など、地域の特性等に配慮した整備手法を検討し、計画的かつ体系的に行います。

また、整備にあたっては幅員 4m以上を基本に整備します。

道路環境の整備

i 道路整備に際しては安全で快適に利用できるよう、街路樹や道路残地、沿道遊休地を活用したポケットパークなどの整備につとめるとともに、沿道景観の向上を図りやすらぎと潤いのある道路環境づくりを推進します。

ii 歩行者と自転車の安全を確保するため、交通安全プログラムに基づき通学路の整備に努めるなど、主要通学路の歩道設置や歩道の狭い道路の改善を推進します。

また、駅を核とした中心市街地や住宅地、観光地を中心に、歩道や歩車共存道路の整備、バリアフリー化を進め、快適な歩行空間の形成を図ります。

②公共交通機関の利便性の向上**しなの鉄道利用者の増進**

各鉄道駅では、鉄道を利用しやすい環境に整えるため、駅ターミナル機能の向上などにより鉄道利用者の増進を図るとともに、運行形態の改善の促進など、総合的な交通体系の構築を図ります。

駅周辺的环境整備として、ターミナル機能の向上やバリアフリー化を図るため、関係機関と協議・調整を進めます。

交通システムの充実

交通不便地の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通システムの充実を図ってきました。今後は、交通システムの交通環境向上に向けた研究を進め、より利便性のある公共交通を目指すため見直しを行います。

また、デマンド交通による観光客等の市外者利用や休日運行等の検討を進めます。

③その他の交通施設の整備**駐車場の確保**

商業・業務機能が集積している中心市街地においては、歩行者の安全の確保と路上駐車を少なくするため、駐車場の確保を推進するとともに、車社会の進展に対応し、様々な施設への利用の利便性を高めるため、今後の需要に応じた駐車場の確保と計画的な配置に努め、交通環境の向上を図ります。

また、しなの鉄道利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備等、駅周辺に駐車場の確保・整備を図ります。

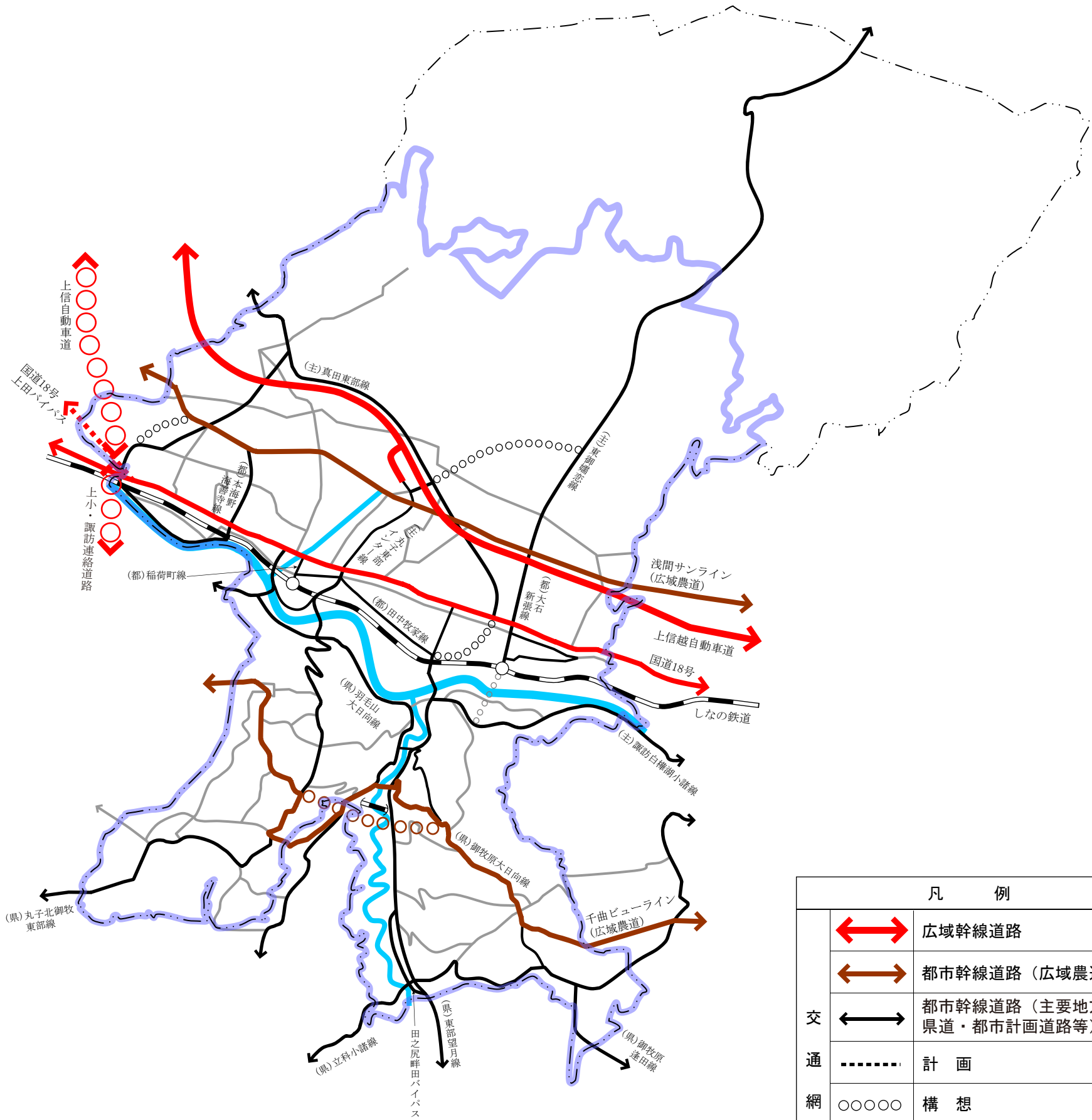
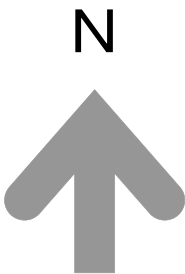
道の駅の整備の充実

道の駅「雷電くるみの里」、道の駅「みまき」は、道路利用者の休憩所、観光ルートの情報発信ステーションとして機能を高め、人と人がふれあい、交流する場としての環境整備を進めます。

デマンド交通システム（とうみレッツ号）



交通体系の整備方針図



凡 例	
交 通 網	広域幹線道路
	都市幹線道路（広域農道）
	都市幹線道路（主要地方道・県道・都市計画道路等）
	計 画
	構 想
	補助幹線道路（主要市道）
	鉄 道
	河川
	都市計画区域界
	行政区界

(3) 水とみどりの整備方針

基本的な考え方

快適でみどり豊かなまちづくりを進めていくために、公園・緑地等の確保と系統的な配置を行い、緑地の保全を積極的に進めるとともに、豊かな自然と共生する水とみどりのネットワークを形成し、みどり豊かな多自然型都市の形成を目指します。

【方針体系】

【基本方針】

- ①自然環境の保全（みどりをまもる）
- ②水とみどりの環境づくりと緑地空間の創出（みどりをそだてつなげる）
- ③身近なみどりを活用した緑地空間の創出（みどりをすすめる）
- ④みどりの基本計画の見直し



【整備方針】

自然環境の保全

- 森 林…計画的な保全・管理、地区指定
- 農 業 環 境…農業振興と連動した観光的農業の育成・活用、農用地保全
- 水 域 環 境…水域確保、親水性向上
- 市街地の緑地…身近なみどりの保全・活用、営農環境保全・多面的活用の検討
- 田園集落環境…周辺自然環境との調和
- 動植物の生態系…河川や里山の保全、希少動植物の保護

公園・緑地空間の整備・創出とネットワークの形成

- 自 然 環 境…多自然型都市環境の創出
- みどりのシンボル拠点…東御中央公園・芸術むら公園・菖蒲沢公園の拡充整備、(都)常田・東町線をグリーンアメニティ道路の拠点として整備、中心市街地では千曲川の水辺環境を活かし緑道づくりを推進、計画的な緑地空間の整備促進
- 水 辺 空 間…親水公園・遊歩道整備、水辺空間の創出
- みどりのネットワーク…多様な自然環境の保全
- 公 園 緑 地…都市公園等の配置、みどりの一体的な整備、運動施設の整備

緑化の推進

- 公 共 施 設…先導的役割として緑化を推進、交通施設沿線の緑地帯整備
- 民 有 地…緑化協定等の活用検討、生垣・工場敷地内緑化の拡大、緑化活動の普及・啓発

1) 基本方針

①自然環境の保全（みどりをまもる）

身近に存在する樹林等の保全に努め、“生態系”を常に重視し、多様な生物が生息する空間としてのみどりを確保し、貴重な自然環境は市民の貴重な財産として保全します。

②水とみどりの環境づくりと緑地空間の創出（みどりをそだてつなげる）

自然環境の活用・整備、公園緑地の整備による緑地空間の創出を図り、水とみどりを身近に親しめるような環境づくりを推進していきます。また、点在するみどりをつなげ、自然との共生を図ります。

③身近なみどりを活用した緑地空間の創出（みどりをすすめる）

公園や道路、公共施設をはじめ、民間の工場や事業所等へ緑化推進運動を展開するとともに、街角を花やみどりで修景するなど地域ぐるみの運動を進め、うるおいのある都市環境の整備を図ります。

④みどりの基本計画の見直し

新たな枠組みで水とみどりの整備指針としてみどりの基本計画を見直します。

2) 整備方針

①自然環境の保全

森 林 の 保 全

都市環境の骨格を形成する浅間山麓を背景とした豊かな自然環境は、貴重な財産として計画的な保全を図るとともに、生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。また、必要に応じて緑地保全地区及び風致地区などの指定をしていきます。

農 業 環 境 の 保 全

市街地周辺、南部の段丘上の台地に広がる農業環境は、農業生産に寄与しているほか、生活環境を創造するための重要な要素を持っています。このことから、農業振興と連動した観光的農業の育成・活用を図るとともに、貴重な自然環境として農用地の保全を図ります。

また、市街地を取り巻く農地や遊休地については、営農環境の保全に努めるとともに多面的機能の維持・保全を図ります。

水 域 の 環 境 保 全

千曲川をはじめとする主要な河川は、治水上の課題と調整の上、水域の確保と親水性の向上に努め、水辺環境の保全を図ります。

市街地の緑地の保全

市街地には河川、水路及び社寺林や樹林地などが多数存在しています。これらの緑地は、市民にとって自然とふれあえる身近なみどりであり、生活環境を創造するための環境資源として地域とともに保全・活用を図ります。

田園集落環境の保全

田園集落地は、農用地、森林などの豊富な自然環境の中に形成されており、社寺林や文化財に指定されている史跡・建造物などがあります。このことから、周辺の自然環境と調和した田園集落環境の保全と活用を図ります。

動植物の生態系の保全

豊かな自然と調和したまちづくりに努めるため、自然の生態系の保全に心がけ、自然に対する関心を高めながら、身近な河川や里山・ため池の保全、稀少動植物の保護などを地域全体で取り組みます。

また、山林部の道路を動物たちが安全に移動するための動物の通り道について検討します。

②公園・緑地空間の整備・創出とネットワークの形成**自然環境の活用**

豊富な自然環境を活用して多自然型の都市環境の創出を図ります。

みどりのシンボル拠点の整備

- i 市のシンボル東御中央公園、芸術むら公園、菖蒲沢公園は、周辺地域を含めた整備を推進することで、広域的な交流の拠点として、市民や訪れる人々にやすらぎと潤いを与える、自然とふれあえることのできる環境の形成を図ります。
- ii (都) 常田・東町線（主要地方道丸子東部インター線）はグリーンアメニティ道路（みどり豊かな快適環境を創造する道路）の拠点として整備を促進します。
- iii 緑道として遊歩道の整備を図るとともに、中心市街地においては、千曲川の水辺環境を活かしながら緑道づくりを推進します。
- iv 都市機能の集積する商業地などには、まちなみの交流の場としてポケットパークなど計画的な緑地空間の整備を推進します。

水辺空間の創出

千曲川、求女川、鹿曲川などの河川については、水域の環境保全を図りながら水辺環境を活用した親水公園、遊歩道等の整備を進めるとともに、河川周辺にある樹林地等のみどりを活用した水辺空間の創出を図ります。また、ため池の水辺環境を活用した利用も検討します。

みどりのネットワークの形成

- i 多様な自然環境の保全やみどり豊かな居住環境を形成するため、緑地や公園、水辺空間、森林地帯などを結びつける沿道緑化、歩行空間の整備等による、みどりのネットワークの形成を図ります。
- ii 豊かなみどりを未来の子供たちに引き継いでいくため、環境学習を推進し、広く市民にみどりの情報提供を行い、人のネットワークの形成を図ります。

公園緑地の整備

- i 将来の居住人口を踏まえ、日常的に利用でき、地域の交流の場や災害時の避難地としての機能を果たす都市公園等を住区毎に適正に配置します。
- ii 自然環境の保全、市街地内の緑化、公園緑地の一体的な整備を推進します。
- iii 市民の健康活動に対応して、既存の運動公園の拡充や運動施設の適正な配置と整備を推進します。

③緑化の推進

公共施設の緑化の推進

日常生活で利用する市役所、学校等の公共施設は、公共空間の快適性の確保や緑化の先導的役割として、積極的に緑化の推進を図ります。なお、交通施設沿線は、緑地帯の整備等により騒音や排出ガスの緩和を図ります。

また、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な維持補修等の整備を行います。

民有地の緑化の推進

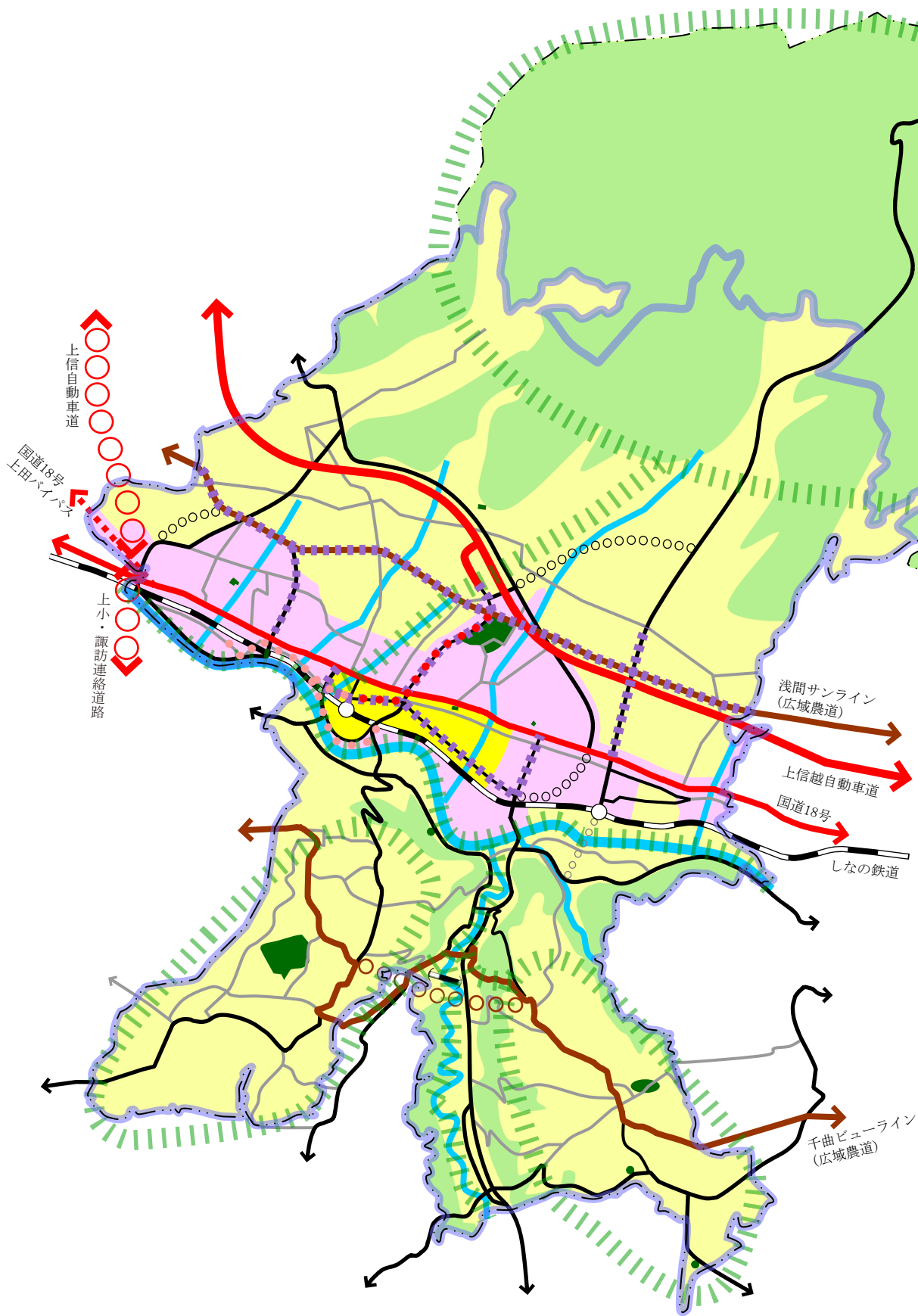
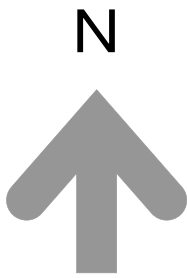
- i 地域ぐるみの緑化活動を誘導支援し、緑化に関する自主的なルールづくりとともに、市民と行政の合意形成のもとに緑化協定等の活用を検討します。
- ii 市民や民間企業などの協力により生垣の設置、工場敷地内の緑化を促進し都市内の緑地の拡大に努めます。
- iii 緑化活動の普及・啓発を図ります。

花いっぱい運動



自然と調和した田園集落風景（明神館から）

水とみどりの整備方針図



凡 例	
自然環境の保全	森林の保全
	農業・農村集落環境の保全
	水域の環境保全
	市街地の身近な緑地の保全
緑地空間の整備・創出	グリーンアメニティ道路
	緑道づくり
	計画的な緑地空間の整備
	公園緑地
	水とみどりの空間の創出
	水とみどりのネットワーク
	道路の緑化
交通網	広域幹線道路
	都市幹線道路（広域農道）
	都市幹線道路（主要地方道・県道・都市計画道路等）
	計 画
	構 想
	補助幹線道路（主要市道）
	鉄 道
	河川
	都市計画区域界
	行政区域界

(4) 景観形成の整備方針

基本的な考え方

森林部の緑、田園風景、千曲川などの水辺空間は、自然環境資源であると同時に、景観を構成する重要な要素です。このため、水や花・緑などの自然的要素や本市の歴史的・文化的資産を活用し、都市全体に調和のとれた魅力ある都市景観の形成を図るため、市民・企業・行政が一体となって総合的に推進します。

【方針体系】

【基本方針】

- ①市民と行政の協働による景観づくり
- ②まちの魅力を高める景観づくり
- ③身近なみどりを活用した景観の創出



【整備方針】

優れた自然景観の
保全・活用



- 浅間山麓の山並み景観・・・県及び市景観条例等に基づいた規制誘導による眺望景観の保全・活用
- 段丘崖の森林景観・・・段丘崖の森林景観の保全・活用
- 田園景観・・・田園景観の保全・活用、ゆとりある景観の創出
- 市街地の自然的景観・・・みどりを景観要素として保全・活用

シンボルとなる
地域の景観づくり



- シンボルとなる・・・海野宿の歴史的まちなみの保全・活用、歴史・文化的建物の活用
- 特徴的な通りやまちなみにおける景観づくり・・・中心市街地の親しみやすく快適な環境整備、緑のある特徴的な道路を利用した魅力ある景観づくり

うるおいのある
まちなみの形成



- 良好な市街地景観・・・市街地の緑化、歴史遺産を保全し郷土景観の活用、良好な宅地景観形成、快適な市街地景観を損なわない工業地景観の形成
- 魅力ある水辺景観づくり・・・河川周辺のうるおいとやすらぎを与える景観づくり、親水空間の創出
- 沿道景観づくり・・・グリーンベルトのある沿道景観の創出、周辺環境を良好に演出する道路整備

市民と行政が協働し
てつくるまちなみ形成



- 市民が自主的に普及・啓発活動を行えるよう支援

1) 基本方針

①市民と行政の協働による景観づくり

愛着のもてる景観形成を図るため、「東御市景観を考える会」の活動を支援するなど、市民と行政が協働して景観づくりを進めます。

②まちの魅力を高める景観づくり

地域の特性を活かした個性的な景観づくりを進めます。

③身近なみどりを活用した景観の創出

景観資源として、田園風景や社寺林等の身近なみどりを活用した都市景観の創出を図ります。

2) 整備方針

①優れた自然景観の保全・活用

浅間山麓の山並み景観の保全・活用

浅間山麓の山並みは、市を象徴する重要な景観要素となっています。この山並み景観の眺望点においては、長野県景観条例及び市の景観条例等に基づいた建築物の規制・誘導により眺望景観の保全・活用を図り、良好な都市景観を創出します。

段丘崖の森林景観の保全・活用

南部にある段丘崖やその森林は独特の景観を形成しているとともに、段丘上の田園と調和して景観を形成しています。これら段丘崖の森林景観は景観要素として保全・活用を図ります。

田園景観の保全・活用

市街地周辺、南部の段丘上の台地を中心とした広がりのある田園など、農村生活が生み出した郷土の景観を保全・活用します。

また、集落においては周辺の自然環境との融和を図り、ゆとりある景観の創出に努めます。

市街地の自然的景観

市街地には樹林や樹木、斜面緑地等の自然のみどりがあります。これらのみどりは景観要素として、積極的に保全・活用を図ります。

②シンボルとなる地域の景観づくり

シンボルとなる地域の景観づくり

i 海野宿は、伝統的建造物群保存地区に指定されているとともに、観光地としても利用されています。市民はもとより、訪れる人々にうるおいとやすらぎを与える交流の場として、「東御市歴史的風致維持向上計画」等に基づき、歴史的まちなみの保全と活用による景観づくりを進めます。

ii 市には個性的な建物や歴史・文化的な建物があります。これらの建物を活用した景観づくりを進めます。

特徴的な通りやまちなみにおける景観づくり

- i 中心市街地においては、市民の生活拠点として親しみやすく快適な環境の整備を進めます。このため、駅前広場から田中商店街を一体とした魅力ある景観づくりを進めるよう、地域住民への誘導・支援を図ります。
- ii 中心市街地は、千曲川に隣接しているとともに、みどりのある特徴的な道路があります。これらの道路は、市民と民間企業、行政等との連携を図りながら魅力ある景観づくりを進めます。

③うるおいのあるまちなみの形成**良好な市街地景観の形成**

- i 市街地においては、緑化を進めるなど、市民生活にうるおいを与える市街地景観の形成に努めます。また、旧街道筋などの歴史的遺産を保全し、特徴ある郷土景観として活用を図ります。
- ii 住宅地においては、地域ぐるみの景観形成活動の誘導・支援を行うとともに、住民協定、建築協定、緑化協定、地区計画等の活用を検討し、良好な住宅地景観の形成を図ります。
- iii 工業団地においては、団地内道路の緑化や工場敷地内の緑化の推進を誘導し、良好な工業地景観の形成を図り、快適な市街地景観を損なわないものとします。

魅力ある水辺景観づくり

水とみどりのネットワークとして位置付けられている河川については、河川周辺の土地利用の誘導と活用を含め、市民にうるおいとやすらぎを与える景観づくりを進めます。

また、市街地にうるおいある親水空間を創出するものとして水辺景観の活用を促進します。

沿道景観づくり

ポケットパークや道路緑化により、グリーンベルトのある沿道景観の創出を図ります。また、電線の地中化や舗装の素材や色の検討などを通して周辺環境を良好に演出する道路整備を進め、地域の特色ある景観を創出します。

④市民と行政が協働してつくるまちなみ形成

良好な景観づくりを進めるため、市民が自主的に普及・啓発活動を行えるよう支援していきます。

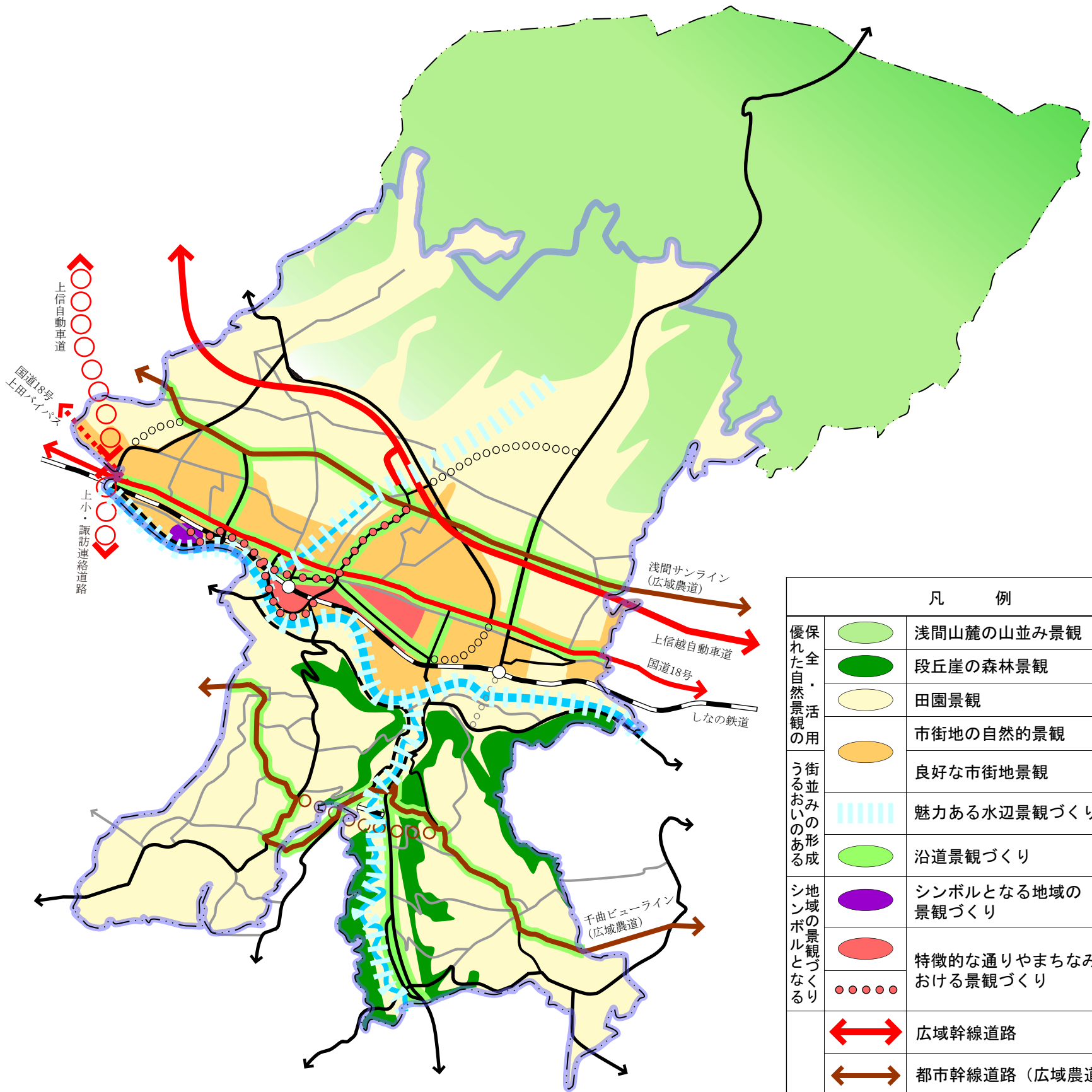
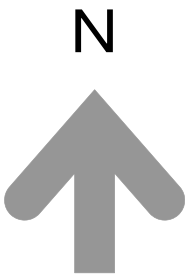
海野宿のまちなみ



湯の丸高原レンゲツツジ大群落



景観形成の整備方針図



凡 例	
優れた自然景観の活用	浅間山麓の山並み景観
	段丘崖の森林景観
	田園景観
	市街地の自然的景観
	良好な市街地景観
街並みの形成	魅力ある水辺景観づくり
	沿道景観づくり
	シンボルとなる地域の景観づくり
地域の景観づくり	特徴的な通りやまちなみにおける景観づくり
交通網	広域幹線道路
	都市幹線道路（広域農道）
	都市幹線道路（主要地方道・県道・都市計画道路等）
	計 画
	構 想
	補助幹線道路（主要市道）
	鉄 道
河川	
都市計画区域界	
行政区域界	

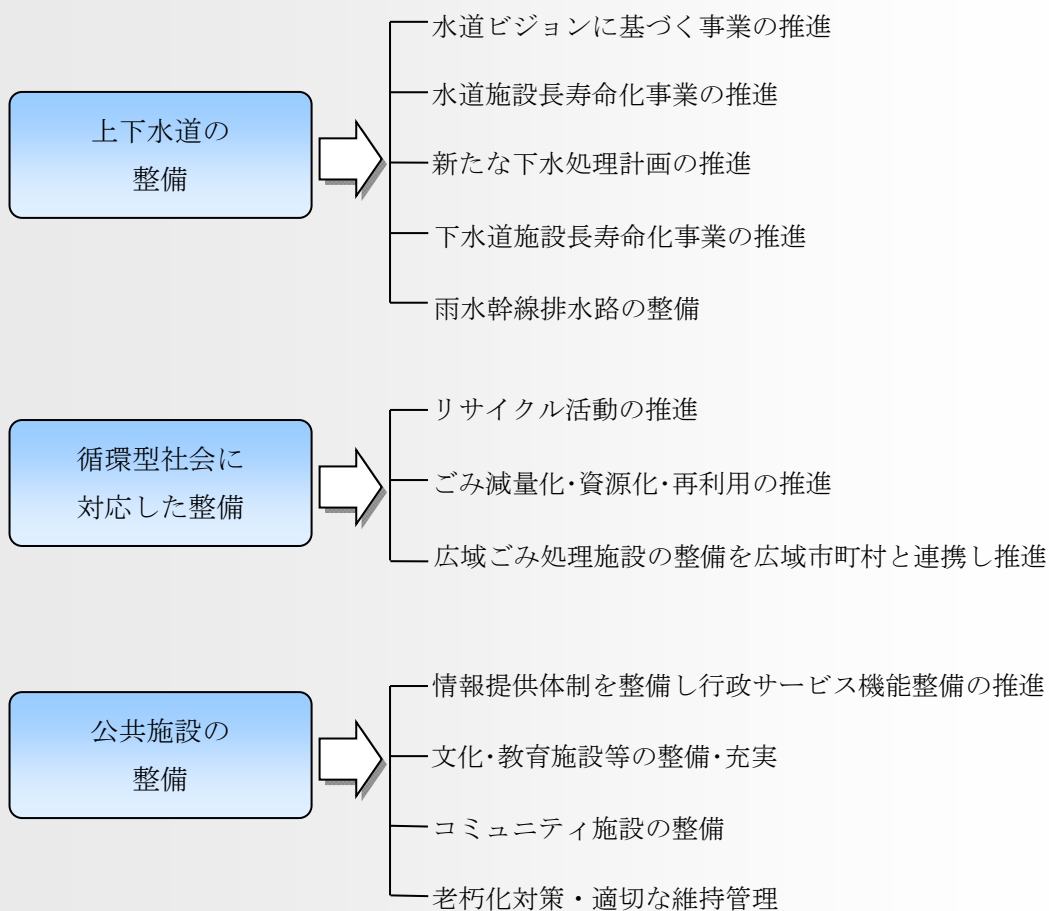
(5) 都市施設の整備方針

基本的な考え方

上下水道区域内の整備及び維持管理を行い、快適な生活環境の向上を図ります。

【方針体系】**【基本方針】**

- ①水道水の安定供給と、下水道による水質保全と快適な生活環境づくり
- ②循環型まちづくりに対応した生活環境づくり
- ③行政サービス・情報を提供する生活支援づくり

**【整備方針】**



1) 基本方針

①水道水の安定供給と、下水道による水質保全と快適な生活環境づくり

安全、安心な水道水の安定供給や、水質保全と快適な生活環境を支える下水道の整備や維持管理を進めます。

②循環型まちづくりに対応した生活環境づくり

ごみのリサイクルシステムを構築し、循環型まちづくりに対応した生活環境をつくります。

③行政サービス・情報を提供する生活支援づくり

質の高い行政のサービス・情報を提供できる体制を整え、市民の生活を支援します。

2) 整備方針

①上下水道の整備

- i 水道水の安定供給のために、将来像を示した「東御市水道ビジョン」に基づく事業を推進します。
- ii 水道施設の改修・更新にかかる長寿命化事業を推進します。
- iii 下水道施設を統廃合する新たな下水処理計画を推進します。
- iv 下水道施設の改修・更新にかかる長寿命化事業を推進します。
- v 浸水被害対策のために、雨水幹線排水路の整備を推進します。

②循環型社会に対応した整備

- i リサイクル活動の推進を図ります。
- ii ごみの減量化、資源化の推進を図ります。
- iii 広域ごみ処理施設の整備を広域市町村との連携を図りながら進めます。

③公共施設の整備

- i 市民に情報提供できる体制を整え、行政サービス機能の整備を推進します。
また、図書館を人づくり・地域づくりのための情報拠点として、市民の交流の場やまちづくり情報の提供などを進めます。
- ii 文化、教育施設等の整備・充実を図ります。
- iii 地域の交流の場として、公民館等のコミュニティ施設の整備を進めます。
- iv 公共施設については、老朽化対策、適切な維持管理・修繕の実施及びトータルコストの縮減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の見通しや目標を明らかにしたうえで施設整備を進めます。

(6) 福祉のまちづくりの方針

基本的な考え方

高齢化社会への対応、障がい者や子供などの日常生活上の障がいを取り除くための施策を推進し、誰もが豊かに暮らせる快適で安全な生活空間づくりを目指し、地域で支えあう仕組みづくりなど、福祉の充実した活動しやすい環境づくりを推進します。

【方針体系】**【基本方針】**

- ①バリアフリー化の福祉環境づくり
- ②少子・高齢化に対応したまちづくり

**【整備方針】**

福祉環境の
整備



- 高齢者や障がい者等にやさしい住まいづくりの支援・誘導・整備
- 公共施設等は誰もが利用しやすい施設(ユニバーサルデザイン)に整備・充実
- 歩行空間のバリアフリー化等により高齢者や障がい者等にやさしい歩行空間の整備
- 福祉施設全般について施設のあり方を含めた整備を計画的に推進

福祉のまちづくりの
推進



- 福祉のまちづくりの推進体制の強化
- 福祉のまちづくり活動の普及・啓発

1) 基本方針

①バリアフリー化の福祉環境づくり

高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの推進を図ります。

②少子・高齢化に対応したまちづくり

少子・高齢化に対応した住みやすく安心して暮らせる環境づくりの推進を図ります。

2) 整備方針

①福祉環境の整備

- i 民間の住宅におけるバリアフリー化、公営住宅での福祉型住宅の整備などを進めるため、高齢者や障がい者等にやさしい住まいづくりの支援・誘導を推進します。
また、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、在宅サービスの充実など状況に応じた施設整備を推進します。
- ii 福祉サービス施設等の公共施設や多くの人が利用する施設では、誰もが利用しやすい施設（ユニバーサルデザイン）となるように整備・充実を図ります。
- iii 歩行者空間のバリアフリー化とともに、案内標識・点字ブロック・ベンチの設置等により、高齢者や障がい者等にやさしい歩行者空間の整備を推進します。
- iv 市立保育園改築基本計画に基づき 1 地区 1 園化に向けた建替えが完了するなど福祉施設の整備が進みました。今後も、福祉施設全般について施設のあり方をふくめた整備を計画的に推進します。

②福祉のまちづくりの推進

- i 福祉のまちづくりの推進体制の強化を図ります。
- ii 平常時はもとより災害時等の緊急時においても地域で互いに支え合う仕組みづくりや、支え合い台帳等の作成支援など、地域における福祉のまちづくり活動の普及・啓発の推進を図ります。

地区公民館でのらくらく教室

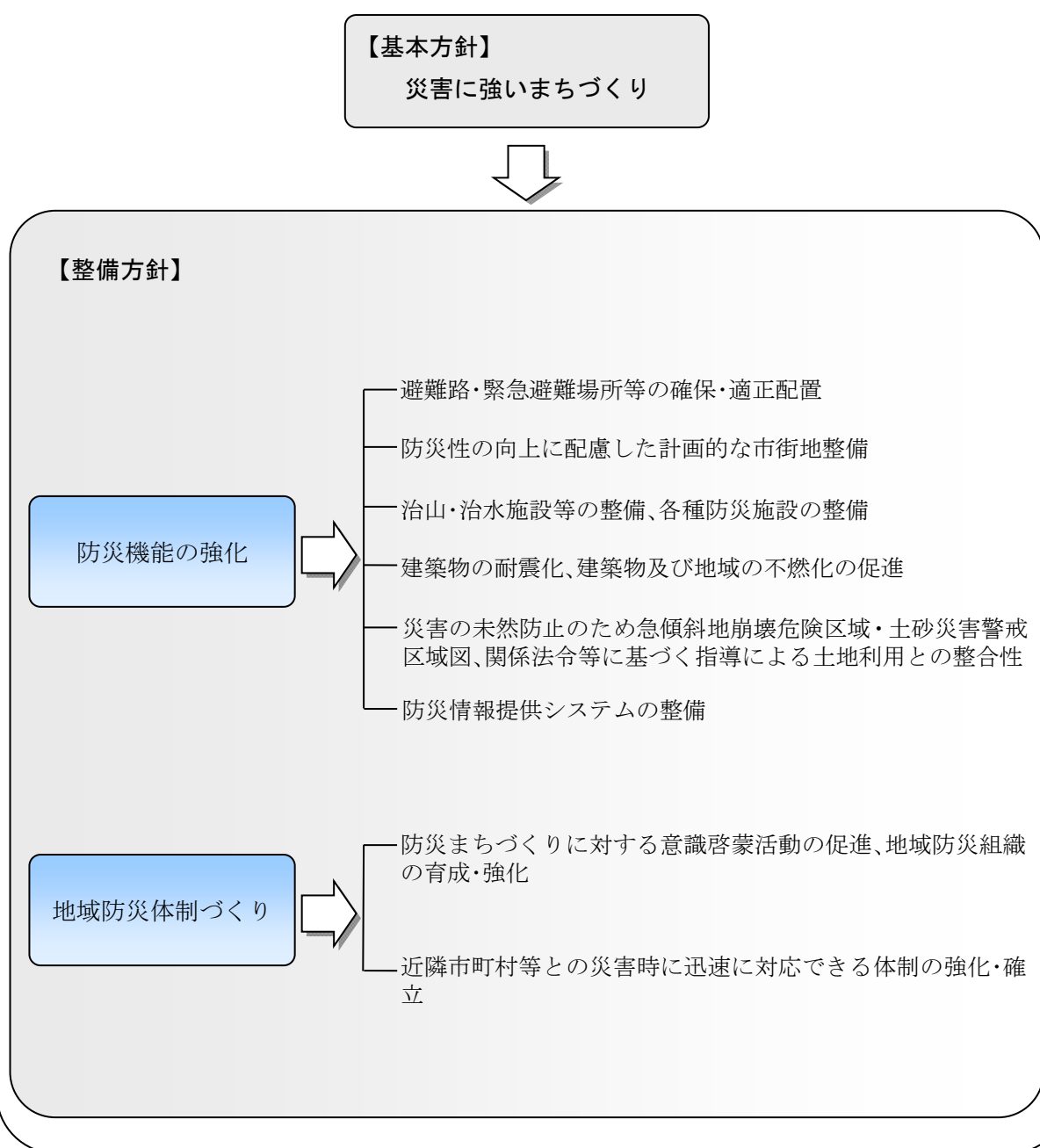


(7) 都市防災の方針

基本的な考え方

市民の誰もが安心して住めるまちづくりを目指して、災害から市民生活を守り、安全で快適な都市構造の創出を図ります。

都市防災に関わる具体的な施策を進めるにあたっては、「東御市地域防災計画」に沿って、総合的かつ計画的な展開を図ります。

【方針体系】

1) 基本方針

○災害に強いまちづくり

防災機能の充実により災害に強いまちづくりの推進を図ります。

2) 整備方針

①防災機能の強化

- i 災害時における市民の安全を確保するため、避難路・緊急避難場所等の確保と適正な配置に努めます。
- ii 市街地の安全性の向上を図るため、道路・歩道等の拡幅改良や公園等オープンスペースの確保による防災性の向上に配慮した計画的な市街地整備を推進します。
- iii 自然災害等による安全の確保のため、水系ごとの治山・治水施設等の整備や各種防災施設の整備充実を図ります。
また、農業用ため池については、耐震性能の点検を実施し、地震災害に備えます。
- iv 商業地や木造建築物が密集している地区などは災害時の被害の拡大が予測されることから、建築物の耐震化、建築物及び地域の不燃化を進めます。
- v 低廉な土地を求めて急傾斜地や地滑り危険箇所等、必ずしも適正とは思われない地域への宅地造成等の開発が進行する恐れがあることから、災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域図や関係法令等に基づき指導するなど土地利用との適合性を図ります。

②地域防災体制づくり

- i 防災まちづくりに対する意識啓蒙活動を進めるとともに、防災に関する「地域の助け合い」の仕組みを構築していきます。
- ii 地域防災体制と消防防災施設の充実を図るとともに、住民へ迅速できめ細かな情報を伝達する手段の構築を図ります。
- iii 近隣市町村などとの協力体制の強化や情報伝達手段の構築など被災時に迅速に対応できる体制を強化、確立します。
- iv 土砂災害・洪水ハザードマップの周知を図ります。

東御市消防ポンプ操法大会



第3章 地域別構想

1 地域区分の設定

(1) 地域区分の考え方

地域区分の考え方は、東御市の発展経緯や自然的・社会的・文化的要因などを踏まえつつ、地域の特性を生かしたまちづくりが行え、既存のコミュニティのまとまりを形成している旧町村の区域を基本とした田中地域・滋野地域・柵津地域・和地域・北御牧地域・北部山林地域の6つに区分します。

地域別構想では、全体構想を受け、それぞれの地域毎にまちづくりの整備方針を示します。

(2) 地域区分の設定



2 地域別まちづくりの方針

(1) 田中地域のまちづくりの方針

1) 田中地域の現況特性

田中地域は千曲川を南端とし、しなの鉄道、国道18号が東西に走り、地域の中心部に田中駅があります。田中駅を中心として市街地が広がり、国道沿い等に集落が形成されています。千曲川沿いには、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「北国街道・海野宿」が現在まで保存されており、多くの人が訪れています。また、この地域は行政機能、工業機能、商業機能、住宅機能及び生活文化機能が集中し、本市の中心的地域として形成され発展してきました。

近年、田中駅前、田中常田間の街路整備が進み、沿道地区においては、まちづくり協定が締結されるなど、快適で魅力のあるまちづくりを進めています。

また、舞台が丘公共施設整備・田中駅南口周辺整備の進展、海野バイパスの開通（浄化センター先線）など、公共施設の改善、都市基盤・道路の整備が進みました。

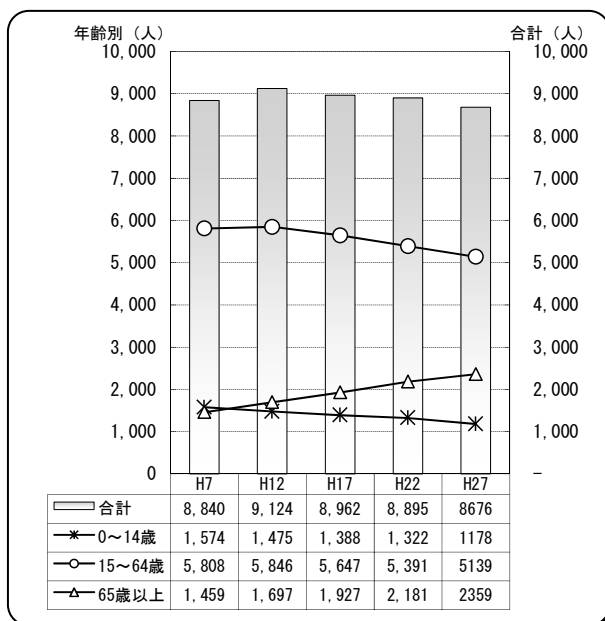
一方、工場が集積している滋野地域との境界付近では、工場と住宅地が隣接しているため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用が求められています。

今後は、社会情勢の変化に対応して計画的に住宅用地・商業用地・工業用地等を配置し、景観等都市環境に十分配慮しながら魅力ある商店街、良質な住宅地の整備を推進し、都市機能と生活環境の改善及び向上を図るとともに、地域資源を活用した産業基盤の確立が望まれます。

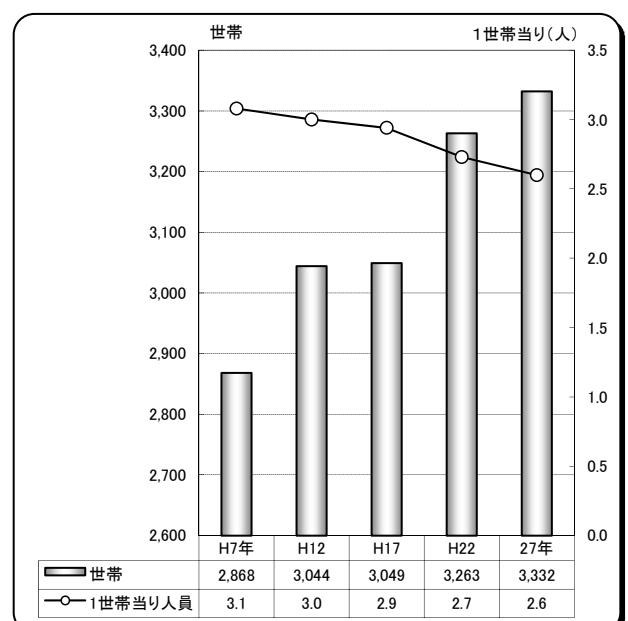


①人口・世帯の推移

《人口の推移》



《世帯の推移》





② 地域住民の意向（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケートより）

i 市の取り組みに対する満足度・重要度・優先度について

（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート）

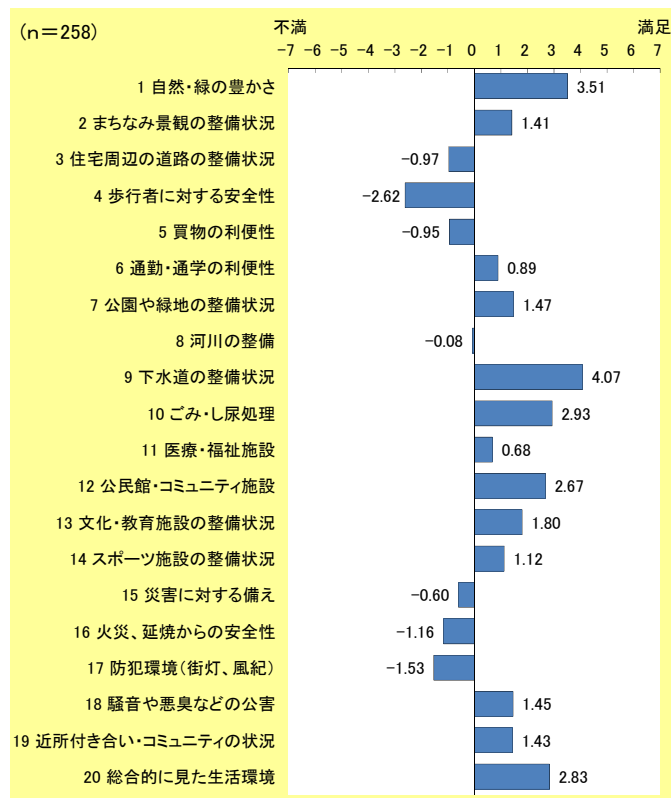
■ 地域別集計結果

市のまちづくりの状況について満足度・重要度の調査結果から4つのグループに区分。

満足度は低いが、重要度は高い ・ 日常、歩いて買い物ができる 便利さ ・ 働く場所としての工場・事業 所の充実 ・ 身近な道路の安全性	満足度が高く、重要度も高い ・ 住宅地のまちなみや環境の良さ ・ 通勤・通学の便利さ ・ 保育所など子育て支援施設の 利用しやすさ ・ 地震や水害などの自然災害に 対する安全性 ・ 医療・福祉・文化施設など公 共施設の利用しやすさ ・ 河川や水路などの水のきれいさ
満足度も低く、重要度も低い ・ 娯楽・レジャー施設の充実 ・ 駅周辺の中心商店街の利用し やすさ ・ 観光施設の利用しやすさ ・ まちなかの駐車場の便利さ ・ バスや鉄道などの公共交通機 関の利用しやすさ	満足度は高いが、重要度は低い ・ 山・川・農地などの自然景観 の美しさ ・ 公園の利用しやすさ ・ まちなみの美しさや雰囲気 ・ 移動がスムーズな道路の充実

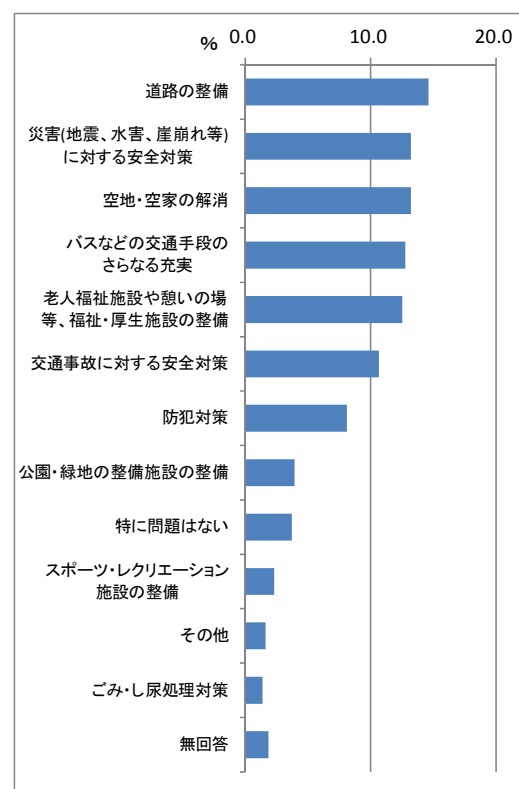
ii 地域の生活環境について

（20項目の現状の満足度について（平均スコア））



iii 快適な生活をするうえで、お住まいの

地域で解決が急がれる問題について



2) 地域整備の基本方向

田中地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■ 地域整備の基本方向

- ① 広域道路網構想と連動した交通体系の確立
- ② 中心市街地の更なる展開による「にぎわい」の創出
- ③ 良好な居住環境の整備
- ④ 地域資源を活用した産業基盤の確立

3) 地域整備の方針

① 広域道路網構想と連動した交通体系の確立

《快適で利便性の高い道路網の形成》

上信自動車道、上小・諏訪連絡道路及び国道 18 号上田バイパスの整備を促進し、松本広域圏、諏訪広域圏などの広域市町村への利便性の向上を図るとともに、地域間の都市活動を支える都市計画道路の整備を進めます。

なお、(都) 本海野・海善寺線については地域の現状を勘案し検討します。

《新たな交流を育むための道路網整備》

新たな交流を育むため、広域ネットワークへ円滑に接続する道路網の整備を進めます。

② 中心市街地の更なる展開による「にぎわい」の創出

《生活拠点づくり》

- i 人が集まり、交流が生まれ、情報が受発信され、文化的要求が満足されるような商業・サービス施設、公共施設などの生活支援機能の集積・充実を図るとともに、空地及び空店舗について活用策の検討を進めます。
- ii 中心市街地への求心性を高めるため、田中駅南側から千曲川にかけてのエリアは、居住環境に配慮しながら商業・業務施設や工業施設等を計画的に誘導するため、用途地域の見直し等により基盤整備を促進します。
- iii 市の顔として、にぎわいと活力のある交流空間の整備を推進します。

《魅力あるまちなみ整備》

ゆとりとうるおいのある快適空間の形成を図るため、回遊性のある安全で快適、且つ、バリアフリーに配慮した歩行者空間の整備を進めるとともに、稲荷町線（一般県道東部望月線）の整備を検討します。

③良好な居住環境の整備

《良好な住宅地の形成》

地区計画の導入や用途地域の見直し等を検討し、土地利用規制による計画的な土地利用の誘導とともに、自然環境を活用した居住環境の形成を図ります。

また、空家対策の推進により、適正な管理が行われていない空家の解消や地域の住宅資源としての空家の有効活用等を図ります。

《水とみどりの空間の形成》

千曲川、求女川をはじめとする主要な河川の水辺環境を活用して、市民にうるおいやすらぎを与える水とみどりの空間の形成を図ります。

④地域資源を活用した産業基盤の確立

《歴史的まちなみの保全・整備と商業地との連携》

宿場町として面影のある海野宿は、歴史的まちなみの保全・整備や空家解消に向けた取り組みを図るとともに、にぎわいのある観光地として千曲川の水辺環境と身近なみどりを活用してふれあい・交流空間の整備を進めます。

《産業基盤の整備》

情報通信技術などの進展による新たな産業の進出を見据えて、既存工業団地における土地の高度利用を図りながら、新たな産業基盤の整備を進めます。合わせて工業団地内における緑化を促進し、良好な工業地の形成を図るとともに、産業活動の増進に努めていきます。

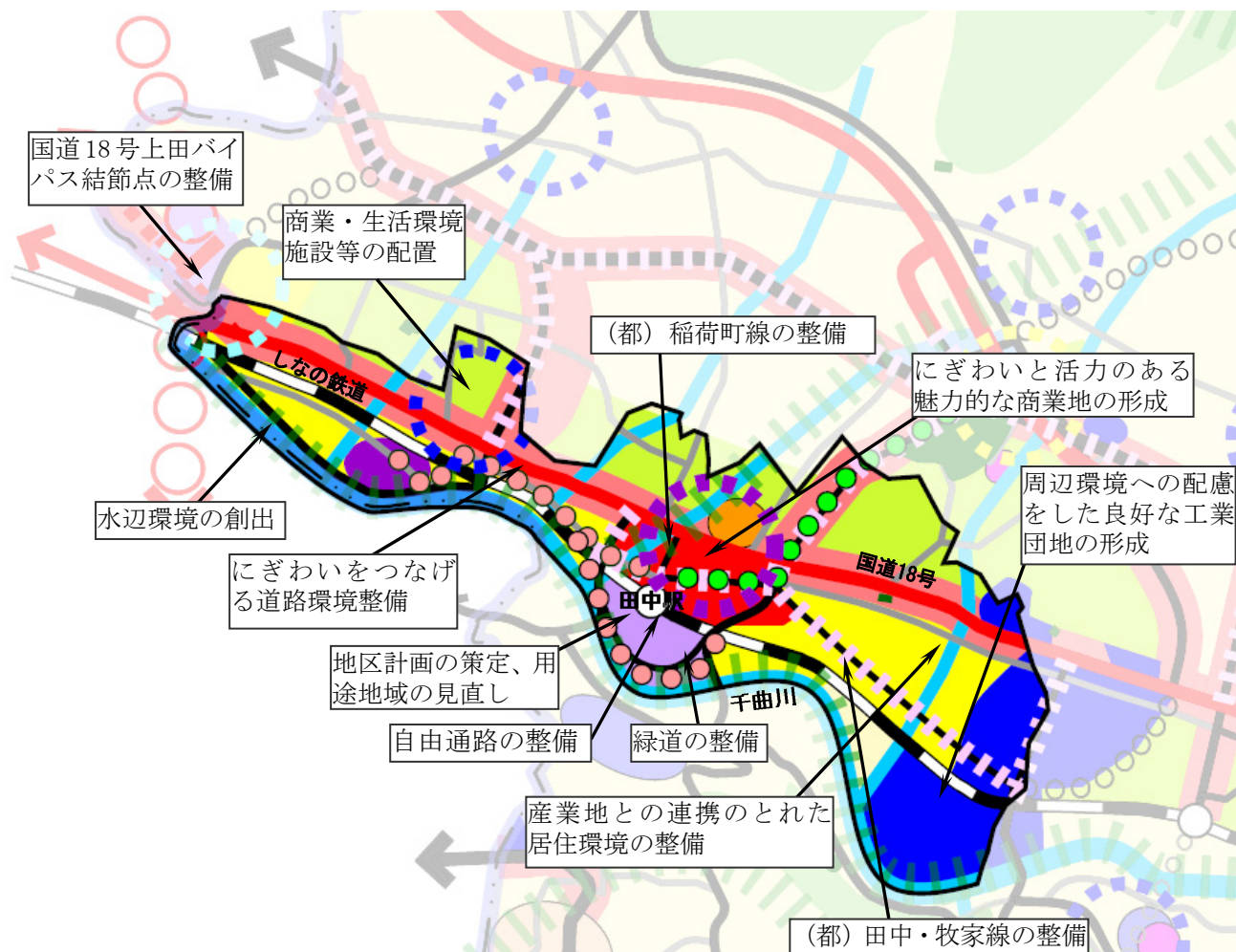
雷電まつり ～東御どすこいSUNSUN～



海野宿を訪れる人々



4) 地域整備方針図



凡			例		
	低密度住宅地		中心拠点		広域幹線道路
	中高密度住宅地		準交流拠点		計画広域幹線道路 構想広域幹線道路
	田園集落エリア		地域の拠点		都市幹線道路
	沿道土地利用エリア		水とみどりのネットワーク		計画都市幹線道路 構想都市幹線道路
	複合土地利用エリア		道路の緑化		補助幹線道路 構想補助幹線道路
	商業地エリア		水とみどりの空間の創出		鉄道
	工業地エリア		緑道づくり		河川
	コミュニティエリア		グリーンアメニティ道路		都市計画区域界
	伝統的建造物群保存地区		公園緑地		行政区界

(2) 滋野地域のまちづくりの方針

1) 滋野地域の現況特性

滋野地域（都市計画区域内）は市東部に位置し、千曲川を南端として西側は田中地域と祢津地域、東側は小諸市に接し、南向き斜面の緩やかな傾斜地帯です。地域の中央には上信越自動車道と浅間サンラインが、南側には国道18号が東西を横切り、これと平行して走るしなの鉄道の滋野駅があります。国道18号沿い等を底辺に北側に三角形に住宅地が形成され、周辺は、果樹（巨峰）、水稻等の農地と、田中地域や小諸市との境界付近には多くの工場が集中しています。国道18号沿いは、沿道サービス型の商店等の進出が多く見られます。地域内には、国の史跡に指定されている「戌立石器時代住居跡」や「力士雷電生家」等の文化的資源に恵まれています。

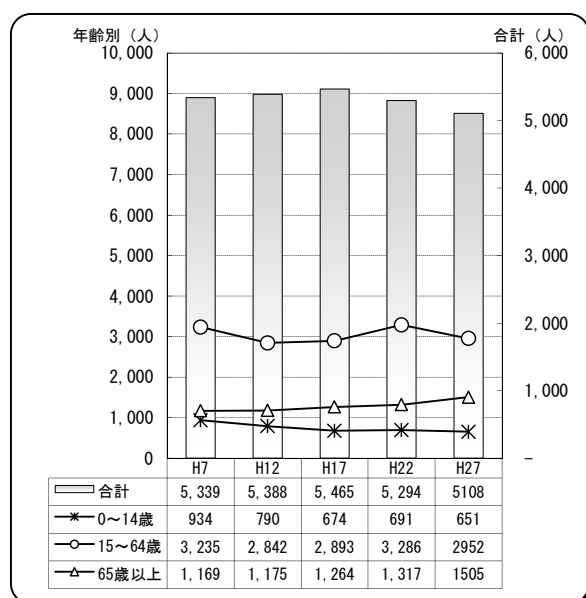


浅間サンラインの別府から原口間に整備された道の駅「雷電くるみの里」では、地域住民が中心となって、観光ルートの情報発信、地域コミュニケーション、農業の更なる活性化など活力あるまちづくりを進めています。一方、田中地域との境界付近では、工場と住宅地が隣接しているため、周辺環境に配慮した計画的な土地利用が求められています。

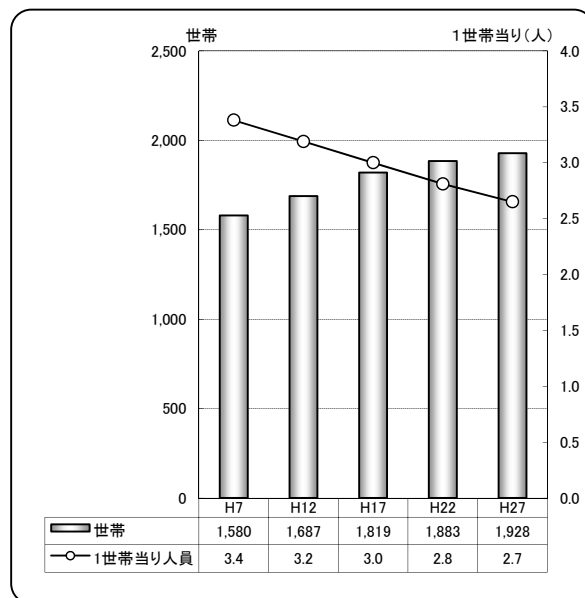
今後も、地域の歴史的・文化的資源や農業の特産物といった地域資源を保全・活用した、活力あるまちづくりを進めるとともに、田園集落地域における生活環境整備、市街地における計画的な住宅用地の確保や、商業用地、工業用地等の適正な配置により、良好な都市環境整備が望まれます。また、森林地域は優れた自然環境を生かした森林空間の多面的な活用により、地域社会の活性化、多様な社会的要請に対応し得る地域として保全・活用が望まれます。

①人口・世帯の推移

《人口の推移》



《世帯の推移》





② 地域住民の意向（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケートより）

i 市の取り組みに対する満足度・重要度・優先度について

（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート）

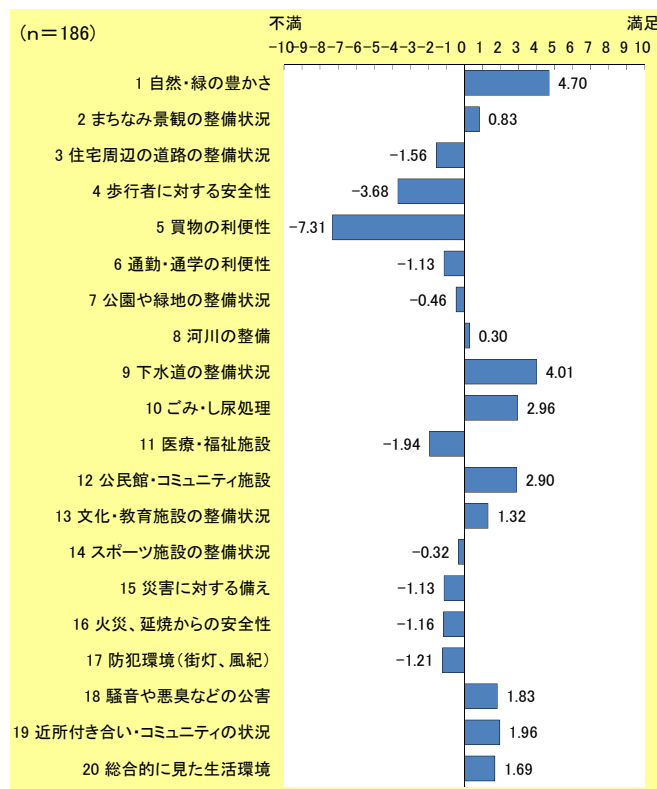
■地域別集計結果

市のまちづくりの状況について満足度・重要度の調査結果から4つのグループに区分。

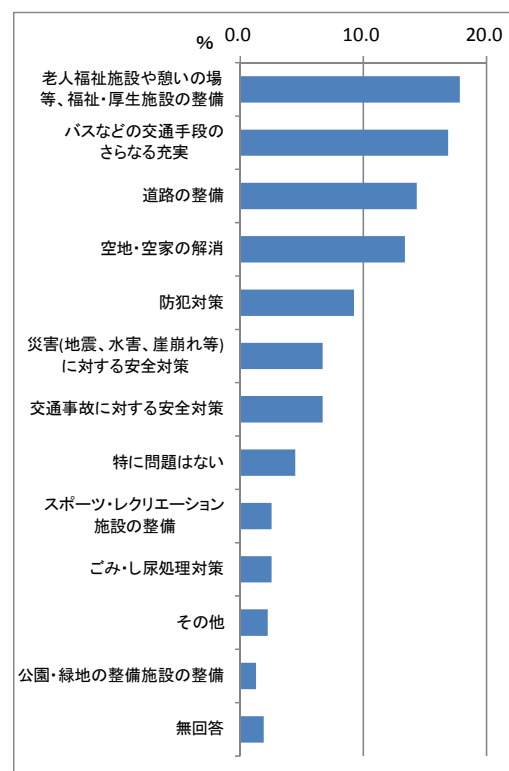
満足度は低い、重要度は高い ・日常、歩いて買い物ができる 便利さ ・バスや鉄道などの公共交通機 関の利用しやすさ ・働く場所としての工場・事業 所の充実 ・身近な道路の安全性	満足度が高く、重要度も高い ・山・川・農地などの自然景観の 美しさ ・保育所など子育て支援施設の利 用しやすさ ・地震や水害などの自然災害に対 する安全性 ・医療・福祉・文化施設など公共 施設の利用しやすさ ・移動がスムーズな道路の充実
満足度も低く、重要度も低い ・駅周辺の中心商店街の利用し やすさ ・娯楽・レジャー施設の充実 ・観光施設の利用しやすさ	満足度は高いが、重要度は低い ・住宅地のまちなみや環境の良さ ・まちなみの美しさや雰囲気 ・河川や水路などの水のきれいさ ・公園の利用しやすさ ・観光地づくり ・通勤・通学の便利さ ・まちなかの駐車場の便利さ

ii 地域の生活環境について

（20項目の現状の満足度について（平均スコア））



iii 快適な生活をするうえで、お住まいの地域で解決が急がれる問題について



2) 地域整備の基本方向

滋野地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■ 地域整備の基本方向

- ① 交流を育む都市機能の集積・充実
- ② 安全な交通機能の強化・充実による利便性の向上
- ③ 良好な居住環境の整備
- ④ 自然環境や史跡、文化財の保全・活用

3) 地域整備の方針

① 交流を育む都市機能の集積・充実

≪ 地域の拠点の形成 ≫

国道 18 号片羽周辺地域は、地域の拠点として位置付け、商業・生活環境施設等を適正に配置します。

≪ 浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）沿道の有効活用 ≫

道の駅「雷電くるみの里」、雷電生家を有効活用して、他地域との更なる交流、地域のコミュニケーションや農業の活性化を進めていきます。特に雷電くるみの里を観光ルートの情報発信ステーションとして、観光地への回遊を促す機能の充実を図ります。

また、浅間サンライン沿道は計画的な土地利用により、田園環境と調和した土地利用を図ります。

② 安全な交通機能の強化・充実による利便性の向上

≪ 道路網の整備による利便性の向上 ≫

- i 近隣都市や中心市街地、湯の丸高原等の観光レクリエーション地への安全で円滑に接続する道路網の整備を進めます。
- ii 浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）や地域内の（都）大石・新張線等の主要な道路は、緑化を推進し、快適な道路空間の形成を図ります。

③ 良好な居住環境の整備

≪ 良好な住宅地の形成 ≫

農村集落環境の保全、良好な自然環境を活用し、ゆとりのある生活空間の形成を図り、必要に応じて地区計画の導入を検討します。

また、空家対策の推進により、適正な管理が行われていない空家の解消や地域の住宅資源としての空家の有効活用等を図ります。

④自然環境や史跡、文化財の保全・活用

《自然景観の保全》

本地域の田園風景や農村集落における自然景観は、市民にやすらぎを与える貴重な環境資源です。この自然景観は積極的に保全・活用を図ります。

《自然環境の保全・活用》

- i 森林は、良好な環境資源として保全を図ります。
- ii 生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。

《史跡、文化財の保全・活用》

国の史跡指定を受けた「戌立石器時代住居跡」などの史跡や文化財の保存と利活用を図ります。

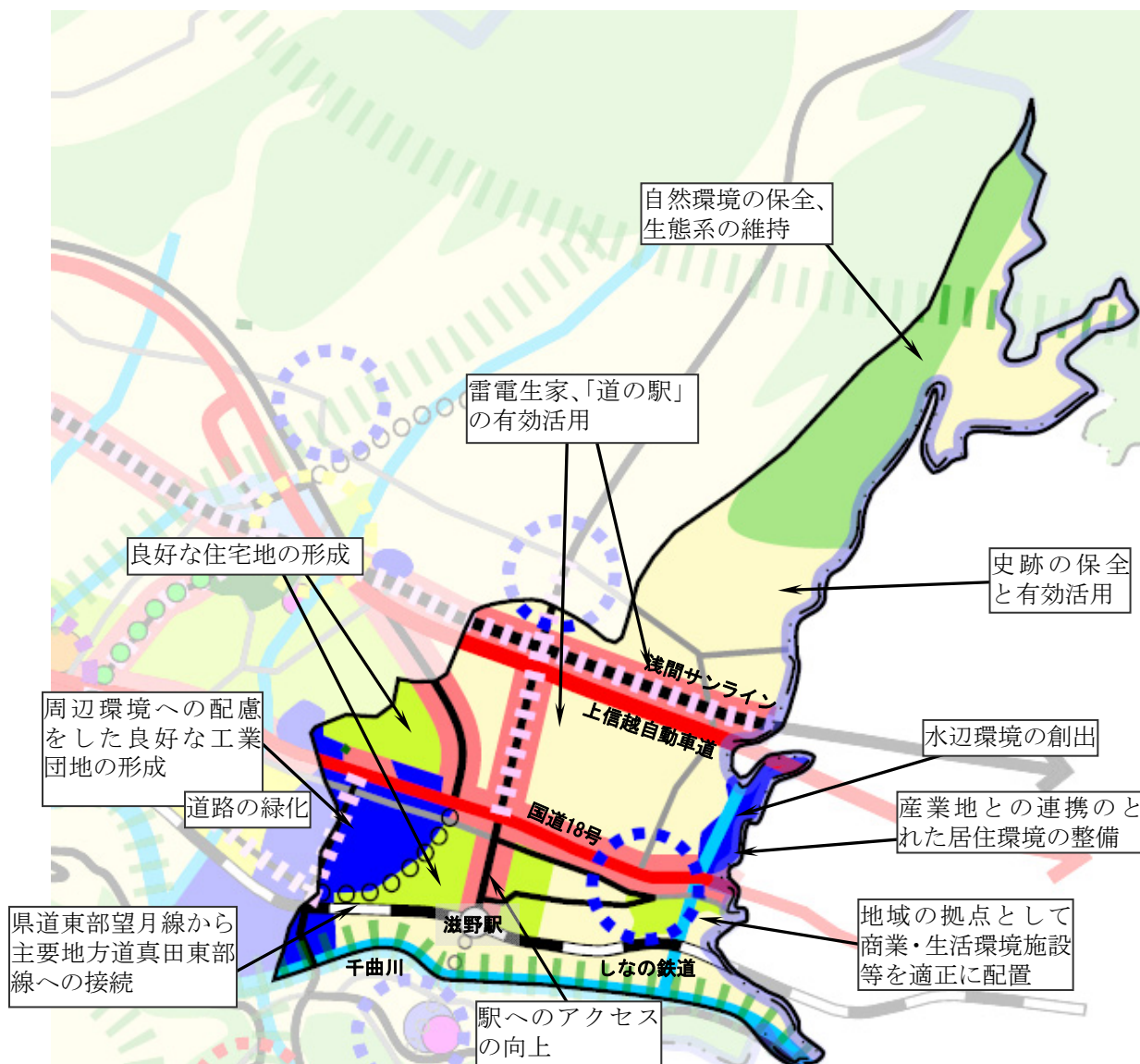
道の駅「雷電くるみの里」



雷電生家



4) 地域整備方針図



凡 例

	田園集落エリア		地域の拠点		広域幹線道路
	森林エリア		水とみどりのネットワーク		計画広域幹線道路 構想広域幹線道路
	低密度住宅地		道路の緑化		都市幹線道路
	沿道土地利用エリア		水とみどりの空間の創出		計画都市幹線道路 構想都市幹線道路
	工業地エリア				補助幹線道路 構想補助幹線道路
					鉄道
					河川
			都市計画区域界		行政区域界

(3) 祢津地域のまちづくりの方針

1) 祢津地域の現況特性

祢津地域（都市計画区域内）は、市中部に位置し、南向き斜面の地域で、南側は田中地域、東側は滋野地域、西側は和地域に接しています。集落は標高 600m～1,000mに分布し、農業、居住等の適地であり、優れた自然環境、森林資源に恵まれています。

地域内には日本最古の廻り舞台をもつ歌舞伎舞台や「百体観音」など、県や市指定の文化財が多く存在し、歴史文化的資源にも恵まれています。

地域の南側は、東部湯の丸インターチェンジがあり、東西を横切る上信越自動車道と浅間サンラインの合流点となっており、市内で唯一群馬県へ通じる主要地方道東御郷恋線が南北に通っていることから、地域間交流の拠点となっています。また、高速道路より北側の集落間は、旧祢津街道（市道原口栗林線）によって結ばれています。

東部湯の丸インターチェンジ周辺は、流通業務、商・工業などの施設が集積し、近くには東御中央公園や福祉の森があると同時に、幹線道路が交差し、近隣都市や中心市街地へ結ばれていることから、近隣都市との連携や中心市街地を支える重要な地域となっています。

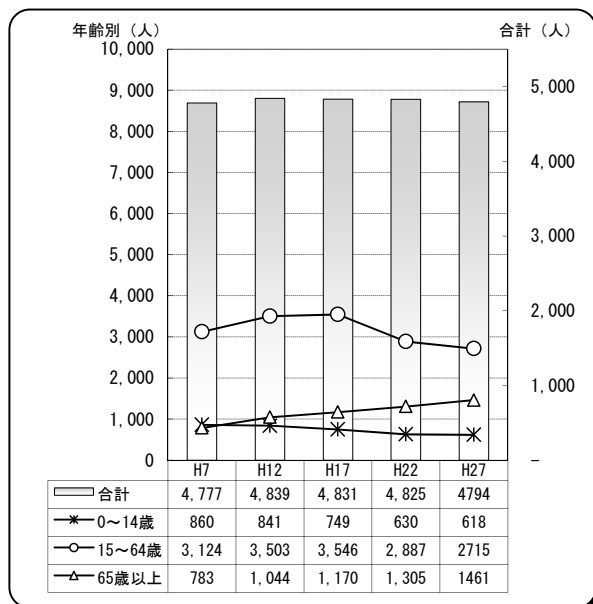
また、祢津御堂地区において、荒廃農地をワイン用ぶどう栽培団地に造成する事業（県営土地改良事業として実施）を進めており、一団の農地の再生利用による地域の活性化が期待されます。

今後も地域の歴史的資源や伝統文化を大切に、田園環境に配慮しながら広域的な交流の拡大を担う地域として、人が集い活動できるような都市機能の強化を図るとともに、市街地と田園集落地の土地利用を明確にして良好な居住環境を確保することが望まれます。また、森林地域は、自然環境の保全に十分配慮しながら地域社会の活性化、多様な社会的要請に対応しながら計画的な土地利用が望まれます。

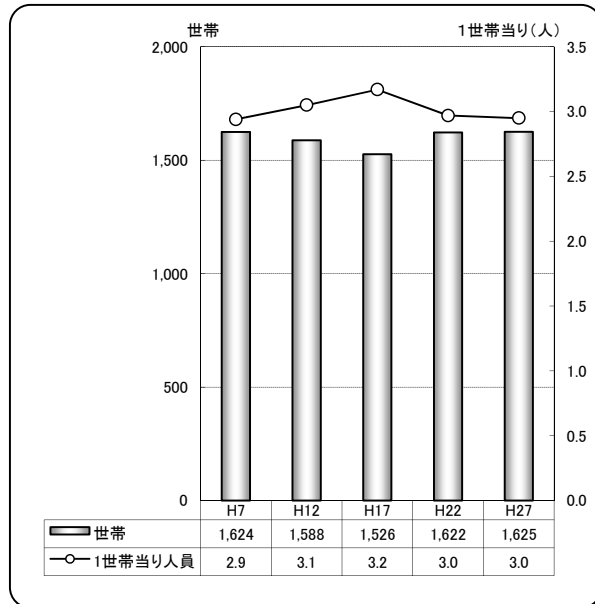


①人口・世帯の推移

《人口の推移》



《世帯の推移》





② 地域住民の意向（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケートより）

i 市の取り組みに対する満足度・重要度・優先度について

（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート）

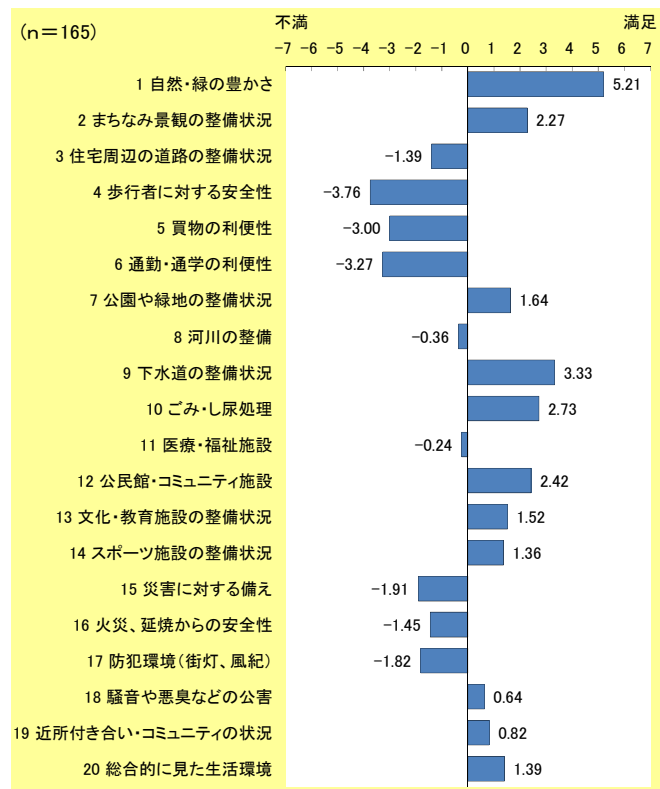
■地域別集計結果

市のまちづくりの状況について満足度・重要度の調査結果から4つのグループに区分。

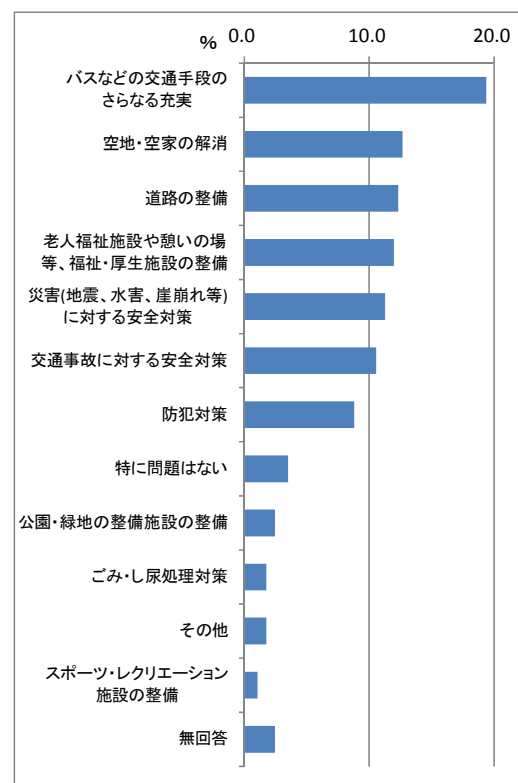
満足度は低い、重要度は高い ・日常、歩いて買い物ができる 便利さ ・バスや鉄道などの公共交通機 関の利用しやすさ ・働く場所としての工場・事業 所の充実 ・身近な道路の安全性 ・通勤・通学の便利さ	満足度が高く、重要度も高い ・山・川・農地などの自然景観 の美しさ ・保育所など子育て支援施設の 利用しやすさ ・河川や水路などの水のきれいさ ・医療・福祉・文化施設など公 共施設の利用しやすさ ・地震や水害などの自然災害に 対する安全性 ・移動がスムーズな道路の充実
満足度も低く、重要度も低い ・娯楽・レジャー施設の充実 ・駅周辺の中心商店街の利用し やすさ ・まちなかの駐車場の便利さ ・観光施設の利用しやすさ	満足度は高いが、重要度は低い ・公園の利用しやすさ ・住宅地のまちなみや環境の良さ ・まちなみの美しさや雰囲気

ii 地域の生活環境について

（20項目の現状の満足度について（平均スコア））



iii 快適な生活をするうえで、お住まいの地域で解決が急がれる問題について



2) 地域整備の基本方向

祢津地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■地域整備の基本方向

- ① 地域間との連携のとれた交通機能の強化
- ② 交流を育む都市機能の集積・充実
- ③ 良好な居住環境の整備
- ④ 自然環境と伝統文化の保全・活用

3) 地域整備の方針

①地域間との連携のとれた交通機能の強化

《安全で快適に移動できる道路網の形成》

- i 近隣市町村や中心市街地、観光レクリエーション地等への安全で快適に移動できる道路網の形成を図ります。
- ii 主要な道路については、緑化を推進し、快適な道路空間の形成を図ります。

《新たな道路網の整備》

湯の丸高原等へのアクセス道路として、東部湯の丸インターチェンジから主要地方道東御婦恋線への交通機能の強化を図ります。

②交流を育む都市機能の集積・充実

《拠点的土地利用の整備》

- i 多様な交流を育んでいくため、東部湯の丸インターチェンジ周辺及び東御中央公園、福祉の森等が一体となった整備を進めるとともに、身近なみどりを活用した歩行空間の整備を進め、快適でゆとりのある生活空間の形成を図ります。
また、東御中央公園については、各施設の機能の維持や、要望・ニーズに対応した新たな施設の拡充を検討します。
- ii 東部湯の丸インターチェンジと浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）の結節点付近は、交流拠点として交通結節機能を活かした都市機能の強化を図ります。
- iii 地域の拠点については、生活環境施設、コミュニティ施設等の環境整備や機能の充実・向上を図ります。

《浅間サンライン（主要地方道小諸上田線）沿道の有効活用》

田園環境と共生した沿道の計画的な土地利用を図るために、地区計画の導入及び特定用途制限地域等の指定を検討します。

③良好な居住環境の整備

《田園環境と共生した住宅地の形成》

農村集落においては、田園環境と共生した良好な住宅地の形成を図るため、必要に応じて地区計画の導入等を検討します。

また、空家対策の推進により、適正な管理が行われていない空家の解消や地域の住宅資源としての空家の有効活用等を図ります。

《水とみどりの空間の形成》

求女川周辺の水辺環境と北部の森林環境をネットワークとして結びつけ、市民にうるおいとやすらぎを与える水とみどりの空間の形成を図ります。

④自然環境と伝統文化の保全・活用

《自然景観の保全》

本地域の田園風景や農村集落における自然景観は、市民にやすらぎを与える貴重な環境資源です。この自然景観は積極的に保全・活用を図ります。

《自然環境の保全・活用》

- i 森林は、良好な環境資源として保全を図ります。
- ii 生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。
- iii 東部湯の丸インターチェンジの北東部に位置する丘陵地の遊休荒廃農地の解消、有効利用を図るため、遊休荒廃農地を区画整理によってワイン用ぶどう栽培団地として整備し、農地の確保及び担い手への集積を図り、ワイン用ぶどうの生産拠点としての整備を推進します。

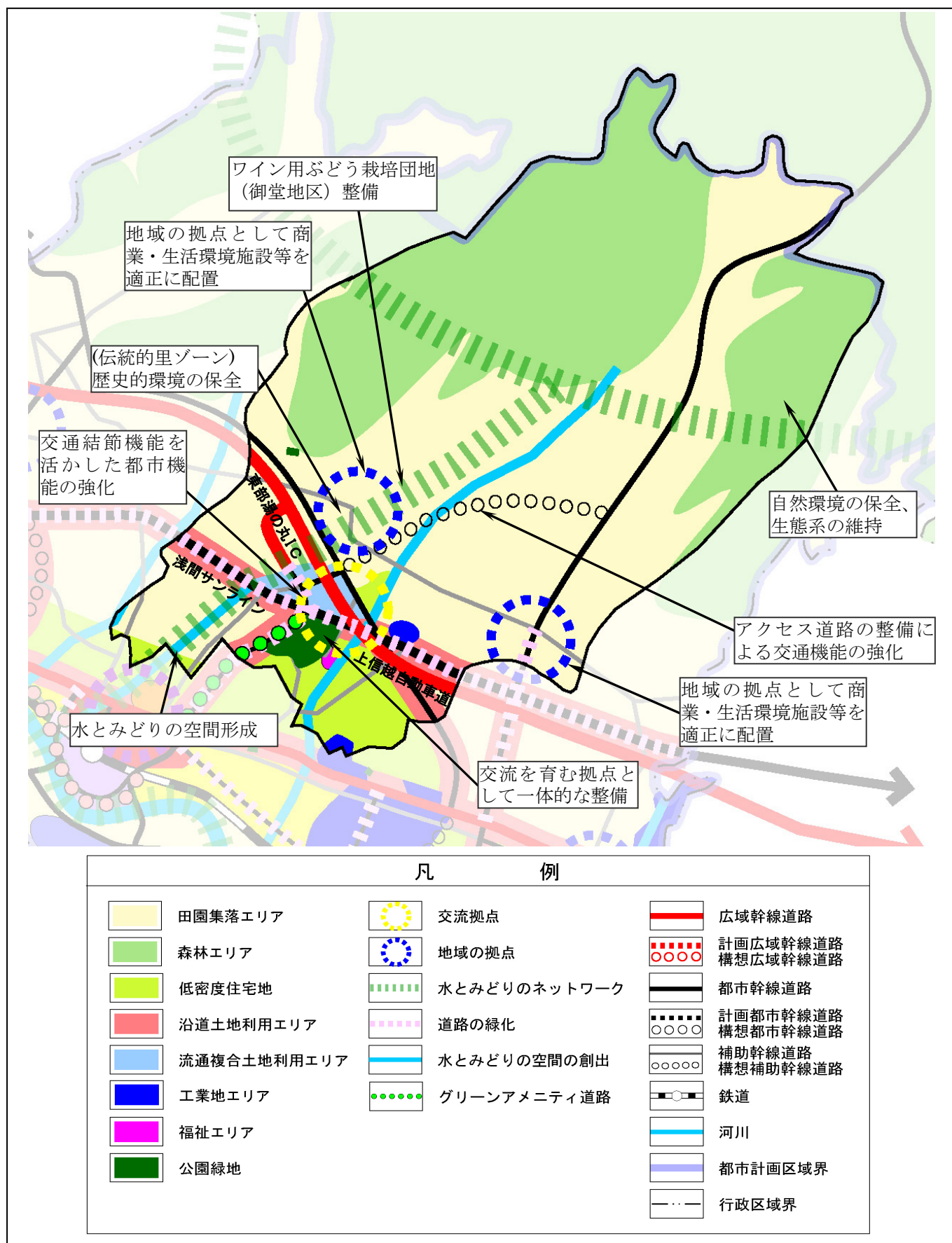
《伝統的里ゾーンの保全と活用》

西宮、東町周辺を伝統的里ゾーンとして位置付け、歴史的環境の保全・活用を図るとともに、史跡を巡る周遊ルートの整備を進めます。

祢津東町歌舞伎舞台



4) 地域整備方針図



(4) 和地域のまちづくりの方針

1) 和地域の現況特性

和地域（都市計画区域内）は、市西部に位置し、南向き斜面に山林が広がる自然豊かな地域で、西側は上田市、南側は田中地域、東側は祢津地域に接しています。地域の北側に集落や果樹、水稻等の農地が広がっています。

また、地域の中央を上信越自動車道と浅間サンラインが東西に横切っています。

地域内には、「大田区休養村とうぶ」、都市と農村の交流拠点「アグリビレッジとうみ湯楽里館」があり、湯楽里館には温泉施設や物産センター、農産物加工施設などが設置されています。また、国の指定文化財の「春原家住宅」や「児玉家住宅」などがあり、歴史的資源にも恵まれています。

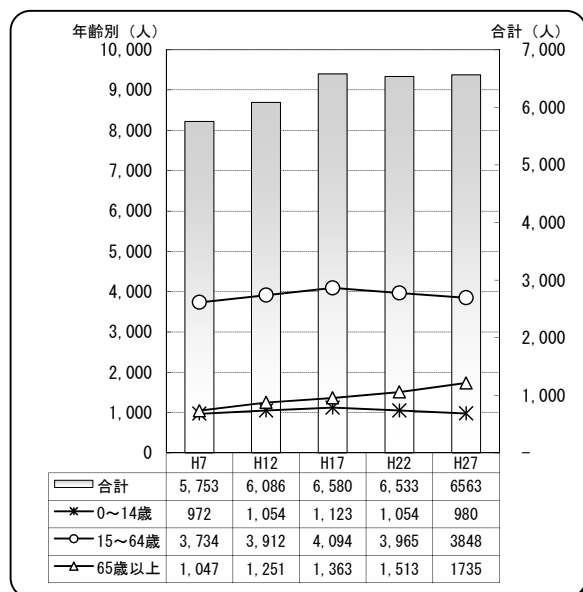


観光レクリエーション地の整備が進められ、観光客が増加するとともに、地域のにぎわいは増進しています。浅間サンライン北側に住宅団地が形成されるなど住宅地域も拡大してきています。また、本地域を通過する上信自動車道や上小・諏訪連絡道路、国道18号上田バイパスの整備計画があり、今後も、人・もの・情報などの交流が活発化し、さらに都市化が進行するものと想定されます。

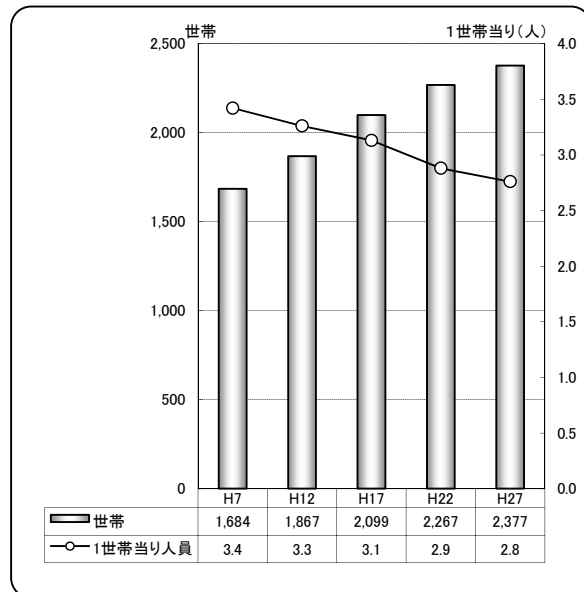
この地域は、都市化の進展に対応して住宅地、農用地、既存集落等に有機的なつながりを持たせるため、今後の交通需要に対応した新たな交通体系を整備し、より機能性の高い土地利用が望まれます。また、自然環境との調和をとりながら、良好な居住環境の形成を図るとともに、農業観光地などの整備による多様な人々との交流を育んでいくことが望まれます。

①人口・世帯の推移

《人口の推移》



《世帯の推移》





② 地域住民の意向（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケートより）

i 市の取り組みに対する満足度・重要度・優先度について

（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート）

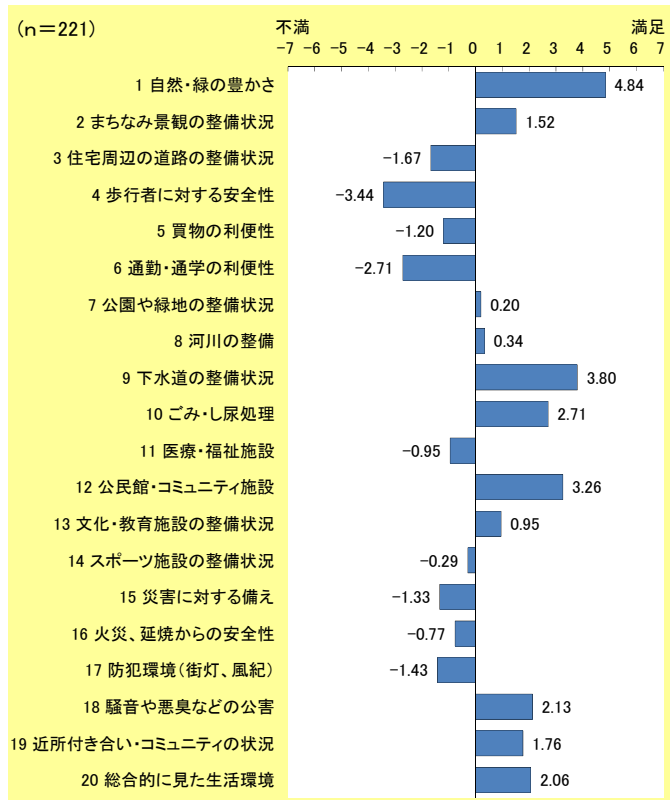
■地域別集計結果

市のまちづくりの状況について満足度・重要度の調査結果から4つのグループに区分。

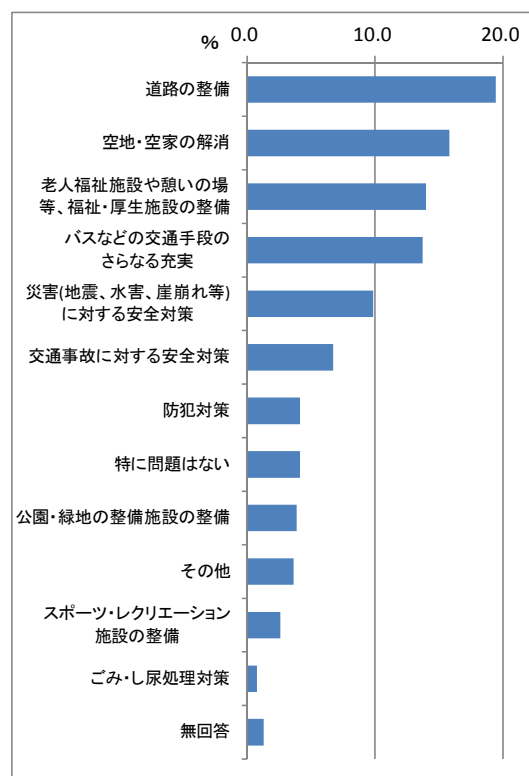
満足度は低い、重要度は高い ・日常、歩いて買い物ができる 便利さ ・バスや鉄道などの公共交通機 関の利用しやすさ ・身近な道路の安全性 ・通勤・通学の便利さ ・移動がスムーズな道路の充実	満足度が高く、重要度も高い ・山・川・農地などの自然景観 の美しさ ・保育所など子育て支援施設の 利用しやすさ ・河川や水路などの水のきれいさ ・地震や水害などの自然災害に 対する安全性 ・医療・福祉・文化施設など公 共施設の利用しやすさ
満足度も低く、重要度も低い ・駅周辺の中心商店街の利用し やすさ ・娯楽・レジャー施設の充実 ・働く場所としての工場・事業 所の充実 ・まちなかの駐車場の便利さ ・観光施設の利用しやすさ	満足度は高いが、重要度は低い ・住宅地のまちなみや環境の良さ ・まちなみの美しさや雰囲気 ・公園の利用しやすさ

ii 地域の生活環境について

（20項目の現状の満足度について（平均スコア））



iii 快適な生活をするうえで、お住まいの地域で解決が急がれる問題について



2) 地域整備の基本方向

和地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■地域整備の基本方向

- ① 地域間との連携のとれた交通機能の強化
- ② 交流を育む都市機能の集積・充実
- ③ 農村集落環境の保全と活用
- ④ 自然環境の保全と活用

3) 地域整備の方針

①地域間との連携のとれた交通機能の強化

《快適で利便性の高い道路網の形成》

- i 本地域は、国道 18 号上田バイパスの結節点に近接し、今後、都市化の進行が予想されることから、地域間の都市活動を支える都市計画道路の整備を進めます。なお、（都）本海野・海善寺線については地域の現状を勘案し検討します。
- ii 市民の利便性の向上を図るため、南北方向の交通機能を強化するとともに、安全で快適な道路網の形成を図ります。
- iii 主要な道路については、できる限り緑化を推進し、快適な道路空間の形成を図ります。

《新たな交流を育むための道路網整備》

新たな交流を育むため、広域ネットワークへ円滑に接続する道路網の整備を進めます。

②交流を育む都市機能の集積・充実

《準交流拠点の形成》

国道 18 号上田バイパスとの結節点周辺は、準交流拠点として位置付け、交通結節機能を活かした都市機能の強化を図ります。

《地域の拠点の形成》

浅間サンライン北側の和小学校周辺を地域の拠点として位置付け、生活環境施設、コミュニティ施設等の環境整備や機能の充実・向上を図ります。

《観光資源の活用》

「アグリビレッジとうみ湯楽里館」を自然と共生する観光資源として活用し、観光農園の整備や周辺の田園風景を活かしながにぎわいのある交流空間の整備を推進します。また、旧和学校校舎、春原家住宅等の歴史的資源を保全し、湯楽里館などの観光施設との連携等有効活用を図ります。



③農村集落環境の保全と活用

のどかさのある生活空間の形成を図るため、農村集落環境を保全・活用します。必要に応じて地区計画の導入を検討します。

また、空家対策の推進により、適正な管理が行われていない空家の解消や地域の住宅資源としての空家の有効活用等を図ります。

④自然環境の保全と活用

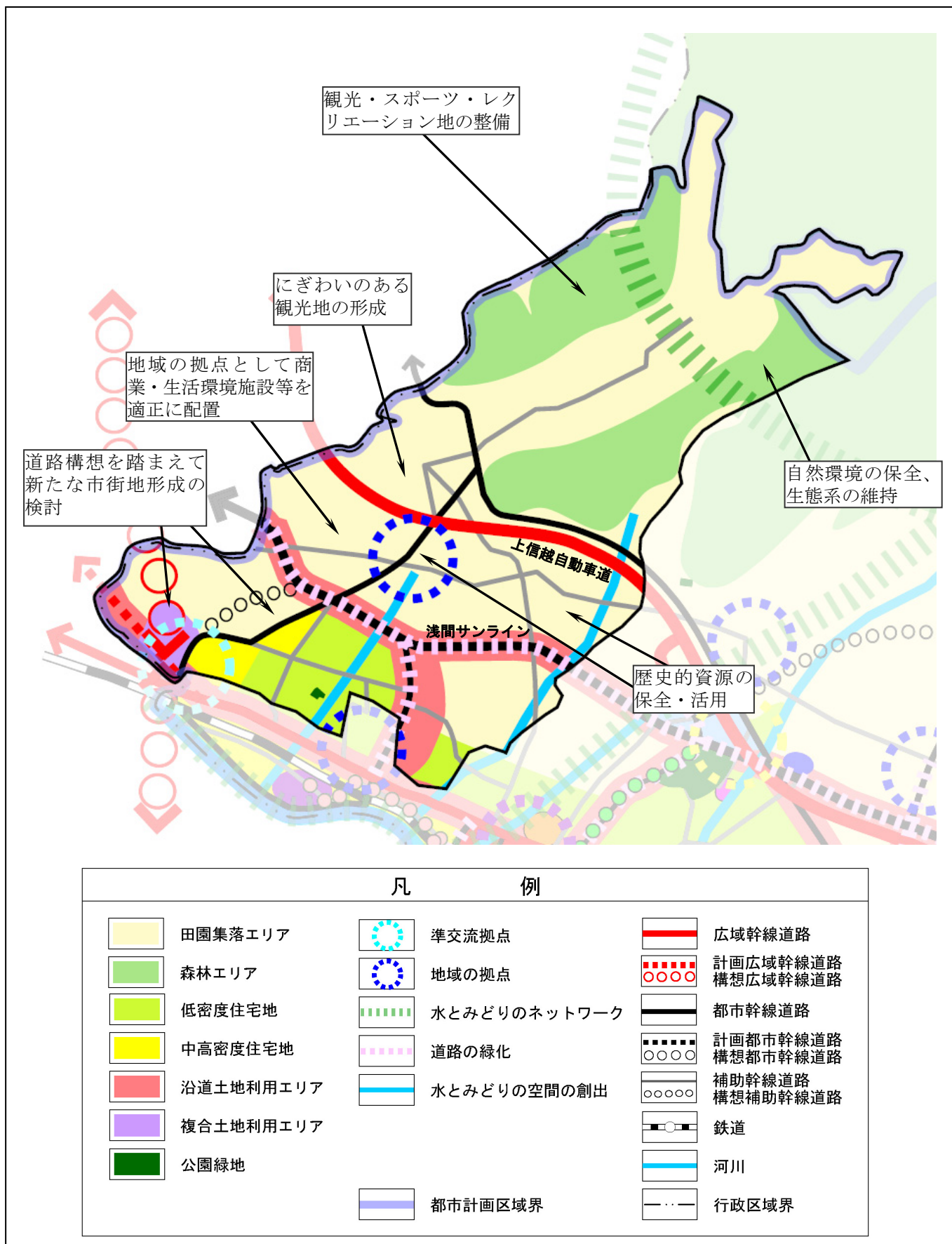
《自然景観の保全》

本地域の田園風景や農村集落における自然景観は、市民にやすらぎを与える貴重な環境資源です。この自然景観は積極的に保全・活用を図ります。

《自然環境の保全・活用》

- i 本地域は、自然環境に恵まれています。この自然環境は積極的に保全を図るとともに、計画的に活用して都市環境の創出を図ります。
- ii 人と自然がふれあえるやすらぎ空間の形成を図るとともに、多自然型の観光レクリエーション地の形成を図ります。

4) 地域整備方針図



(5) 北御牧地域のまちづくりの方針

1) 北御牧地域の現況特性

北御牧地域は市南部に位置し、中央を南から北へ鹿曲川が流れ、八重原・御牧原の台地、千曲川、鹿曲川沿いの河岸段丘を含む低地部とで構成されています。八重原・御牧原の台地は、水稻、白土馬鈴薯の畑などの農用地を中心とした農村集落が形成されています。近年では千曲ビューライン（千曲川左岸広域農道）、宮バイパス田之尻畔田間が開通し、芸術むら公園や住宅地などが形成され、観光・芸術文化の拠点としての整備が進んでいるとともに、農村地域工業導入促進法による工業地や芸術むら・白樺池・菖蒲沢等に住宅団地が形成されるなど住宅地域も拡大してきています。

千曲川、鹿曲川沿いの低地部は、幹線道路沿いに集落が形成され、大日向地区には北御牧庁舎や小中学校といった公共施設が集積し、千曲川左岸の幹線道路沿いには大規模な工業地や温泉、医療・福祉施設が整備されています。住宅団地としては、政所・常満・光ヶ丘団地が形成されるなど住宅地域が拡大しています。また、県道東部望月線の整備の進展に伴い、土地需要も更に多様化していくことが予想されます。

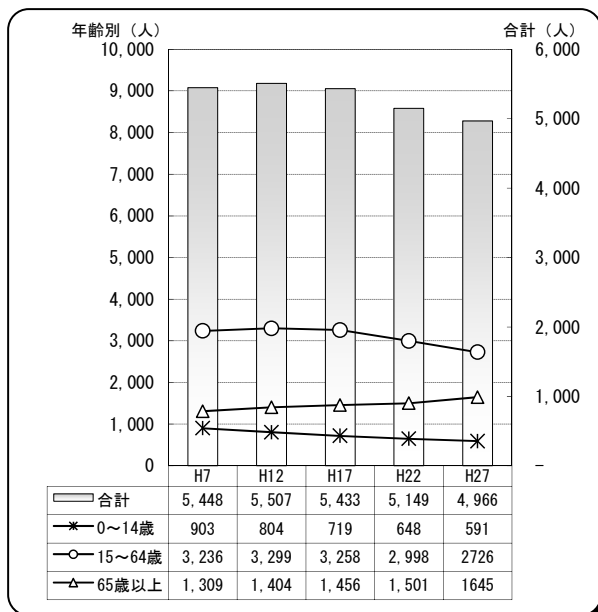
今後も地域の活性化を図るため、農村資源を多面的に活用した観光や文化・レクリエーションの拠点としての整備を進めるとともに、自然環境や農地の保全、景観等に十分配慮しながら田園と調和する快適な居住空間の形成を図ることが望まれます。

さらに、地域内には築30年以上の建物が多く存在することから、建物の建替え等に際しては防災面等に配慮した環境整備を進めていく必要があります。

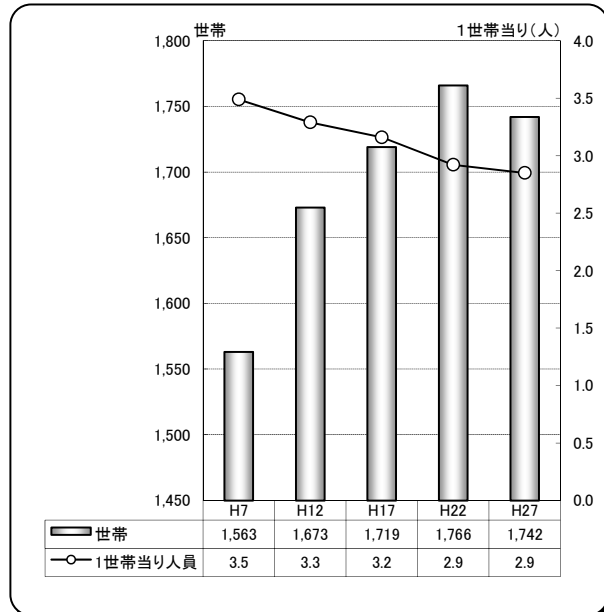


①人口・世帯の推移

《人口の推移》



《世帯の推移》





② 地域住民の意向（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケートより）

i 市の取り組みに対する満足度・重要度・優先度について

（東御市都市計画マスタープラン見直しに関するアンケート）

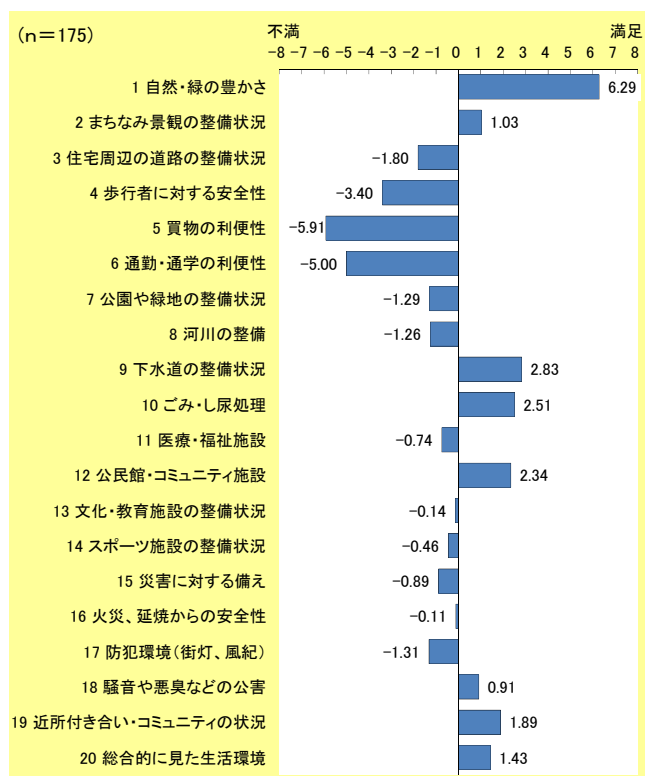
■地域別集計結果

市のまちづくりの状況について満足度・重要度の調査結果から4つのグループに区分。

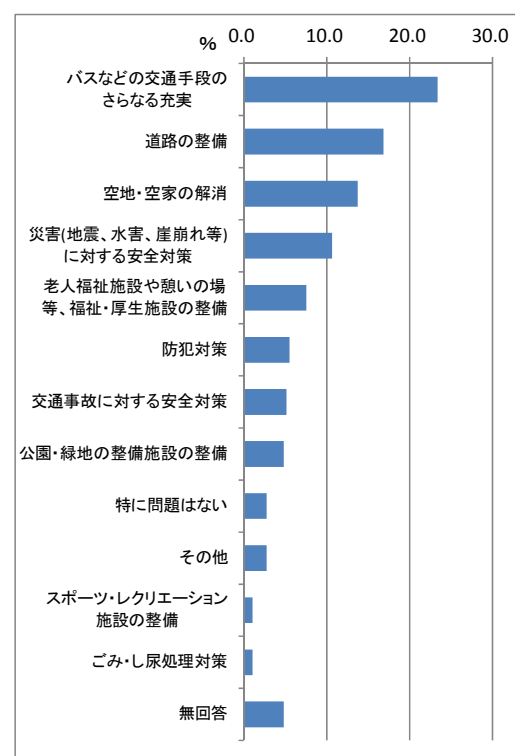
満足度は低い、重要度は高い ・バスや鉄道などの公共交通機関の利用しやすさ ・通勤・通学の便利さ ・身近な道路の安全性	満足度が高く、重要度も高い ・山・川・農地などの自然景観の美しさ ・保育所など子育て支援施設の利用しやすさ ・河川や水路などの水のきれいさ ・医療・福祉・文化施設など公共施設の利用しやすさ ・地震や水害などの自然災害に対する安全性 ・移動がスムーズな道路の充実
満足度も低く、重要度も低い ・日常、歩いて買い物ができる便利さ ・娯楽・レジャー施設の充実 ・駅周辺の中心商店街の利用しやすさ ・働く場所としての工場・事業所の充実	満足度は高いが、重要度は低い ・まちなみの美しさや雰囲気 ・住宅地のまちなみや環境の良さ ・公園の利用しやすさ ・観光施設の利用しやすさ ・まちなかの駐車場の便利さ

ii 地域の生活環境について

（20項目の現状の満足度について（平均スコア））



iii 快適な生活をするうえで、お住まいの地域で解決が急がれる問題について



2) 地域整備の基本方向

北御牧地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■地域整備の基本方向

- ① 自然環境・景観の保全と創出
- ② 地域の活動を支える交通網の整備・充実
- ③ 拠点づくりと地域資源を活かした産業の展開
- ④ 良好な集落環境の形成

3) 地域整備の方針

①自然環境・景観の保全と創出

- i 八重原・御牧原台地からの山並みや田園景観、野馬除などの歴史を感じさせる景観は、地域における豊かな暮らしを創出する重要な環境資源であり、来訪者にふるさとを感じさせ、やすらぎを与えていることから、景観条例、景観計画の策定等により今後も維持・保全を図るとともに、市民と行政が協力して一層の美しい景観を創出します。
- ii 鹿曲川・番屋川等河川の水質の保全を図るとともに、河川沿いにおける緑化の推進等により快適な水とみどりの空間づくりを進めます。
- iii 自然生態系の保全・再生に向けて、水田環境の保全など自然豊かな農村環境の保全活動を展開し、自然環境と共生した生活空間づくりに努めます。

②地域の活動を支える交通網の整備・充実

《道路網の整備》

- i 県道等の幹線道路は、安全性の確保と東部地域との円滑な連絡ができるよう交通機能の強化・充実を図ります。特に、県道東部望月線においては、新たな交通機能として田之尻畔田バイパスの整備を図ってきました。
- ii 地域間の移動を円滑にするため、生活道路の整備を計画的に進めます。
- iii 緊急車両等が通行できない幅員の狭い集落内道路の拡幅・改良を推進します。

《安全・快適な道路空間の整備》

- i 安全で快適な歩行者空間を確保するため、通学路等における歩道の整備を進めます。
- ii 周辺の自然環境と調和した快適な道路空間の整備を進めます。特に、千曲ビューライン（千曲川左岸広域農道）は、田園風景が調和し、快適に移動できるような沿道景観づくりを進めます。

③拠点づくりと地域資源を活かした産業の展開

《市街地連携拠点づくり》

北御牧庁舎周辺地区は、行政機能を一部分担する市街地連携拠点とし、地域の活性化、都市機能の充実を図ります。

《地域の拠点づくり》

- i ケアポートみまき周辺地区は、地域のサブ中心として温泉を活用した保健・医療・福祉の拠点の形成を図ります。
- ii いきがい交流センター周辺及び旧御牧原保育園周辺地区は、日常生活のサービス機能等を備えた、地区の中心としての役割を担う拠点の形成を図ります。また、菖蒲沢周辺については自然生態系の維持保全を大切にした公園整備を検討します。
- iii 芸術むら公園周辺は、地域及び市内外の交流拠点としてより一層の整備・充実を図ります。

《地域資源を活かした産業の展開》

地域資源を活かした観光や交流型農業の振興を図るため、農村環境整備や景観形成、レクリエーションの場の整備に努めます。また、羽毛山工業団地への優良企業の誘致を促進します。

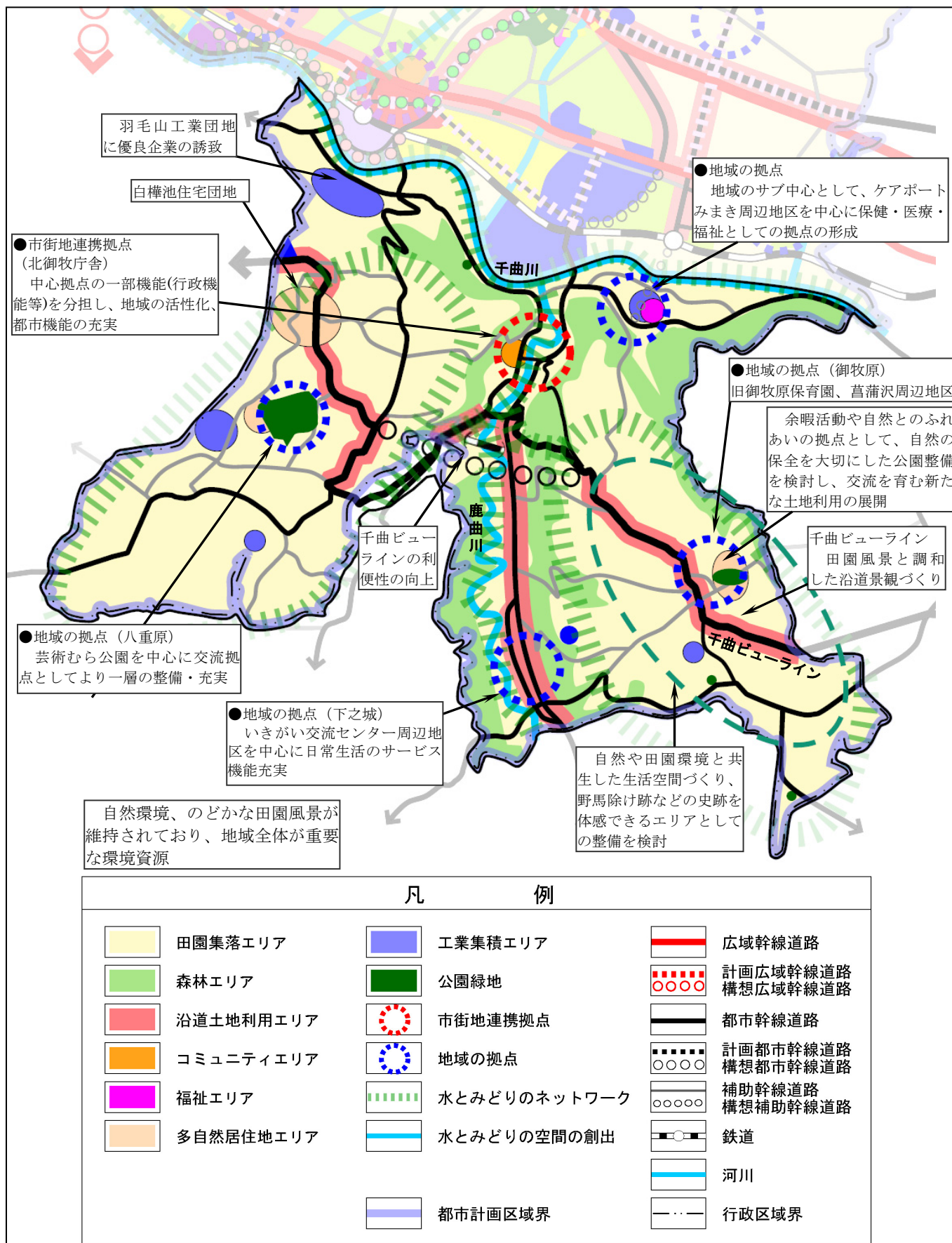
④良好な集落環境の形成

- i 豊かな自然環境と調和している既存の集落は、今後も維持し、緑地や貴重な樹林等を活用して良好な集落環境の形成を図ります。
- ii のどかな生活空間の形成を図るため、必要に応じて地区計画の導入を検討します。
- iii 建築に対する適正な規制・誘導により、防災面等に配慮したゆとりある生活空間の形成を図ります。
- iv 地域コミュニティ向上のため、公園、広場等の整備・充実を図ります。
- v 空家対策の推進により、適正な管理が行われていない空家の解消や地域の住宅資源としての空家の有効活用等を図ります。

御牧原台地の風景



4) 地域整備方針図



(6) 北部山林地域のまちづくりの方針

1) 北部山林地域の現況特性

北部山林地域（都市計画区域外）は、市北部に位置し、森林による豊かな自然環境に恵まれた地域です。森林のほとんどは国有林、保安林に指定され、カラマツ植林が広がるとともに、群馬県との県境付近の山間部は上信越高原国立公園に指定されており、豊かな自然環境に恵まれ「レンゲツツジ大群落」、「池の平湿原」等の自然資源、「湯の丸高原キャンプ場」や「湯の丸スキー場」等のスポーツ・レクリエーション施設があります。

他地域への幹線道路は主要地方道東御嬬恋線によって結ばれており、この沿線周辺には湯の丸高原をはじめとするいくつかの観光レクリエーション地があります。

今後も優れた自然環境を生かした森林空間の多面的な活用とともに湯の丸高原施設整備基本構想により、地域社会の活性化、多様な社会的要請に対応し得る地域として保全・活用が望まれます。



2) 地域整備の基本方向

北部山林地域の地域整備の基本方向を次のように設定します。

■ 地域整備の基本方向

- ① 自然環境の保全・活用
- ② 自然環境を活用した多自然型の観光・スポーツ・レクリエーション地の形成

3) 地域整備の方針

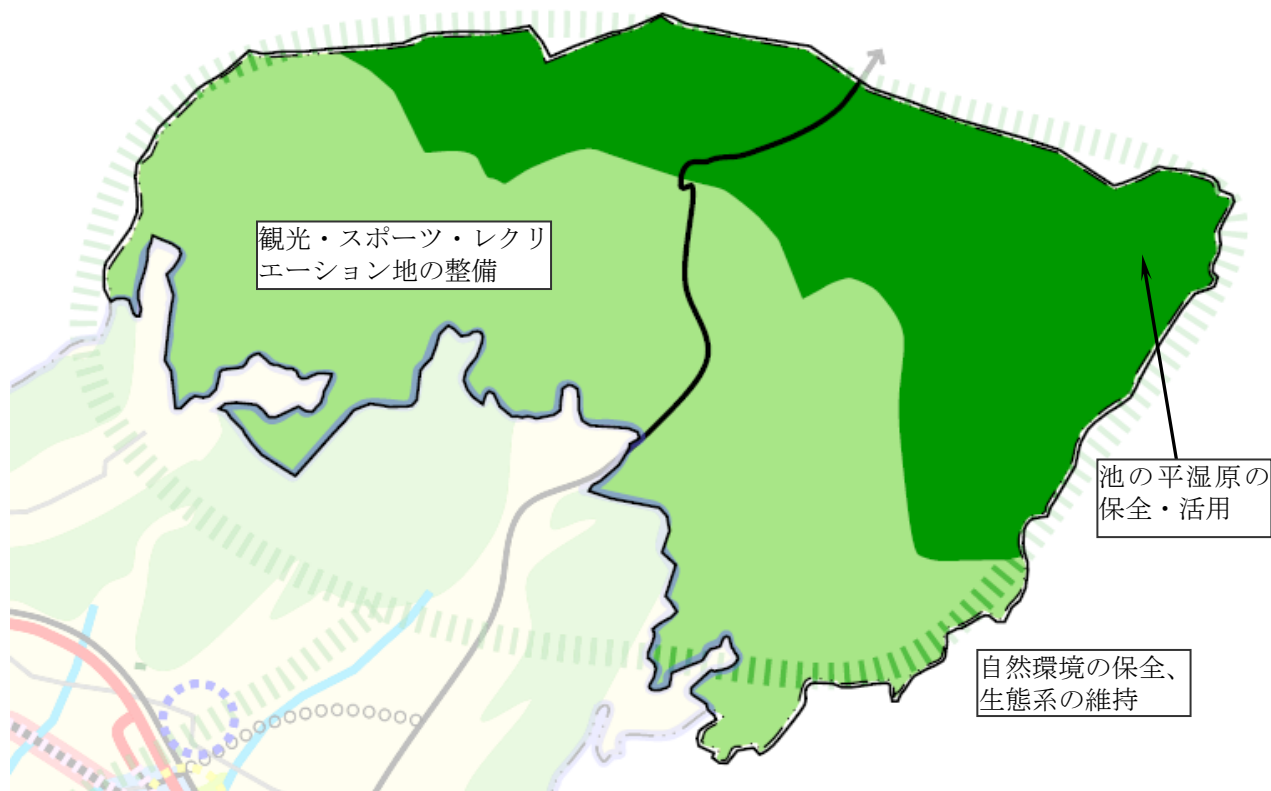
① 自然環境の保全・活用

- i 地域をとりまく広大な森林は、良好な環境資源として保全を図ります。
- ii 生態系や水源かん養等、森林の持つ重要な役割に配慮しながら森林の管理を進めます。

② 自然環境を活用した多自然型の観光・スポーツ・レクリエーション地の形成

- i ふれあい、交流の場として自然環境を活用した観光・スポーツ・レクリエーション地の整備を推進します。
- ii 人と自然がふれあえるやすらぎ空間、多自然型の観光・スポーツ・レクリエーション地の形成を図ります。

4) 地域整備方針図



凡 例		
 森林エリア	 水とみどりのネットワーク	 都市計画区域界
 自然公園	 都市幹線道路	 行政区界

第4章 実現化の方策

1 実現化方策の基本的な考え方

都市計画マスタープランは、都市の将来像を描き都市計画の指針として、まちづくりの基本方針を定めたものです。その実現にあたっては、第2次東御市総合計画ならびに東御都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を適切に反映させ推進していきます。

これからのまちづくりには、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応しながら、ゆとりや豊かさを実感できるような、魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

本都市計画マスタープランに沿って、まちづくりを計画的に実現していくためには、都市計画マスタープランの計画的な運用が不可欠であり、市役所内部の関係部局等相互の連携体制を確立するとともに、地域の実情を踏まえた見直し作業を行います。

また、計画的な事業推進にあたっては、まちづくりの主体である市民の理解と協力が重要です。そのため、全ての市民や行政が共にまちづくりを行っていくうえでの基本的な考え方を示した「市民協働のまちづくり指針*」により、市民と企業と行政が協働してまちづくりを推進する仕組みづくりが必要です。

そこで、まちづくりの基本方針を定めた都市計画マスタープランを実現する方策として、以下のことを実施していきます。

なお、地域別構想については、実現化の方策において示された方針や施策、事業等をそれぞれの地域整備の方針に基づいて展開していくとともに、地域住民の主体的な発想や取り組みにより、地域整備の基本方向の実現を図ります。

◆ 都市計画マスタープランの運用と活用

- (1) 市役所各関係部局等との都市計画マスタープランの共有化
- (2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

◆ まちづくりの推進

- (1) 都市計画の決定・変更
- (2) 事業の優先順位の検討
- (3) 財政運営の効率化

◆ 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制

- (1) 市民参加によるまちづくりの推進
- (2) 企業の協力・参加によるまちづくりの推進
- (3) 市役所内部組織の充実

*市民協働のまちづくり指針：市民と行政が対等のパートナーとして、共に考え、協力して地域の公共的課題の解決に向けて行動するために、協働の仕組みとルールを示す共通の案内書として、平成19年12月「市民協働のまちづくり指針」を策定（東御市）

2 都市計画マスタープランの運用と活用

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標においた長期的な計画です。社会経済情勢の変化に応じて適切な計画の推進を行うためには、まちづくりの進捗状況などを踏まえ、市民の意見を反映しながら見直しと充実を図る必要があります。

そのため、都市計画マスタープランを計画的に運用していくため、管理体制の構築を検討していきます。

(1) 市役所各関係部局等との都市計画マスタープランの共有化

都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを計画的に進めていくためには、市役所内部における横断的なまちづくりの推進体制を整えるほか、各関係部局等でまちづくりに関する情報を共有するための仕組みを構築していきます。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

1) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、市民と企業と行政の協働による効果的なまちづくりを推進していくことから、随時市民への情報公開を行うとともに、市役所内部の各関係部局等相互の連携を図りながらまちづくりの進捗状況を把握し、都市計画マスタープランの進行管理を行っていきます。

2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、計画が中長期にわたることから、その見直しについても社会経済の変化に応じて、地域の実情を踏まえながら市民参加のもとに柔軟に行っていきます。

また、都市計画マスタープランは、上位計画との整合が必要であることから、東御市総合計画の見直しと合わせて、都市計画マスタープランの見直しを行います。

3 まちづくりの推進

都市計画マスタープランに示す方針に基づいて、個々の事業や施策を検討し、必要に応じて計画の熟度などを判断しながら適正な時期に都市計画の決定・変更を行っていきます。

森林、農地などの保全や管理、計画的な市街地整備や市街地における貴重なみどりの保全や管理を進めていくために、まちづくりのルール化を検討していくとともに、緑化協定・住民協定・地区計画の導入、さらにはまちづくり条例の制定や関係条例等の見直しなどを検討し、良好な住環境・まちなみの形成等に努める必要があります。

用途地域指定区域以外で一定の開発が見込まれる区域においては、開発行為・建設行為が適正に行われるように規制・誘導します。

また、財政需要が増大する中で、都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを実践していくためには、計画的な財政運営が必要となります。

(1) 都市計画の決定・変更

1) 都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」です。

このため、計画的かつ適正な土地利用へ誘導、良好な自然環境の保全、地域の日常生活や観光、福祉の拠点となる市街地の形成を図るため、北御牧地域を都市計画区域に指定（平成 20 年 9 月 1 日）しました。

今後も、必要に応じ都市施設の見直しなど、東御市一体として総合的に整備、開発及び保全を図ります。

2) 地域地区（用途地域の見直し）

用途地域については、現在 684ha が指定されています。今後は、都市計画道路の整備等、都市基盤整備の進展状況を見極めながら、必要に応じ用途地域の見直しを行います。

3) 地区計画制度等の活用

地域住民の合意による美しいまちなみを形成していくために、住民協定及び地区計画制度等の積極的な活用を検討し、計画的なまちづくりを推進していきます。

集落地の周辺には美しい田園風景が広がっていることから、地域の特性を考慮しながら地区計画の導入を検討し、計画的な土地利用・建築物を誘導することにより、効果的なまちづくりを推進します。

また、都市計画区域に指定された北御牧地域については、自然環境や優良農地、居住環境等の適正な保全と調和を図るため、当面は用途地域の指定は行わず、幹線道路近傍等、無秩序な市街化や周辺地域と景観上の軋轢を生じる施設が立地するおそれがある区域については、関係機関と調整を図りながら、特定用途制限地域や地区計画、景観条例の適用を進めます。

4) 都市計画道路の見直し

都市計画道路は計画的なまちづくりを行うために、都市計画に位置付けられる道路ですが、現在の都市計画道路の整備率は低く、計画決定したまま事業が長期間未着手となっている都市計画道路があります。

近年の社会経済状況等の変化などにより、都市計画道路の役割や必要性に変化が生じつつある路線もあります。

このため、県の示す「都市計画道路見直し指針」また、「東御市都市計画道路見直し方針」に基づき、これからの都市計画との整合性や事業の検証及び各計画路線の事業効果の検証、並びに市全体の道路ネットワーク等を検証し、都市計画道路の「必要性」と「実現性」について定量的・定性的に評価を行い、それらを総合評価することにより「存続（変更・追加も含む）」、「廃止」の方向性を見定め、都市の将来像の実現に向けた都市計画道路を必要に応じ見直しを行います。

(2) 事業の優先順位の検討

計画的に事業を実施していくために、毎年策定・見直しが行われている実施計画の中で、事業の優先順位を検討していきます。

(3) 財政運営の効率化

投資効果を踏まえた財源配分や自主財源の確保、国・県及び民間資金の導入など、長期的な視野に立った財政運営に努めます。

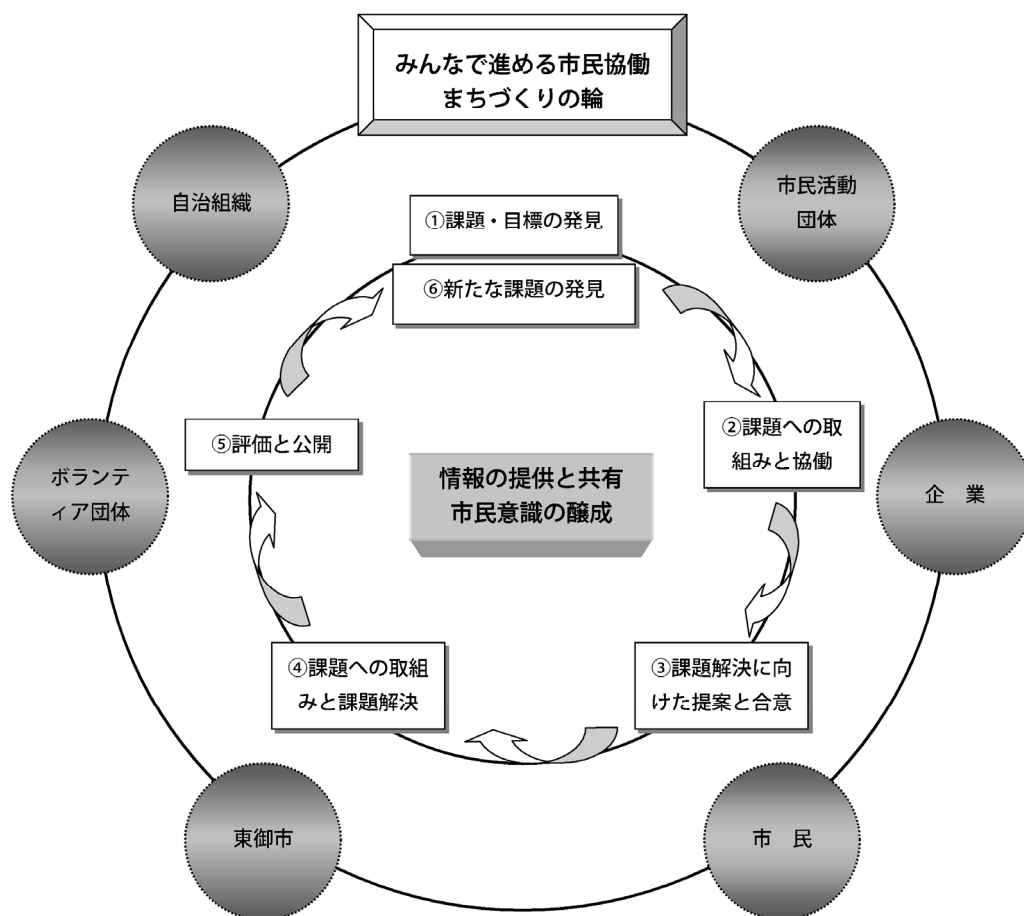
4 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制

市民と企業と行政の協働によりまちづくりを進めていくためには、それぞれの役割と責任を明確にしていく必要があります。市民は一人ひとりが自主的にまちづくり活動に参加し、行政はそれを支援していきます。企業は、市民と行政の合意のもとに進めるまちづくり事業に協力をしていきます。

このように、市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制を構築し、都市計画マスタープランに基づいたまちづくり事業を計画的に進めます。

○市民協働の手順：「市民協働のまちづくり指針」より

市民との協働を具体的に進めるためには、以下のような段階と手順により市民協働のまちづくりを効果的、発展的に進めていきます。



(1) 市民参加によるまちづくりの推進

1) 市民と行政との連携・協働体制の強化

市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりにあたって活用すべき地域資源の中心となる人的資源です。まちづくりを計画的に実現していくためには、市民の理解と協力が欠かせません。

そのため、まちづくりのあらゆる領域で、市民と行政が共に知恵を出し合い、汗を流し合うことができる、市民と行政の協働のための市民参加の仕組みを構築していくとともに、市民と行政との連携・協働体制の強化を図ります。

2) 市民の意識啓発と市民参加の推進

広報活動の充実や市ホームページ、市報とうみ、とうみケーブルテレビ、エフエムとうみなどを活用して、市民にまちづくりに関する情報を公開するとともに、市民と行政が、お互いの情報を共有する機会や手段を充実させます。また、シンポジウムの開催や様々なまちづくり懇談会等の機会を設け、市民に対してまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。

3) まちづくり組織の育成

地域の中でまちづくりのリーダーとなる人材を育成するとともに、まちづくりに関する様々な活動を積極的に行っていく組織を支援し、市民参加によるまちづくりの実現を図ります。

(2) 企業の協力・参加によるまちづくり

1) まちづくり活動への協力要請

市民や行政が進めるまちづくりについて、企業が、地域のまちづくり活動を理解し、それぞれの企業のもつ特性を活かし、自らもまちづくりに参加して地域に根ざした活動を展開できるよう、支援・協力要請をしていきます。

(3) 市役所内部組織の充実

1) 市役所内部体制とまちづくり体制の強化

都市計画マスタープランはまちづくりに関する総合的な方針であり、道路、公園、住宅、景観など、個別分野の整備を一体的に進めていくための指針として位置付けられます。このことから、都市計画部門だけではなく、幅広い部門との連携をとりながら総合的かつ計画的に施策を展開していく必要があります。

そのため、市役所内部における体制を整えるとともに、各関係部局等相互の連携を強化し、本計画の円滑な実現を図ります。

また、市民からのまちづくりに関する情報の収集・発信及び相談・助言を担う部署組織の設置など、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する体制を整備します。

2) 広域的な調整と連携

公共事業の推進や土地利用の規制・誘導などについて、広域的な対応をとる必要が高まっていることから、国、県、周辺市町村及び関係機関などとの調整・連携を強化します。

5 まちづくりの計画的な事業推進

ここでは、東御市都市計画マスタープランの全体構想に示された分野別の整備方針について、土地利用、交通体系、水とみどり、景観形成などそれぞれの分野ごとに、東御市総合計画の施策の事業計画や市民の要望なども加味した上で、効果的・効率的に計画を推進していくため、事業の整備目標について検討を行い、計画的に推進すべき施策について整理します。

短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
土地利用の方針			
自然環境と調和した土地利用の推進	○ ○ ○	○ ○	・地区計画、特定用途制限地域の活用 の検討 ・森林法による保安林の指定 ・農業振興地域の整備に関する法律による農 用地区域の指定（見直し） ・遊休荒廃地の有効活用
交通網と連動した適正な市街地の形成	○	○ ○ ○	・用途地域見直しによる、商業、業務施設、 工業施設等の誘導 ・西海野地区における交通結節点機能を活か した複合型土地利用の検討 ・（都）稲荷町線の改良と沿道市街地整備の 検討
地域の特性に応じた土地利用の推進	○	○	・住民協定、建築協定、緑化協定の活用
適正な土地利用の規制・誘導	○ ○ ○	○ ○	・北御牧地域を都市計画区域に指定（H20.9） ・用途地域の見直し ・地区計画の活用 の検討 ・特定用途制限地域：浅間サンラインや千曲 ビューラインを対象に検討
交通体系の整備方針			
広域ネットワークに対応した道路網の形成	○	○ ○ ○	・国道18号上田バイパスの整備促進 ・上田地域30分交通圏の促進 ・上信自動車道の整備促進
都市活動を円滑に行える道路網の整備	○ ○ ○	○ ○ ○	・県道東部望月線等の整備促進 ・その他構想路線の実現化の検討 ・補助幹線道路：幹線市道の整備を推進
安全・快適で景観に配慮した道路整備	○ ○ ○	○ ○ ○	・幅員4m以上を基本とした生活道路の整備 ・沿道景観の向上（街路樹・ポケットパーク の設置等） ・主要通学路の歩道整備 ・歩道の狭い道路の改善

注：整備目標の短期・中長期ともに○表示の事業については、短期に取り組み中長期に渡り継続して取り組む必要がある事業



短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
公共交通の利便性の向上	○ ○	○ ○	・田中駅自由通路及び駅南口整備(H21.9) ・滋野駅前広場整備の検討 ・デマンド交通システムの充実 ・道の駅「雷電くるみの里」、道の駅「みまき」の環境整備
都市計画道路の見直し	○		・都市計画道路全体の見直し
水とみどりの整備方針			
自然環境の保全 (みどりをまもる)	○ ○ ○	○ ○ ○	・緑地保全地区・風致地区の指定の検討 ・「農地、水、環境保全向上対策事業」の活用による農地のもつ多面的機能の維持保全 ・主要河川の水域確保、水辺環境の保全 ・自然の生態系、身近な河川や里山・ため池の保全、稀少動植物の保護
水とみどりの環境づくりと緑地空間の創出 (みどりをそだてつなげる)	○ ○	○ ○ ○	・千曲川、求女川、鹿曲川などの河川に親水公園、遊歩道等の整備 ・東御中央公園、芸術むら公園、菖蒲沢公園の機能の維持・充実 ・都市公園、身近な広場・緑地の維持と整備 ○街区公園：住区の人口規模等に応じ、各住区に適正に配置 ○近隣公園：適正な誘致圏(500m)を確保するように配置 ○地区公園：適正な誘致圏(1km)を確保するように配置 ・千曲川の水辺環境を活かした緑道整備
身近なみどりを活用した緑地空間の創出 (みどりをすすめる)	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	・市役所、学校等、公共施設の緑化推進 ・交通施設沿線の緑地帯の整備 ・市民や民間企業などの協力による生垣の設置、事業所敷地内の緑化を促進 ・商業地における緑地空間の整備 ・工場、大型店舗敷地内での緑化推進のため緑化協定の活用を検討
みどりの基本計画の見直し	○		・みどりの基本計画の見直し
景観形成の整備方針			
市民と行政が協働する景観づくり	○ ○ ○	○ ○ ○	・景観計画、景観条例の検討 ・歴史的まちなみの保全と活用 ・住民協定等による良好な住宅地景観の形成
まちの魅力を高める景観づくり	○ ○	○ ○	・広域農道沿道の看板規制 ・個性的な建物や歴史・文化的な建物を活用した景観づくり ・無電柱化、舗装の素材や色の検討
身近なみどりを活用した景観の創出	○	○	・田園風景や社寺林等の保全・活用



短期：概ね5～10年 中長期：10～20年

事業等の種類	整備目標		具体的事業例
	短期	中長期	
都市施設の整備方針			
水道水の安定供給と下水道による水質保全	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	・水道ビジョンに基づく事業の推進 ・水道施設長寿命化事業の推進 ・新たな下水処理計画の推進 ・下水道施設長寿命化事業の推進 ・雨水幹線排水路の整備
循環型まちづくりに対応した生活環境づくり	○ ○	○	・広域ごみ処理施設の整備を推進 ・リサイクル活動、ごみの減量化・資源化の推進
行政サービス・情報を提供する生活支援サービス	○	○ ○	・文化、教育施設等の整備・充実 ・コミュニティーセンター、公民館等の施設整備の推進 ・公共施設、集落表示、案内誘導のサインの統一
福祉のまちづくりの方針			
バリアフリー化の福祉環境づくり	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	・公営住宅での福祉型住宅の整備推進 ・ユニバーサルデザインによる施設の整備・充実 ・歩行者空間のバリアフリー化 ・案内標識、点字ブロック、ベンチの設置等による歩行者空間の整備
少子・高齢社会に対応したまちづくり	○ ○ ○	○ ○	・福祉のまちづくりの推進体制強化 ・子育て支援センターや児童館の充実 ・保育園の計画的な改築(H18～27)
都市防災の方針			
災害に強いまちづくり	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	・建築物の耐震化・不燃化の促進 ・防火・準防火地域指定の検討 ・治山・治水施設等の整備 ・河川改良事業、治水砂防事業の推進 ・避難路、緊急避難場所等の確保と適正な配置 ・公園等オープンスペースの確保 ・地域防災体制と消防防災施設の充実 ・消防救急体制の強化 ・防災情報提供システムの構築 ・土砂災害・洪水ハザードマップの周知



資料：用語の解説

あ行

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

か行

開発行為

建築物を建設するために、切土、盛土、整地により土地の区画や形質を変えること。都市計画区域内で 3,000 m²以上の開発をする場合、また、都市計画区域外で 10,000 m²以上の開発をする場合は、県の許可が必要。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

観光農園

観光客等の第三者を対象に、個人農家または農業法人が経営する農園で、自ら生産した農産物の収穫体験又は観賞など、レクリエーションのためお客に開放する農園。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ災害を未然に防止するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により長野県知事が指定した急傾斜地を含む、ある一定の土地のこと。

建築協定

市が条例で定める一定区域内で、建築基準法の基準以外に、土地所有者等の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて基準を定める協定。

グリーンアメニティ道路

より質の高い道路整備を図るため、みどりや景観の向上など、みどり豊かな快適環境を創造する道路のこと。

グリーンベルト

緑地帯のこと。大気汚染・騒音・悪臭等から生活環境を守るために造られたり、道路の上下車線の間などにつくられる。



広域ネットワーク

複数の地域が道路、鉄道や情報網で繋がり、一つの経済圏域（都市）として活動すること。

広域圏

経済圏、地域圏、商圏など、行政区分を越えた広域的な社会・経済的な繋がりを持った地域区分。通勤・通学などの定期的・日常的な交流に限らず、経済活動、文化的結合性、購買や娯楽の志向性などに着目した枠組。

広域都市圏

日常生活や経済活動が一体的に営まれている、中心都市と周辺の市町村を含めた圏域のこと。

土砂災害・洪水ハザードマップ

大雨により河川が氾濫した場合に備えて、住民が迅速に避難できるよう、避難するために必要な浸水情報、避難情報などの各種情報を分かりやすく図面などに表示したもの。

さ行

産学官連携

企業や大学等の学術機関、行政機関などが共同研究等で連携し、新たに生み出された技術やノウハウを産業化へ結びつける取組。

自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林業的土地利用に、自然環境の保全を目的とした森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。

社会資本ストック

道路・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設などを社会資本といい、社会資本ストックはその整備量を指す。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、天然資源の消費を抑制し、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

住区基幹公園

主として近隣に居住する人の日常的な利用を目的とした都市公園分類の1つ。住区を計画単位としたもので、住区基幹公園には、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。



親水公園

河川、池、湖沼、水路などの水辺を市民に開放し、水と親しむことができることを目的として整備される公園・緑地。

スポーツツーリズム

プロスポーツなどの観戦や、マラソン、ウォーキングなどのスポーツイベントへの参加を目的とし、開催地周辺の観光とを組み合わせた旅行形態。

スローツーリズム

個人や小グループを中心に、地域の人々や自然とのふれあいや体験など、ゆっくりとした時間を過ごす滞在型の旅行形態。

た行

ターミナル機能

そこから放射線状に広がっていくこと。駅のターミナル機能とは、鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぎ機能。

第2次東御市総合計画

地方自治法にもとづいて作成する、東御市のまちづくりの最も基本となる計画であり、「第1次東御市総合計画」が平成25年度末で目標年次を迎えたことから、平成26年度を初年度とする新たなまちづくりの指針として策定したもの。

地区計画

安全で快適なまちなみの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めたもの。

低密度住宅地・中高密度住宅地

本編で使用した低密度・中高密度とは、建物の容積率の程度を指す。容積率とは、延床面積を敷地面積で割ったもので、都市計画区域内では、建築基準法の規制により用途地域の種別や前面道路の幅員などにより容積率の上限が定められている。

低炭素都市

二酸化炭素排出量やエネルギー消費が少ない「低炭素社会」を実現させる都市のこと。



伝統的建造物群保存地区

周辺の環境と一体をなして歴史的風景を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなして価値を形成している環境を、市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区と定め保存する制度のこと。なお、伝統的建造物群保存地区のうち価値の高いものとして、海野宿は国が重要伝統的建造物群保存地区として選定している。(文化財保護法第 83 条の 4)。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者等の住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるような「コンパクトシティ プラス ネットワーク」による都市づくりを目指すもの。

都市機能

都市での様々な活動を支える機能のことで、商業、業務、広域行政サービス、産業、アミューズメント、教育文化、福祉医療等に分かれる。

都市基盤整備

道路、鉄道などの交通基盤、電気・ガス・水道などの生活基盤、学校、文化施設などの文化基盤といった都市的な生活を支える基盤を整備すること。

都市計画道路

都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。都市施設として、種類、名称、位置、区域、種別及び車線数その他構造について定める。

都市構造

人や産業が集中する拠点の配置、住居・商業・工業等の土地利用の基本的な配置、道路や鉄道等の骨格的な交通軸等から捉えた都市の骨格のこと。

都市施設

道路や公園、緑地、上下水道、河川、学校、ごみ焼却場等都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称で、都市計画法により定められた施設のこと。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。



特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、自治体が建築物の用途を規制することのできる地域のこと。

東御市地域防災計画

災害対策基本法及び東御市防災会議条例に基づく計画として、東御市における防災に関し、その処理すべき事務並びに業務の大綱を定めて、市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として東御市防災会議が策定した計画。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。

デマンド交通システム

通勤・通学や、高齢者の通院、買物などの公共交通確保のため、東御市内を5エリアに分けて周辺部から市中心部を行き来して、あらかじめ登録した市民の需要（デマンド）に応じて、自宅や訪問先を戸口から戸口へと相乗りのワゴン車（とうみレッツ号）で送迎し、予約・配車・運行を一元的に管理することによって、低コスト・低料金を実現する交通システムのこと。

な行

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きるような社会こそノーマルであるという考え方。

は行

パークアンドライド

自宅からもよりの駅または停車場まで自家用車を運転して行き、車を駐車場に入れてから公共の交通機関に乗継ぐ移動方式。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における樹林地などの良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区。



ポケットパーク

密集した住宅地や道路沿いに設けられた小公園。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく地方版総合戦略として、平成 27 年 8 月 26 日に策定した計画であり、「東御市人口ビジョン」で示された本市の人口の現状と将来展望を踏まえ、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための 5 ヶ年計画。

まちづくり協定

建築基準法による建築協定により制定できる項目は限定されているので、それを補い住民が自主的なまちづくりを推進し、まちの住環境を維持・増進させるため、特にルールとして決めておくことが必要な事項について市長との間で結ぶもの。住民と市が協力してその内容を守っていくことになる。

みどりの基本計画

都市緑地保全法により、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事項を定める基本計画で、都市緑化推進計画を総合的に推進するために策定するもの。

や行

ユニバーサルデザイン

都市空間・施設、製品、サービスなどあらゆる領域を対象とし、障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人に適合する製品・建物・環境などのデザイン。

遊休荒廃地

耕作の目的に供されていない土地や、原野化している土地等、活用がされないで放置してある土地のこと。

用途地域

都市計画法によって定められている地域の一つで、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態に制限を加えることにより、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、地域の特性に応じて 12 種類に分かれている。



ら行

緑化協定

みどり豊かなうるおいのあるまちなみをつくるため、住民が話し合い、塀を生垣とすることや植える樹木の種類などのルールを定めることができる制度。

緑地保全地区

都市緑地保全法の制定により創設されたもので、良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画で定め、都市における緑地（樹林地、草地等）の適正な保全を行う地区。

緑道

植樹帯や園路（歩行者路や自転車路）を主体にした歩行者のための道であり、公園・学校・商店・駅前広場など公共サービス施設を結ぶように配置され、多目的空間として機能するものをいう。

わ行

ワークショップ

テーマについて参加者が自由にアイデアを出し合い、学び合う集まり。まちづくりなど、多面的な角度からの合意形成が望まれる課題解決に有効な方法。

東御市都市計画マスタープラン

平成 2 9 年 3 月

東御市都市整備部建設課都市計画係

〒389-0592 長野県東御市 281-2

TEL (0268)62-1111 (代) FAX(0268)64-5881

URL <http://www.city.tomi.nagano.jp/>